

いわて汚水処理  
ビジョン2017  
(資料編)

資料1 用語解説（あいうえお順記載）

用 語	用 語 解 説	記載頁
アクションプラン	今後10年程度を目途に汚水処理の概成を目指した各種汚水処理施設の整備手法及び計画区域などを定めた整備計画。	7,8,23, 24,54
アセットマネジメント	サービス水準を維持し、適正な施設管理、執行体制の確保、資金の確保（経営管理）の全般を管理すること。	60
いわて汚水処理ビジョン 検討委員会	学識経験者や専門家の6名の委員で構成され、次期県構想に対して、中長期的な視点から検討・提言をいただくための委員会。	8
岩手県汚水適正処理推進会議	汚水処理施設の整備及び維持管理に関する施策を総合的かつ効率的に推進することを目的として、県庁関係課、広域振興局、市町村で構成される。	8
岩手県公共施設総合管理計画	長期的視点における公共施設等マネジメントの取組みを推進するための公共施設等管理に関する基本計画	6,7,61
岩手県人口ビジョン	本県における人口の現状を分析し、将来人口の展望を示すもの。	6,7,21
雨水排水施設整備率	雨水排水施設整備済み面積を雨水計画面積で割った値。	78,80, 83,84
汚水処理原価	汚水処理費用を有収水量（料金収入の対象水量）で割った値。有収水量1m <sup>3</sup> あたりの汚水処理費。	43,44,45, 51,54
汚水処理人口	下水道や集落排水施設が整備され、接続が可能な区域内の人口及び、浄化槽が整備された世帯の人口。普及人口、供用人口、整備人口も同義語として使用される。	14,27
汚水処理人口普及率	下水道や集落排水施設を利用することができる人口に浄化槽を利用している人口を加えた人口を、県の総人口で割った値。汚水処理施設の普及状況を表す指標。	1,3,5,13, 14,15,16, 23,25,26,27
カーボンニュートラル	「カーボン」は「炭素」を、「ニュートラル」は「中立」を意味し、燃やしても大気中の二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）の増減に影響を与えないバイオマス燃料などがもつ性質。	34
下水道BCP	「事業継続計画」の意味。災害発生時のヒト、モノ、情報及びライフライン等の利用できる資源に制約がある状況下においても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画。	68,71, 72,76
下水道地震対策緊急整備事業	緊急性の高い地震対策を早急に実施するために、2006年度に創設された事業。	68
下水道総合地震対策事業	緊急整備事業の見直しに加えて、下水道施設の耐震化を図る「防災」、被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策のため、2009年度に創設された事業。	68
個別処理方式	家庭や事業所が点在する地域において、個々の発生源ごとに汚水を処理する方式（浄化槽）。	24

用語	用語解説	記載頁
し尿処理施設	汲み取りのし尿や、集落排水施設及び浄化槽から発生する汚泥を処理する施設。市町村あるいは複数市町村で構成される行政組合が設置する。	17,30,34, 35,39
集合処理方式	既成市街地など、人口が密集した地域を対象に、汚水を処理施設に集約し処理する方式（下水道、集落排水）。	17,24
使用料単価	使用料収入額を有収水量（料金収入の対象水量）で割った値。有収水量 1 m <sup>3</sup> あたりの使用料収入額。	42,43,44, 45,51
水洗化人口	トイレの水洗化が行われ、下水道等に接続し処理を行っている人口及び浄化槽で処理している人口。	14,15
水洗化人口割合	水洗化人口を県の総人口で割った値。	14,15,23
ストックマネジメント	既存の建築物（ストック）を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法であり、既存施設を適正に管理すること。	60,61,65
接続率	水洗化人口を汚水処理人口で割った値。水洗化率も同義語として使用される。	11,45,46, 48,51,52,91
内水ハザードマップ	想定される内水による浸水被害や過去の被害実績などの浸水情報、及び避難場所、洪水予報や避難情報の伝達方法などの避難情報を記載したもの。	84,85
ハード対策、ソフト対策	構造物による被害を軽減する対策をハード対策、それらによらない対策をソフト対策。	75,81,82, 83,84,85
バイオマス	環境の中に還元でき、再生可能な生物に由来する資源。	10,33,34, 35,36
パブリックコメント	行政が政策等を決めていく過程で、原案を事前に公表して県民等から意見を募り、それを反映したうえで最終的な決定を行うこと。	8
ふるさと振興総合戦略	ふるさとを振興し、人口減少に立ち向かうための取組方向や具体的な施策、数値目標を示すもの。	6,7,10
マンホールトイレ	災害時に下水道管路にあるマンホールの上に、簡易なトイレ設備を設け使用するもの。	73,74,89

## 資料2 岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例

### 《 条文 》

岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例

(平成10年3月30日条例第22号)

#### 目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

第1節 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針（第10条）

第2節 環境基本計画等（第11条・第12条）

第3章 環境の保全及び創造に関する施策等

第1節 環境の保全及び創造に関する施策（第13条—第25条）

第2節 地球環境の保全の推進（第26条）

附則

私たちの住む地球では、悠久の時を経て、多様性に富んだ生態系を持つ環境が作り上げられてきた。人間は、その環境の恵みを受けつつ、知恵を蓄え、技術を身に付け、文化を築いてきた。

近代になって、人間が利便性や快適性を求めて、急速に天然資源や化石エネルギーを消費するようになったことなどから、自然のバランスが崩れ、地球環境に変化の兆しがみられるまでになった。このまま推移した場合には、地球上の生命が維持できなくなることが危ぐされる。

ここ岩手の地では、緑豊かな奥羽山脈や北上高地、三陸の海などの大自然の恵みを受け、古来より風土に根ざした共生の文化が築かれてきた。しかし、ここにも人間の活動の拡大が、原生的自然の減少や廃棄物の増大など見過ごすことのできない環境問題をもたらしつつある。

環境の恵みは、水、大気、森林等によって構成されている環境が総体として良好に形成されることによって、それぞれの地域で享受されるものであり、環境を守るための地域地域における行動の積み重ねが地球環境の保全につながるものである。私たちは、正に人間が環境の中で生かされているものであり、その環境が人間のみならず、すべての生命の母体であることを深く認識し、環境の保全と創造に向かって、地域からの一歩を力強く踏み出さなければならない。

環境と人間との関係が根源から問い直されている今、人知を結集し、環境の時代の新しい価値観と科学的知見を持ち、先見して、持続的な発展とゆとりのある生活をもたらすより良い環境を守り育て、将来の世代に継承していくことこそ、私たちの世代の最大の責務である。

ここに私たちは、魅力のある可能性の大地、この岩手で、恵み豊かな環境と共生する地域社会を共に築いていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県民、事業者、県及び市町村の役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

#### (基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、県民が豊かな岩手の自然及び文化の中で生かされていることを認識し、恵み豊かな環境と共生する地域社会を構築することを旨として、すべての県民の参加、連携及び協力によって行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、資源としての廃棄物の徹底的な利用、エネルギーの有効利用等が行われる循環型の地域社会が形成されることにより、多様な自然に恵まれた安全で快適な環境が確保され、将来の世代も豊かな環境の恵みを楽しむように行われなければならない。

3 地球環境の保全は、地域における環境の保全に関する活動の集積により成し遂げられることにかんがみ、県民が地球的な見地から地域の環境を考え、及び行動することによって行われなければならない。

#### (県民の責務)

第4条 県民は、その日常生活と環境とのかかわり合いを認識し、環境への負荷の少ない行動に自ら努めるものとする。

2 県民は、環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動（以下「環境保全活動」という。）への積極的な参加に努めるとともに、県が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等による環境への負荷の少ない事業活動に自ら努めるものとする。

2 事業者は、県が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

(県の責務)

第6条 県は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、広域的な見地から、市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策の総合調整に当たるものとする。

3 県は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するに当たっては、必要に応じて、国及び他の都道府県と協力するものとする。

(市町村の役割)

第7条 市町村は、当該市町村の地域の特性に応じて、それぞれの立場において、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

(相互連携等)

第8条 県民、事業者、県及び市町村は、相互に連携し、及び協力して環境の保全及び創造に努めるものとする。

(年次報告書)

第9条 知事は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況を明らかにするため報告書を作成し、及びこれを公表しなければならない。この場合においては、当該施策に関する目標の達成の状況を可能な限り明らかにすることに努めるものとする。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

### 第1節 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針

(環境の保全及び創造に関する施策の基本方針)

第10条 県は、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の体系的な保全及び創造を図るとともに、野生動植物の保護、地域に固有の生態系の確保その他の生物の多様性の確保を図ること。
- (2) 資源の採取から廃棄に至る各段階における廃棄物の発生の抑制、資源としての再使用及び再生利用並びに適正な処分を図るとともに、資源及びエネルギーの効率的な利用、新エネルギーの利用等を促進すること。

- (3) 公害の防止及び有害な化学物質等による大気、水、土壌等の汚染の防止を図り、安全な環境を確保すること。
- (4) 水と緑に親しむことのできる生活空間及び優れた景観の保全及び創造、公共の場所等の美観の保持並びに周囲の自然と調和した歴史的文化的環境の保全に努め、潤いと安らぎのある快適な環境を確保すること。
- (5) 水系等により環境に関して密接なつながりを有する地域は、一体的にその環境をとらえるとともに、当該地域の住民の積極的な参加、連携及び協力による環境の保全及び創造を推進すること。

## 第2節 環境基本計画等

### (環境基本計画)

第11条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、岩手県環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

### (環境の水準)

第12条 県は、県民、事業者及び市町村の理解及び協力の下に、環境の保全及び創造に関する施策を積極的に推進し、環境について高い水準を確保するよう努めるものとする。

## 第3章 環境の保全及び創造に関する施策等

### 第1節 環境の保全及び創造に関する施策

#### (県民参加及び情報提供)

第13条 県は、環境基本計画並びに環境の保全及び創造に関する施策の策定への県民の参加について必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、環境の保全及び創造に資するため、環境の保全及び創造に関する情報の県民への提供について必要な措置を講ずるものとする。

#### (環境に配慮した施策の策定等)

第14条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(環境に配慮した事業等の誘導)

第15条 県は、事業者による土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業(以下「事業等」という。)が環境の保全に配慮して行われるよう誘導に努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第16条 県は、事業等を行う事業者が、その事業等の実施に当たりあらかじめその事業等に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業等に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制等の措置)

第17条 県は、公害の防止を図るため、その原因となる行為に関し、規制その他の必要な措置を講じなければならない。

2 県は、自然環境の保全を図るため、自然環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関し、規制その他の必要な措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、県は、環境の保全を図るため、規制その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(助成等の措置)

第18条 県は、県民又は事業者による環境の保全について配慮した施設の整備等を促進するため、助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境美化に関する意識の向上)

第19条 県は、公共の場所等の美観を損なう行為を防止するため、県民の環境美化に関する意識の向上を図るよう努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第20条 県は、青少年をはじめ広く県民及び事業者が環境と人とのかかわり合いについての理解を深めることができるよう、環境に関する教育及び学習の推進について必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の自発的な活動の促進)

第21条 県は、県民、事業者又はこれらの者が組織する民間団体が自発的に行う環境保全活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(人材等の育成)

第 22 条 県は、環境の保全及び創造に資する専門的知識を有する人材並びに環境保全活動の指導者の育成について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査の実施及び監視等の体制の整備)

第 23 条 県は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 県は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定等の体制の整備を行うものとする。

(科学技術の振興)

第 24 条 県は、国の試験研究機関、大学、民間等との協力の下に、環境に関する科学技術の研究開発の総合的な推進及びその成果の普及について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(文化的環境の保全)

第 25 条 県は、歴史にはぐくまれた文化的環境の保全について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第 2 節 地球環境の保全の推進

(地球環境の保全の推進)

第 26 条 県は、地球環境の保全に関する施策を推進するものとする。

2 県は、国、国際機関等と連携し、海外の地方公共団体その他の団体等との間で環境の保全に関する技術の相互協力を行う等地球環境の保全に関する国際協力に努めるものとする。

### 附 則

1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

2 岩手県公害防止条例（昭和 46 年岩手県条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「他の法令に特別の定めがある場合を除くほか」を「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成 10 年岩手県条例第 22 号）第 3 条に定める基本理念にのっとり」に改める。

第 2 条第 1 号を次のように改める。

(1) 公害 岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例第 2 条第 3 項に規定する公害をいう。

第 7 条を次のように改める。

### 第 7 条 削除

第 9 条及び第 10 条を次のように改める。

### 第 9 条及び第 10 条 削除

第 11 条の見出しを「(公害の状況の公表)」に改め、同条第 1 項を削り、同条第 2 項を同条と

する。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第14条を次のように改める。

第14条 削除

3 岩手県自然環境保全条例（昭和48年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第1条中「自然環境の保全の基本理念その他」を「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成10年岩手県条例第22号）第3条に定める基本理念にのっとり」に改める。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第4条を次のように改める。

（県等の責務）

第4条 県、市町村、事業者及び県民は、自然環境の適正な保全が図られるよう、それぞれの立場において努めなければならない。

第6条から第10条までを次のように改める。

第6条から第10条まで 削除

附 則（平成11年12月17日条例第79号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

### 資料3 岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例

～流域における健全な水環境の確保を目指して～

岩手県では、流域における県民、事業者、県、市町村等の各主体が協働・連携しながら、本県の豊かな水と緑を次の世代に引き継いでいくことを目指して、平成15年10月に「岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」を制定しました。

本条例では、流域ごとに「流域基本計画」を定めることとし、森林に関する施策、河川等に関する施策、海岸等に関する施策を講じることとしています。

本条例に基づき、毎年7月7日から8月7日の期間を「ふるさとの森と川と海の月間」と定め、イベントなどの普及啓発事業を実施しています。

~~~~~  
《 条文 》

#### 岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例 (平成15年10月9日条例第64号)

(目的)

第1条 この条例は、岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成10年岩手県条例第22号）第3条に定める基本理念にのっとり、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、環境保全上健全な水循環の確保に寄与し、もって現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に資することを目的とする。

岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例第3条に定める基本理念

1. 環境保全創造は、全ての県民の参加、連携、協力によって行わなければならない
2. 資源としての廃棄物の徹底的利用、循環型社会の形成により将来世代も享受できる
3. 県民が地球の見地から地域環境を考え行動すること

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさとの森と川と海の保全及び創造 森林、河川等及び海岸等における多様な自然環境を人の活動と調和を図りながら体系的に保全するとともに、健全な生態系等を維持し、及び回復させ、並びに県民と自然とが共生できる環境をつくりだすことをいう。
- (2) 河川等 河川、湖沼、ため池及び農業用排水路並びにこれらに類するものをいう。
- (3) 海岸等 海岸及び沿岸海域をいう。

(県の責務)

第3条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、及び実施

するものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、その日常生活において、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に取り組むよう努めるとともに、県が実施するふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動において、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に取り組むよう努めるとともに、県が実施するふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(相互協力)

第6条 県民、事業者及び民間の団体（以下「県民等」という。）並びに県及び市町村は、相互に連携し、及び協力してふるさとの森と川と海の保全及び創造に取り組むよう努めるものとする。

(流域基本計画)

第7条 知事は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造を図るための施策を総合的かつ計画的に推進するため、流域ごとにふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「流域基本計画」という。）を定めなければならない。

2 流域基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関し、流域の特性に応じた総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、流域ごとのふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、流域基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、県民等並びに関係する市町村及び国の機関等の意見を聴かなければならない。

4 知事は、流域基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、流域基本計画の変更について準用する。

(森林に関する施策)

第8条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に資するため、森林が有する多面的な機能が発揮されるよう、次に掲げる事項を基本的な内容とする森林に関する施策を講ずるものとする。

(1) 県民等の参加による森林の整備及び保全

(2) 豊かな自然環境の再生に向けた森林の整備

(3) 多様で健全な森林の整備及び保全

(4) 森林資源の循環的な利用

(河川等に関する施策)

第9条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に資するため、河川等有する多面的な機能が発揮されるよう、次に掲げる事項を基本的な内容とする河川等に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 県民等の参加による河川等の整備及び保全
- (2) 自然環境と調和した河川等の整備及び保全
- (3) 人と水とが触れ合うことができる河川等の整備及び保全

(海岸等に関する施策)

第10条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に資するため、海岸等有する多面的な機能が発揮されるよう、次に掲げる事項を基本的な内容とする海岸等に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 県民等の参加による海岸等の整備及び保全
- (2) 自然環境と調和した海岸の整備及び保全
- (3) 沿岸海域における水質の保全並びに干潟及び藻場の保全

(施策の実施に当たっての配慮)

第11条 県は、前3条の施策の実施に当たっては、動植物の生息地又は生育地の確保その他の自然環境の保全に配慮するものとする。

(水質汚濁の未然防止に関する施策)

第12条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に資するため、良好な水質が保全されるよう、次に掲げる事項を基本的な内容として、水質汚濁を未然に防止するための施策を講ずるものとする。

- (1) 閉鎖性の高い水域における富栄養化の防止
- (2) 流域の特性に応じた水質汚濁の原因となる物質の排出の抑制
- (3) 水質汚濁を未然に防止するための調査研究

(環境教育の推進)

第13条 県は、県民及び事業者がふるさとの森と川と海の保全及び創造についての理解を深めることができるよう、環境に関する教育及び学習の推進について必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の自発的な活動の促進)

第14条 県は、県民等が自発的に行うふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する活動を促進するため、河川の上流地域及び下流地域の住民相互の交流及び連携の支援その他必要な措置を講ずるものとする。

(ふるさとの森と川と海の月間)

第15条 県は、県民の間に広くふるさとの森と川と海の保全及び創造についての関心と理解を深

めるとともに、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する活動への積極的な参加を促進するため、ふるさとの森と川と海の月間を設ける。

2 前項のふるさとの森と川と海の月間は、知事が別に定める。

(施策の推進体制)

第16条 県は、流域ごとに、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を、県民等並びに関係する市町村及び国の機関と連携して整備するものとする。

(調査研究)

第17条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(施策の評価)

第18条 知事は、流域ごとのふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策の推進状況を的確に把握し、その施策が、流域を一体とした観点から、環境保全上健全な水循環の確保に寄与しているかを評価し、及びその結果を公表するものとする。

(市町村に対する支援)

第19条 県は、市町村がふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施しようとする場合には、必要に応じ、情報の提供、技術的な助言その他の支援を行うものとする。

(財政上の措置)

第20条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国への要請等)

第21条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、国に対し必要な措置を講ずるよう要請し、及び他の地方公共団体に協力を求めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料4 いわたの水を守り育てる条例

### 《 条文 》

#### いわての水を守り育てる条例

(平成 20 年 12 月 12 日条例第 73 号)

水は、全ての生物にとって必要不可欠なものであるとともに、有限で代替するものがない貴重な資源です。また、水は、経済社会の健全な発展や私たちの生活の安定向上の基盤であることから、価値ある共有の財産として有効に利用されなければなりません。

しかしながら、近年、世界人口の増加、経済の発展、気候変動等によって、世界の一部地域において水は量的に不足し、質的にも汚染、汚濁などの問題が懸念されており、また、わが国でも平均気温の上昇、降水量の減少などによって渇水などの被害が発生しています。豊富な水資源を有する本県においても、水は上流の水源から海に至るまで汚染、汚濁などの危険にさらされるとともに、気候変動により、将来、水の安定した利用が損なわれることが憂慮される状況となっています。

これまで、私たち県民は、四季を通じてもたらされる水の豊かな恵みを活用して生活を営むとともに、過去に産業活動によって汚染された北上川を清流に戻す取組を行うなど、先人の知恵と努力によりいわての水を守り育ててきました。また、水を活用する中で生み出された文化と伝統は、各地域と水との深い関わりの中で生まれ、継承されてきました。

私たちは、この北上川清流化をはじめとする先人の取組の歴史、そして水に関わる文化や伝統を誇りにし、いわての良質な水の価値を再認識するとともに、水を限りある資源として守らなければなりません。

ここに私たちは、地域の水文化を将来の世代に引き継ぎ、全ての生物が持続的に共存できる良好な水環境と豊富な水資源を守り育てるため、たゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定します。

#### (目的)

第1条 この条例は、本県の水を守り育てるための取組について、県、市町村、事業者および県民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、水を大切にす  
る気運の醸成を図り、もって水環境の保全および水資源の確保に寄与することを目的とします。

#### (用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるとおりと  
します。

- (1) 水環境 河川や湖沼などにおける水質、水量、水生生物、水辺地などの水に関する環境の総体をいいます。

- (2) 雑用水 雨水ならびに事業所および家庭からの排水等を原水として、人の飲用その他これに類する用途以外に利用する水をいいます。
- (3) 水文化 水に関わる祭事、行事、伝統施設、工法、伝統工芸、生活様式などの有形または無形の文化および伝統をいいます。
- (4) 水辺景観 川辺、湖畔、海岸などの水際の地形または空間が生み出す外観をいいます。
- (5) 水環境への負荷 人の活動によって水環境に加えられる影響であって、水環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

#### (基本理念)

第3条 本県の水を守り育てるための取組は、県、市町村、事業者および県民が相互に連携、協力し信頼関係を築きながら、次に掲げる事項を基本理念として進めます。

- (1) いわたの良質な水は、良好な水環境を保持し、多様な生物の生息空間と生態系を保全することによってもたらされるものであり、人と自然が共生する潤いとやすらぎに満ちた県民生活を維持するうえで欠くことができないため、水環境の保全を図ること。
- (2) 限りある水資源は、本県の地域産業、地域社会の持続的な発展や県民生活の向上にとって重要なものであるため、水資源を確保し、有効に利用すること。
- (3) 県民の共有財産である水資源は、次代を担う子供たちに引き継がれる必要があるため、次世代を中心として県民の水と親しむ機会を拡充することによって、水を大切にする心を育むこと。
- (4) 世界に誇れるいわたの水の価値は、各地域における水文化を保存および継承する活動によって高められてきたものであるため、その価値を再認識し、水文化を引き継いでいくこと。

#### (県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）にのっとり、いわたの水を守り育てるため、次に掲げる施策を実施するものとします。

- (1) 水環境の保全および水資源の確保に関する施策
- (2) 効率的で持続的な水の利用を推進する施策
- (3) 雑用水の利用その他水の再利用（以下「水の有効利用」といいます。）を推進する施策
- (4) 水の価値を再認識するための施策

2 県は、第6条第2項および第7条第2項から第4項までに規定する取組に対し、指導、助言その他の必要な支援を行うものとします。

#### (市町村の役割)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、その市町村の地域の特性に応じて、それぞれの立場において、水を守り育てるための施策を実施するよう努めるものとします。

#### (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、いわたの良質な水の安定した利用が損なわれることが

ないよう、その事業活動において、次に掲げる事項に取り組むよう努めるものとします。

- (1) 水環境への負荷を少なくするための対策
  - (2) 節水型の機器または設備の活用
  - (3) 水の有効利用
- 2 事業者は、その事業活動が水環境に及ぼす影響について必要な情報を地域住民に提供するとともに、地域住民から要望があった場合には、説明および意見交換を行うことにより、その理解を得るよう努めるものとします。

(県民の役割)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、いわての良質な水の安定した利用が損なわれることがないよう、次に掲げる事項に取り組むよう努めるものとします。

- (1) 洗剤、農薬、肥料などの水環境に配慮した適正な使用
  - (2) 日常生活における節水および水の有効利用
- 2 県民は、水を大切にすることを育むため、日常生活において水の価値について相互に教え、および学ぶとともに、水と親しむ機会を持ち、水環境の保全に関する活動を行うよう努めるものとします。
- 3 県民は、地域に生まれた水文化が持つ高い価値を改めて認識し、その水文化を保存および継承していくよう努めるものとします。
- 4 県民は、森林および水田の持つ水源のかん養、水環境の保全などの役割に関する理解を深め、水源地域が維持されるよう努めるものとします。

(水環境の保全および水資源の確保に関する事業)

第8条 県は、水環境の保全および水資源の確保を図るため、次に掲げる事項を基本的な内容とする事業を推進するものとします。

- (1) 河川などの生態系の維持および多様な生物が生息できる親水空間の創造
- (2) 森林および水田が持つ水源かん養機能の維持および増進
- (3) 都市部の道路または公園における雨水の浸透面の保全および浸透能力の向上

(効率的で持続的な水の利用に関する事業)

第9条 県は、効率的で持続的な水の利用を図るため、次に掲げる事項を基本的な内容とする事業を推進するものとします。

- (1) 生活用水、農業用水、工業用水その他の用水の合理的または効率的な利用
- (2) 地下水および河川水の適切な利用
- (3) 家庭または事業所における節水型の機器または設備の導入促進

(水の有効利用に関する事業)

第10条 県は、水の有効利用を図るため、次に掲げる事項を基本的な内容とする事業を推進するものとします。

- (1) 公共施設における雑用水の利用を図る設備の導入促進

- (2) 公共施設および民間施設における雨水貯留設備の導入促進
- (3) 雑用水の利用を図る設備に関する情報発信および技術の普及
- (4) 温泉水、雪および氷の特性を生かした地域の取組の奨励
- (5) 水の有効利用に関する技術開発および調査研究の推進

(水の価値の再認識のための事業)

第11条 県は、水の価値に関する県民の認識を深め、水を守り育てる意識の高揚を図るため、次に掲げる事項を基本的な内容とする事業を推進するものとします。

- (1) 生態系の調査および保護に関する情報の発信
- (2) 学校および家庭における水の大切さに関する環境学習の奨励
- (3) 県民および事業者が実施する水環境の保全および水資源の確保に関する活動ならびに水の有効利用に関する顕彰
- (4) いわての水の価値、水文化および水質保全活動の歴史に関する情報の発信
- (5) 水辺景観の保全に関する情報の発信

(事業者の自主的な情報提供の促進)

第12条 県は、第6条第2項の規定に基づく情報の提供が促進されるよう、広報、啓発活動その他必要な措置を講じるものとします。

(市町村への支援)

第13条 県は、第5条の規定に基づいて市町村が行う施策について、必要な支援を行うものとします。

(財政上の措置)

第14条 県は、第8条から第11条までに掲げる事業を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

(実施状況の公表)

第15条 知事は、第4条第1項に掲げる施策の実施状況を公表し、広く県民の意見を聴くものとします。

附 則

この条例は、平成21年7月1日から施行します。

## 資料5 循環型地域社会の形成に関する条例

---

### 《 条文 》

#### 循環型地域社会の形成に関する条例 (平成 14 年 12 月 16 日条例第 73 号)

##### 目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 6 条の 3)
- 第 2 章 産業廃棄物の自県 (圏) 内処理の原則 (第 7 条—第 9 条)
  - 第 2 章の 2 産業廃棄物の減量等に関する計画 (第 9 条の 2)
- 第 3 章 再生利用の促進 (第 10 条—第 12 条)
- 第 4 章 優良な産業廃棄物処理業者の育成 (第 13 条—第 18 条)
- 第 5 章 許可の取消し等の基準 (第 19 条)
- 第 6 章 廃棄物等の適正処理の促進 (第 20 条—第 21 条)
- 第 7 章 原状回復の確保等 (第 22 条—第 23 条)
- 第 8 章 適正な廃棄物処理施設等の設置等 (第 24 条—第 30 条)
- 第 9 章 雑則 (第 31 条—第 33 条)
- 第 10 章 罰則 (第 34 条—第 36 条)
- 附則

#### 第 1 章 総則

##### (目的)

第 1 条 この条例は、岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成 10 年岩手県条例第 22 号）第 3 条に定める基本理念にのっとり、廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の循環的な利用を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、循環型地域社会の形成のための施策を推進し、もって現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

##### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 循環型地域社会 岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例第 3 条第 2 項の資源としての廃棄物の徹底的な利用、エネルギーの有効利用等が行われる循環型の地域社会をいう。
- (2) 廃棄物等 次に掲げる物をいう。
  - ア 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 2 条第 1 項の廃棄物をいう。）
  - イ 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（現に使用さ

れているものを除く。)又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事(以下「建設工事」という。)、農畜産物及び林産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品(アに掲げる物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)

- (3) 循環資源 廃棄物等のうち有用なものをいう。
- (4) 循環的な利用 循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)第2条第4項の循環的な利用をいう。
- (5) 産業廃棄物 廃棄物処理法第2条第4項の産業廃棄物をいう。
- (6) 再生資源 循環資源であって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。
- (7) 産業廃棄物処理業 産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分業として行うものをいう。
- (8) 廃棄物処理施設等 廃棄物処理法第8条第1項の一般廃棄物処理施設(以下「一般廃棄物処理施設」という。)、廃棄物処理法第15条第1項の産業廃棄物処理施設(以下「産業廃棄物処理施設」という。)、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)第2条第13項に規定する解体業又は同条第14項に規定する破砕業の用に供する施設(以下「自動車リサイクル施設」という。)その他規則で定める施設をいう。

#### (県の責務)

第3条 県は、市町村並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項の一部事務組合及び広域連合(以下「市町村等」という。)、事業者並びに県民による廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の循環的な利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、自ら率先して廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の循環的な利用に努めるものとする。

#### (市町村等の役割)

第4条 市町村等は、当該市町村等の特性に応じて、それぞれの立場において、廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の循環的な利用に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

#### (事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に伴い生ずる廃棄物について、性状、数量等を把握し、原材料、製造工程等の見直しを図ること、当該廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程を適切に管理すること、当該廃棄物の処理を他人に委託する場合には、当該廃棄物の処理に関し適正な対価を負担するとともに、格付け事業者(産業廃棄物処理業を行う者(以下「産業廃棄物処理業者」という。))であって、第14条第1項第1号の格付けを取得したものをいう。)の積極的な活用を図ること等により、廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の循環的な利用に積極的に努めなければならない。

2 事業者は、廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の循環的な利用に関して県が実施

する施策に協力しなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の循環的な利用に努めなければならない。

2 県民は、自ら地域の生活環境を保全するため、廃棄物等について不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、遅滞なく、その旨を県又は関係機関に通報するよう努めなければならない。

3 県民は、廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の循環的な利用に関して県が実施する施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条の2 土地（盛岡市の区域にある土地を除く。この項及び次項において同じ。）を所有し、占有し、又は管理する者（以下「土地所有者等」という。）は、他人に土地を使用させるときは、廃棄物等の不適正な処理が行われぬよう努めなければならない。

2 土地所有者等（第23条第1項第3号に該当する者を除く。次項において同じ。）は、その所有し、占有し、又は管理する土地において廃棄物等の不適正な処理が行われたことを知ったときは、遅滞なく、その旨を県又は関係機関に通報しなければならない。

3 土地所有者等は、前項に規定する場合は、廃棄物等の不適正な処理を行った者に対し当該不適正な処理をやめるよう求めることその他その土地及び地域に係る生活環境を保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 土地所有者等は、廃棄物の不適正な処理の防止に関して県が実施する施策に協力しなければならない。

(通報に基づく調査等の義務)

第6条の3 知事は、第6条第2項又は前条第2項の規定による通報（次項において「通報」という。）を受けたときは、速やかに、調査その他の必要な措置（次項において「調査等措置」という。）を講じなければならない。

2 知事は、通報をした者から当該通報に係る調査等措置の状況について照会を受けたときは、当該通報をした者に対し、当該調査等措置の状況を回答しなければならない。ただし、情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）第7条第1項各号に掲げる情報については、この限りでない。

## 第2章 産業廃棄物の自県（圏）内処理の原則

(産業廃棄物の自県（圏）内処理の原則)

第7条 事業者は、その事業活動に伴って県内で生じた産業廃棄物の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理に当たっては、循環型地域社会の形成を図るため、当該産業廃棄物の性状等に応じ、県内又は規則で定める圏域において適正に処理するよう努めなければならない。

- 2 県は、前項の処理が円滑に行われるよう、県外において生じた産業廃棄物の秩序ある県内への搬入、産業廃棄物を処理する施設の整備の促進並びに産業廃棄物の処理に関する技術に関する研究開発の推進及びその普及について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(県外産業廃棄物の搬入事前協議義務)

第8条 その事業活動に伴い県外において産業廃棄物を生ずる事業者（中間処理業者（発生から埋立処分又は再生が終了するまでの一連の処理の行程の途中における産業廃棄物の処分（以下「中間処理」という。）を行う者をいう。以下同じ。）を含む。）は、当該産業廃棄物の処理（収集又は運搬を除く。）を県内で行うため搬入しようとする場合は、別に条例で定めるところにより知事に協議しなければならない。

(産業廃棄物の県外搬出)

第9条 県内の事業活動に伴って生じた産業廃棄物の処理（収集又は運搬を除く。）を県外で行うために搬出しようとする事業者（中間処理業者を含む。）は、当該産業廃棄物について、性状、数量等を把握するとともに、適正に処理するよう努めなければならない。

## 第2章の2 産業廃棄物の減量等に関する計画

(準多量排出事業者の産業廃棄物の減量等に関する計画)

第9条の2 その事業活動に伴って生じた産業廃棄物（特別管理産業廃棄物（廃棄物処理法第2条第5項の特別管理産業廃棄物をいう。第20条の3第1項第2号において同じ。）を除く。以下この項及び第22条の2において同じ。）の前年度の発生量が500トン以上である事業場を設置している事業者（廃棄物処理法第12条第7項の多量排出事業者を除く。次項において「準多量排出事業者」という。）は、規則で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、知事に提出しなければならない。

- 2 準多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。
- 3 知事は、第1項の計画及び前項の実施の状況について、規則で定めるところにより、公表するものとする。

## 第3章 再生利用の促進

(再生資源利用認定製品)

第10条 知事は、再生資源を利用した製品で規則で定める基準に適合すると認められるものを、岩手県再生資源利用認定製品（以下「認定製品」という。）として認定することができる。この場合において、知事は、再生資源を利用した製品の製造又は流通、環境の保全その他再生資源を利用した製品の使用の促進に係る学識経験を有する者及び関係団体に所属する者の意見を聴くものとする。

- 2 再生資源を利用した製品を製造し、又は製造しようとする者であって前項の認定を受けよう

とするものは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他規則で定める書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 製品を製造し、又は製造しようとする事業所の所在地
  - (3) 製品の原材料となる再生資源等の状況
  - (4) 製品の特質
  - (5) その他規則で定める事項
- 3 第1項の規定に基づく認定の有効期間は、認定の日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとする。
- 4 前項の有効期間の満了後引き続き第1項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認定の更新を受けなければならない。
- 5 前項の認定の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 6 県は、その事務を処理し、又は事業を実施するに当たり、物品(工事で使用する資材を含む。)を購入し、又は使用する場合において、他の製品と同等の品質であると認められる認定製品があるときは、当該認定製品を優先的に購入し、又は使用するよう努めるものとする。
- 7 県は、規則で定めるところにより、毎会計年度の終了後、当該会計年度における認定製品の購入及び使用の状況を公表するものとする。
- 8 県は、県の行う工事において認定製品を使用する場合には、規則で定めるところにより、当該工事現場の見やすい場所に、当該認定製品の品目、使用量その他規則で定める事項を掲示するものとする。
- 9 県は、認定製品の使用が促進されるよう、県民、事業者及び市町村等に対し、その周知に努めるとともに、市町村等に対し、必要に応じ、認定製品の使用の促進のための技術的助言を行うものとする。

(認定製品の表示)

第11条 前条第1項の認定を受けた者は、規則で定めるところにより、再生資源を利用した製品に当該認定製品であることを表示することができる。

- 2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、認定製品以外の製品については、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第12条 知事は、認定製品が第10条第1項の基準に適合しなくなつたと認めるときその他規則で定める事由に該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

#### 第4章 優良な産業廃棄物処理業者の育成

(産業廃棄物処理業者育成センター)

第13条 知事は、県内の産業廃棄物処理業の経営の健全化を図ることを目的として設立された一般社団法人又は一般財団法人であって、次条第1項の業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、県内を通じて1個に限り、産業廃棄物処理業者育成センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

2 知事は、前項の規定に基づく指定をしたときは、当該センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

4 知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

#### （業務）

第14条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）産業廃棄物処理業者の格付けに関すること。

（2）産業廃棄物処理業者の事故時の対応等に係る保証金に関すること。

（3）前2号の業務に附帯する業務

2 センターは、前項各号に掲げる業務を行うときは、当該業務の開始前に、規則で定めるところにより、当該業務の実施に必要な規程を定め、知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

#### （事業計画等）

第15条 センターは、毎事業年度、規則で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、規則で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、知事に提出しなければならない。

#### （措置命令）

第16条 知事は、センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、センターに対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

#### （報告及び立入検査）

第17条 知事は、第14条第1項各号に掲げる業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、センターに対し、当該業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、当該業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定に基づき立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定に基づく立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し)

第 18 条 知事は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第 13 条第 1 項の規定に基づく指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

- (1) 第 14 条第 1 項各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- (2) 指定に関し不正の行為があったとき。
- (3) この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

2 知事は、前項の規定に基づき指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

## 第 5 章 許可の取消し等の基準

(許可の取消し等の基準)

第 19 条 知事は、廃棄物処理法第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 14 条第 1 項若しくは第 6 項、第 14 条の 2 第 1 項、第 14 条の 4 第 1 項若しくは第 6 項、第 14 条の 5 第 1 項、第 15 条第 1 項又は第 15 条の 2 の 5 第 1 項の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）が廃棄物処理法又はこの条例若しくはこの条例に相当するものとして規則で定める盛岡市の条例（第 4 項において「盛岡市条例」という。）若しくは県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成 14 年岩手県条例第 74 号。第 4 項において「県外搬入事前協議条例」という。）に違反したときは、規則で定める基準に従い、当該違反行為の内容に応じた点数を記録するとともに、当該許可業者に対しその旨を通知するものとする。

2 知事は、前項の許可業者の違反行為に応じた点数が規則で定める点数（以下「基準点数」という。）に達し、又は基準点数を超えたときは、規則で定めるところにより、廃棄物処理法第 9 条の 2 第 1 項、第 14 条の 3（廃棄物処理法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第 15 条の 2 の 6 の規定に基づき期間を定めて、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の使用の停止を命じ、若しくはその事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は廃棄物処理法第 9 条の 2 の 2 第 1 項若しくは第 2 項、第 14 条の 3 の 2（廃棄物処理法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第 15 条の 3 の規定に基づき当該許可を取り消すものとする。

3 前項の場合においては、第 1 項の違反行為が行われたことが明らかになった日から起算して過去 1 年以内の違反行為（廃棄物処理法第 9 条の 2 第 1 項、第 14 条の 3 若しくは第 15 条の 2 の 6 の規定に基づく一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止又は廃棄物処理法第 9 条の 2 の 2 第 1 項若しくは第 2 項、第 14 条の 3 の 2 若しくは第 15 条の 3 の規定に基づく許可の取消しの処分の際に点数を加算されたものを除く。）に係る点数を加算するものとする。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、知事が廃棄物処理法に基づく許可又はその取消しを行うに当たっては、廃棄物処理法第 7 条第 5 項第 4 号トに該当する者とする。

- (1) 過去において繰り返し廃棄物処理法第 7 条の 4 若しくは第 14 条の 3 の 2 又は浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 41 条第 2 項の規定により許可の取消処分を受けた者（廃棄物

処理法第7条第5項第4号ニに該当する者を除く。)

- (2) 第20条第7項、第20条の3第1項若しくは第23条第3項の規定又はこれらの規定に相当するものとして規則で定める盛岡市条例の規定による命令に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 廃棄物処理法、浄化槽法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条の6各号に掲げる法令(以下「廃棄物処理法等」と総称する。)の規定、廃棄物処理法等、この条例若しくは盛岡市条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕若しくは勾留されている者
- (4) 廃棄物処理法等、この条例若しくは盛岡市条例若しくは県外搬入事前協議条例の規定又は廃棄物処理法等若しくはこの条例若しくは盛岡市条例に基づく処分に係る違反を繰り返すことにより、行政庁による処分等(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第2号に規定する処分及び同条第6号に規定する行政指導をいう。次号において同じ。)を繰り返し受けた者であって、廃棄物処理に係る的確な業務の遂行を期待することができないと認められるもの(第1号及び廃棄物処理法第7条第5項第4号ニに該当する者を除く。)
- (5) 廃棄物処理に係る業務を遂行するに際し、繰り返し法令(廃棄物処理法等を除く。)若しくは条例(この条例及び盛岡市条例並びに県外搬入事前協議条例を除く。)の規定に違反して罰金以下の刑に処せられた者又は行政庁による処分等を繰り返し受けた者であって、廃棄物処理に係る的確な業務の遂行を期待することができないと認められるもの
- (6) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号及び次号において同じ。)に対し、同法第9条各号に掲げる行為を行うことを要求し、依頼し、又は唆す等暴力団員を利用している者
- (7) 暴力団員に対して自発的に資金を提供し、又は便宜を供与する者その他直接的又は積極的に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (8) 前各号に定めるもののほか、産業廃棄物の不適正な処理の状況を勘案し、廃棄物処理に係る的確な業務の遂行を期待することができないと認められる者として規則で定めるもの

## 第6章 廃棄物等の適正処理の促進

(廃棄物等の適正保管等)

第20条 法令又は他の条例で定める場合を除くほか、廃棄物等の保管、埋設、散布、加工その他規則で定める行為(以下「保管等」という。)を行う者は、当該廃棄物等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭を発散しないように必要な措置を講ずる等生活環境の保全上の支障が生じないよう適正に保管等を行わなければならない。

2 法令又は他の条例で定める場合を除くほか、知事は、生活環境の保全上必要があると認める

ときは、必要な限度において、廃棄物等の保管等若しくは放置をしている者に対し必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該廃棄物等の保管等若しくは放置をしている場所に立ち入り、その状況を検査させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物等は無償で収去させることができる。

- 3 前項の規定に基づき立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 5 法令又は他の条例で定める場合を除くほか、廃棄物等の保管等又は放置をしている場所及びその周辺から規則で定める基準以上の規則で定める物質が検出され、かつ、当該廃棄物等に起因する蓋然性が高いと認められる場合その他生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあると認められるときは、知事は、当該廃棄物等の保管等又は放置をしている者に対し、水質調査、土壌調査その他掘削等の方法による必要な調査を行うべきことを命ずることができる。
- 6 前項の調査を行った者は、速やかにその結果を知事に報告しなければならない。
- 7 第2項の立入検査又は第5項の調査の結果、生活環境の保全上の支障があると認められるときは、知事は、当該立入検査又は調査に係る廃棄物等の保管等又は放置をした者に対し、期限を定めて、当該廃棄物等の保管方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(屋外に産業廃棄物を保管する場合の記録義務等)

第20条の2 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者(産業廃棄物処理業者その他規則で定める者を除く。)は、屋外において産業廃棄物(規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)を保管する場合は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該保管しようとする土地における産業廃棄物の最大保管量の見込みを把握し、これを記録しておかなければならない。

- 2 前項に規定する最大保管量の見込みが規則で定める量以上である事業者は、規則で定めるところにより、帳簿を備え、当該屋外に保管する産業廃棄物に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(搬入一時停止命令)

第20条の3 法令又は他の条例の規定により廃棄物等の搬入の停止を命ずることができる場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、廃棄物等の保管等又は放置をしている者への命令その他当該廃棄物等の適正な処理を確保するための措置を講ずべきかどうかを判断するために、廃棄物処理法又はこの条例に基づく報告の徴収、立入検査又は調査を行う必要があると認めるときは、知事は、これらの結果が明らかとなるのに要する期間の範囲内で、廃棄物等を搬入しようとする者又は当該廃棄物等の保管等若しくは放置をしている者に対し、当該廃棄物等の保管等又は放置がされている場所への廃棄物等の搬入の停止を命ずることができる。

- (1) 第20条第5項に規定する場合

- (2) 産業廃棄物であることの疑いのある物の保管等又は放置がされ、当該物が産業廃棄物であるとすれば、廃棄物処理法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあっては、廃棄物処理法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準）に適合しないと認められる場合
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、廃棄物等の保管等又は放置がされている場所への廃棄物等の搬入が継続されることにより、廃棄物等の適正な処理の確保が困難となると認められる場合
- 2 前項の規定により搬入の停止を命ずることができる期間は、30日を超えることができない。ただし、同項の規定による命令を受けた者が次の各号のいずれかに該当することその他同項の規定による命令を受けた者の責めに帰すべき事由により、当該期間内に同項に規定する報告の徴収、立入検査又は調査の結果が明らかとならなかったときは、知事は、当該期間を延長することができる。
- (1) 廃棄物処理法第18条第1項又はこの条例第20条第2項若しくは第6項若しくは第31条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたこと。
  - (2) 廃棄物処理法第19条第1項又はこの条例第20条第2項若しくは第31条第1項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避したこと。
  - (3) 第20条第5項の規定による調査を行わず、又は虚偽の調査を行ったこと。
- 3 知事は、第1項の規定に基づき搬入の停止を命じた期間（前項の規定により当該期間を延長した場合における当該延長された期間を含む。）内であっても、第1項に規定する報告の徴収、立入検査又は調査の結果、廃棄物等の保管等又は放置について、その適正な処理を確保する上で支障がないと認められるときは、直ちに、当該命令を取り消さなければならない。

(建設資材廃棄物の適正処理)

- 第21条 発注者は、その注文する建設工事について、当該工事により生ずる建設資材廃棄物（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第2条第2項の建設資材廃棄物をいう。以下同じ。）の処理に要する費用を適正に負担するよう努めなければならない。
- 2 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事（以下「対象建設工事」という。）を発注しようとする者から直接当該工事を請け負おうとする建設業を営む者は、当該発注しようとする者に対し、当該工事により生ずる建設資材廃棄物の再生、処分等の完了予定年月日その他規則で定める事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。
- 3 対象建設工事の発注者は、当該工事により生ずる建設資材廃棄物の処理の状況について、その確認に努めなければならない。
- 4 対象建設工事の受注者又は建設リサイクル法第9条第1項の自主施工者は、工事に着手する日の7日前までに、当該工事により生ずる建設資材廃棄物の処理方法等（分別解体を除く。）について、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、その届出に係る工事に着手する日の7日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 6 知事は、第4項又は前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る事項が規則で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から7日以内に限り、その届出をした者に対し届出に係る事項の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 7 国の機関、地方公共団体又は国の機関若しくは地方公共団体が発注しようとする対象建設工事の受注者は、第4項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、知事にその旨を通知しなければならない。

## 第7章 原状回復の確保等

### (排出事業者等の責務等)

- 第22条 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（当該産業廃棄物が廃棄物処理法第12条第3項の中間処理産業廃棄物である場合にあつては、当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における事業者及び中間処理業者とする。以下「排出事業者等」という。）は、産業廃棄物の運搬又は処分（再生を含む。以下この条において同じ。）を委託しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、受託者が当該産業廃棄物を適正に処理する能力を備えていることの確認（次項において「適正処理能力確認」という。）を行い、その結果を記録しなければならない。
- 2 前項の排出事業者等は、その産業廃棄物の処分を同項の受託者に1年以上にわたり継続して委託したときは、1年に1回以上、適正処理能力確認を行い、その結果を記録しなければならない。
  - 3 第1項の排出事業者等は、その産業廃棄物の処分を委託したときは、当該産業廃棄物の処分の状況を1年に1回以上実地に確認し、その結果を記録しなければならない。
  - 4 第1項の排出事業者等は、当該委託した産業廃棄物について不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、適正に処理されるための措置を講ずるとともに、知事に対し、その不適正な処理の状況及び講じた措置の内容を報告しなければならない。

### (産業廃棄物管理責任者の設置)

- 第22条の2 建設業、製造業その他産業廃棄物の発生の状況を勘案して規則で定める事業を営む事業者であつて産業廃棄物を生ずる事業場（規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）を有するものは、当該事業場ごとに、産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。ただし、当該事業者が自ら産業廃棄物管理責任者となって管理する事業場については、この限りでない。
- 2 産業廃棄物管理責任者は、産業廃棄物の発生抑制、適正な処理その他規則で定める事項について、必要な注意を行うとともに、事業場において産業廃棄物の発生及び処理に関する業務に従事する者を監督しなければならない。

### (不適正処理関与者の責務等)

- 第23条 次に掲げる者は、処理に関与した産業廃棄物について不適正な処理が行われ、又は行わ

れるおそれがあることを知ったときは、第1号又は第2号に掲げる者にあつては当該産業廃棄物の処理を委託した排出事業者等及び知事に対し、第3号に掲げる者にあつては知事に対し、その不適正な処理の状況を報告するとともに、適正に処理されるための必要な措置を講じなければならない。

- (1) 産業廃棄物の収集又は運搬を行った者
  - (2) 産業廃棄物の中間処理を行った者
  - (3) 産業廃棄物の不適正な処理を行った者に当該処理の際に土地を使用させた者
- 2 使用者は、その従業者に対して、前項の報告をし、又は必要な措置を講じたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 知事は、不適正な処理を行った者及び排出事業者等の資力その他の事情からみて、これらの者のみによっては、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を講じることが困難であり、又は講じても十分でないとき認めるときは、第1項第1号に掲げる者に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。ただし、当該者が必要な措置を講じたことを明らかにした場合は、この限りでない。

## 第8章 適正な廃棄物処理施設等の設置等

### （廃棄物処理施設等の設置等事前協議）

- 第24条 廃棄物処理施設等を設置し、譲り受け、又は借り受けようとする者（一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設にあつては、廃棄物処理法第8条第1項、第9条の5第1項（廃棄物処理法第15条の4において準用する場合を含む。）若しくは第15条第1項の許可を受けようとする者又は廃棄物処理法第15条の2の4の規定に基づく届出をしようとする者。以下同じ。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に協議しなければならない。
- 2 廃棄物処理施設等の種類、処理能力その他規則で定める事項の変更（以下「廃棄物処理施設等の変更」という。）をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に協議しなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。
- 3 第1項の廃棄物処理施設等を設置し、譲り受け、若しくは借り受けようとする者又は前項の廃棄物処理施設等の変更をしようとする者は、第1項又は前項の協議に先立って、当該廃棄物処理施設等の周辺の居住者その他規則で定める者に対し、当該協議の内容のうち規則で定める事項について、説明会の開催その他の規則で定める方法により説明を行わなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

### （意見聴取）

- 第25条 知事は、前条第1項又は第2項の協議があつた場合は、廃棄物処理施設等の設置、譲り受け若しくは借受け又は廃棄物処理施設等の変更（以下「廃棄物処理施設等の設置等」という。）に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長及び規則で定める事項について専門的知識を有する者に対し、期限を定めて、生活環境の保全上の見地からの意見を聴くことができる。

(通知)

第26条 知事は、第24条第1項又は第2項の協議を受けたときは、その内容を審査した上で、協議が調った旨又は調わなかった旨を当該協議を行った者に通知するものとする。

(勧告及び公表)

第27条 知事は、廃棄物処理施設等を設置し、譲り受け、若しくは借り受けようとする者又は廃棄物処理施設等の変更をしようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、理由を付して廃棄物処理施設等の設置等の中止その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第24条第1項若しくは第2項の協議をせず、廃棄物処理施設等の設置等に着手し、又は廃棄物処理法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の5第1項の許可の申請若しくは廃棄物処理法第15条の2の4の規定に基づく届出をしたとき。
  - (2) 前条の通知を受けないで、廃棄物処理施設等の設置等に着手し、又は廃棄物処理法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の5第1項の許可の申請若しくは廃棄物処理法第15条の2の4の規定に基づく届出をしたとき。
  - (3) 前条の協議が調わなかった旨の通知を受けたにもかかわらず、廃棄物処理施設等(一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を除く。以下この号において同じ。)の設置、譲受け若しくは借受け又は廃棄物処理施設等の種類、処理能力その他規則で定める事項の変更に着手したとき。
- 2 知事は、第24条第1項又は第2項の協議の申出をした者が同条第3項の規定による説明を行わないときは、当該者に対し、当該説明を行うべきことを勧告することができる。
- 3 知事は、前2項の規定に基づく勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。
- 4 知事は、前項の規定に基づく公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者にあらかじめその旨を通知し、その者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(設置届等)

第28条 第26条の協議が調った旨の通知を受けた者は、当該協議に係る廃棄物処理施設等の設置若しくは廃棄物処理施設等の変更の工事に着手し、当該工事を休止し、若しくは再開し、又は当該協議に係る廃棄物処理施設等を廃止したときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める施設については、この限りでない。

(廃棄物処理施設等の構造)

第29条 廃棄物処理施設等の設置等(自動車リサイクル施設に係るものを除く。次条第1項において同じ。)を行う者は、当該廃棄物処理施設等の構造について、次の基準を遵守しなければならない。

- (1) 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。
- (2) 廃棄物、廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、廃棄物処理施設等において使用する

- る薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (3) 廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。
  - (4) 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。
  - (5) 廃棄物処理施設等から排水を放流する場合は、その水質を生活環境上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。
  - (6) 廃棄物の受入設備及び処理された廃棄物の貯留設備は、廃棄物処理施設等の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。
  - (7) その他生活環境の保全上必要なものとして、規則で定める技術上の基準に適合していること。
- 2 知事は、廃棄物処理施設等（一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設又は自動車リサイクル施設を除く。次条第2項において同じ。）の構造が、前項に定める基準に適合していないと認めるときは、当該廃棄物処理施設等の設置等を行った者に対して、期限を定めて、必要な改善を命ずることができる。

(廃棄物処理施設等の維持管理)

第30条 廃棄物処理施設等の設置等を行った者は、次の基準に従い、当該廃棄物処理施設等の維持管理をしなければならない。

- (1) 受け入れる廃棄物の種類及び量が当該廃棄物処理施設等の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。
  - (2) 廃棄物処理施設等への廃棄物の投入は、当該廃棄物処理施設等の処理能力を超えないように行うこと。
  - (3) 廃棄物が廃棄物処理施設等から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに当該廃棄物処理施設等の運転を停止し、流出した廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。
  - (4) 廃棄物処理施設等の正常な機能を維持するため、定期的に廃棄物処理施設等の点検及び機能検査を行うこと。
  - (5) 廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。
  - (6) 蚊、はえ等の発生防止に努め、構内の清潔を保持すること。
  - (7) 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。
  - (8) 廃棄物処理施設等から排水を放流する場合は、その水質を生活環境の保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。
  - (9) 廃棄物処理施設等の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。
  - (10) その他生活環境の保全上必要なものとして、規則で定める技術上の基準に適合していること。
- 2 知事は、廃棄物処理施設等の維持管理が、前項に定める基準に適合していないと認めるときは、当該廃棄物処理施設等の設置等を行った者に対して、期限を定めて、必要な改善を命ずる

ことができる。

- 3 一般廃棄物処理施設の設置者（廃棄物処理法第8条第1項の許可を受けた者をいう。）及び産業廃棄物処理施設の設置者（廃棄物処理法第15条の2第5項の産業廃棄物処理施設の設置者をいう。第5項及び第6項において同じ。）（次項及び次条第1項において「施設設置者」と総称する。）は、規則で定めるところにより、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の運営に関し、これらの施設における事故の発生を防止するための措置並びに事故が発生した場合における生活環境の保全上の支障の発生及び拡大の防止のための措置その他の必要な措置（次項及び次条第1項において「事故防止等措置」という。）を講じておかなければならない。
- 4 知事は、施設設置者が、事故防止等措置を講じていないと認めるときは、当該施設設置者に対して、期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 5 産業廃棄物処理施設の設置者（規則で定める者に限る。次項において同じ。）は、当該産業廃棄物処理施設の周辺の居住者その他規則で定める者（次条第1項において「周辺居住者等」という。）に対し、1年に1回以上、当該産業廃棄物処理施設の運営の状況について、当該産業廃棄物処理施設の運営に関する事項で規則で定めるものを記載した書面その他の資料によって、説明会の開催その他の規則で定める方法により説明を行わなければならない。
- 6 知事は、前項の説明が行われていないと認めるとき又は同項の説明が虚偽の資料を用いる等適切に行われていないと認めるときは、当該産業廃棄物処理施設の設置者に対して、期限を定めて、同項の説明を適切に行うべきことを勧告することができる。
- 7 第27条第3項及び第4項の規定は、第4項及び前項の勧告について準用する。

## 第9章 雑則

### （立入検査等）

- 第31条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者若しくは廃棄物等の処理（保管等を除く。以下同じ。）を行う者に対し、再生資源を利用した製品の製造、廃棄物等の処理、廃棄物処理施設等の構造若しくは維持管理、施設設置者における事故防止等措置若しくは周辺居住者等への説明の状況等に関し、必要な報告を求め、又はその職員に、事務所、事業場若しくは廃棄物処理施設等のある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿、書類（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他の必要な物件を検査させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物等は無償で取去させることができる。
- 2 前項の規定に基づき立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
  - 3 第1項の規定に基づく立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### （指導及び助言）

第 32 条 知事は、市町村等、事業者及び県民に対し、この条例の目的を達成するために必要な指導及び助言をすることができる。

(適用除外)

第 32 条の 2 盛岡市の区域については、第 2 章の 2 及び前 3 章の規定は、適用しない。

(補則)

第 33 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

## 第 10 章 罰則

(罰則)

第 34 条 第 20 条第 7 項、第 20 条の 3 第 1 項又は第 23 条第 3 項の規定による命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

(過料)

第 35 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

- (1) 第 11 条第 2 項の規定に違反した者
- (2) 第 20 条第 2 項若しくは第 6 項又は第 31 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第 20 条第 2 項又は第 31 条第 1 項の規定に基づく立入り、検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (4) 第 20 条第 5 項、第 21 条第 6 項、第 29 条第 2 項又は第 30 条第 2 項の規定に基づく知事の命令に違反した者

(両罰規定)

第 36 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は過料を科する。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(再生資源利用認定製品の認定に関する経過措置)

- 2 岩手県再生資源利用認定製品認定制度実施要綱(平成 14 年岩手県告示第 911 号の 2)第 3 第 1 項の規定に基づきされた認定は、第 10 条第 1 項の規定に基づきされた認定とみなす。

(対象建設工事に関する経過措置)

- 3 第 21 条及び第 31 条の規定は、この条例の施行前に締結された請負契約に係る対象建設工事又はこの条例の施行の際既に着手している対象建設工事については、適用しない。

(廃棄物処理施設等に関する経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に設置されている廃棄物処理施設等（変更に係る部分を除く。以下同じ。）については、第 24 条から第 29 条までの規定は、適用しない。
- 5 この条例の施行前に廃棄物処理に関する指導要綱（平成 2 年 5 月 29 日公告）第 7 第 1 項による協議に係る廃棄物処理施設等で当該協議が調ったものについては、第 24 条から第 29 条までの規定は、適用しない。
- 6 この条例の施行の際現に行われている廃棄物処理に関する指導要綱第 7 第 1 項の協議は、第 24 条第 1 項の協議とみなす。

(検討)

- 7 知事は、この条例の施行後 5 年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成 15 年 10 月 9 日条例第 65 号）

この条例は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 7 月 12 日条例第 44 号）

- 1 この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 24 条及び第 27 条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の第 24 条第 1 項又は第 2 項の規定による協議が調った廃棄物処理施設等（この条例による改正後の第 2 条第 8 号に規定する自動車リサイクル施設に限る。以下同じ。）の設置、譲受け若しくは借受け又は変更については、この条例による改正後の第 24 条から第 28 条までの規定は、適用しない。
- 3 この条例の施行の際現に行われている廃棄物処理施設等に係るこの条例による改正前の第 24 条第 1 項又は第 2 項の規定による協議は、この条例による改正後の第 24 条第 1 項又は第 2 項の規定による協議とみなす。

附 則（平成 17 年 7 月 11 日条例第 52 号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 10 月 19 日条例第 58 号）

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年 12 月 18 日条例第 71 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 10 月 17 日条例第 50 号）

この条例は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

## 資料6 新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例

### 《 条文 》

#### 新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例

(平成 15 年 3 月 19 日条例第 22 号)

#### (目的)

第 1 条 この条例は、岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成 10 年岩手県条例第 22 号）第 3 条に定める基本理念にのっとり、新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、エネルギー自給率の向上及び地球温暖化防止等の地球環境の保全を図り、もって現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新エネルギー 次に掲げるエネルギーをいう。

ア 太陽光を利用して得られる電気

イ 風力を利用して得られる電気

ウ 水力を利用して得られる電気

エ 波力を利用して得られる電気

オ 地熱又はこれを利用して得られる電気

カ バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用できるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。以下同じ。）を原材料とする燃料又はバイオマス若しくはバイオマスを原材料とする燃料を利用して得られる熱若しくは電気

キ 再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）第 2 条第 4 項の再生資源をいう。）を原材料とする燃料又はこれを利用して得られる熱若しくは電気

ク 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品又は副産物（資源の有効な利用の促進に関する法律第 2 条第 2 項の副産物をいう。）のうち有用なものであって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性があるもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）を利用して得られる熱又は電気

ケ 燃料電池を利用して得られる電気

コ 天然ガス、メタノール又は電気を利用して得られる動力であって自動車に利用されるもの

サ 太陽熱

シ 雪又は氷（冷凍機器を用いて生産したものを除く。以下同じ。）を熱源とする熱

ス 海水、河川水その他の水を熱源とする熱

セ 工場、変電所等から排出される熱その他の熱を利用して得られる熱

ソ 発電と同時に得られる熱

(2) 省エネルギー エネルギーの使用の合理化をいう。

(3) 新エネルギーの導入 新エネルギーを得るため、又は利用するため必要な設備の整備等を行うことにより、新エネルギーを使用することをいう。

(県の責務)

第3条 県は、新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、市町村が新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策を策定し、及び実施しようとする場合には、必要に応じ技術的な助言及び連絡調整その他の支援を行うものとする。

3 県は、その施設の建設及び維持管理その他事業の実施に当たっては、自ら率先して新エネルギーの導入及び省エネルギーを推進するものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、その日常生活において、新エネルギーの導入及び省エネルギーを推進することにより、環境への負荷（岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例第2条第2項の環境への負荷をいう。以下同じ。）が少ない生活様式の実現に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動において、新エネルギーの導入及び省エネルギーを推進することにより、環境への負荷が少ない事業活動に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策に協力しなければならない。

(電気事業者の責務)

第6条 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号の一般電気事業者、同項第6号の特定電気事業者及び同項第8号の特定規模電気事業者は、それぞれの立場において可能な限り、太陽光、風力等による発電を行い、及び太陽光、風力等を利用して得られる電気を買取るよう努めなければならない。

(相互協力)

第7条 県民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体並びに県及び市町村は、相互に連携を図りながら協力して新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に努めるものとする。

(基本方針)

第8条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 自然的条件及び社会的条件を勘案し、本県の地域の特性に応じた新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進を図ること。
- (2) 自然環境、生活環境及び景観の保全並びに生物の多様性の確保に配慮し、恵み豊かな環境と調和した新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進を図ること。
- (3) 県民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体並びに市町村と対等な立場に立ち、連携を図りながら協力して新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進を図ること。

(基本計画)

第9条 知事は、新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関し、本県の地域の特性に応じた総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、県民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体並びに市町村の意見が反映されるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(学習の推進及び普及啓発)

第10条 県は、県民及び事業者が新エネルギーの導入及び省エネルギーの必要性についての理解を深めることができるよう、エネルギーに関する学習の推進及び知識の普及啓発について必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の自発的な活動の促進)

第11条 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う新エネルギーの導入及び省エネルギーに関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、事業者が自発的に行う環境の保全に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成、その計画の実施等からなる環境管理の活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に配慮した地域社会の形成)

第12条 県は、県民の日常生活における公共交通機関の利用、自転車の使用等を促進し、環境の保全に配慮した地域社会の形成が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(地域資源の活用)

第13条 県は、風力、地熱、バイオマス、雪、氷等の地域の資源がエネルギー源として可能な限り活用されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に配慮した事業の誘導)

第14条 県は、事業者による新エネルギーの導入及び省エネルギーに関しての土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業が環境の保全に配慮して行われるよう誘導に努めるものとする。

(研究開発等の促進及び関連産業の振興)

第15条 県は、新エネルギー及び省エネルギーに関する技術の研究開発及び実用化を促進し、並びに新エネルギー及び省エネルギーに関連する産業の振興が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(表彰等)

第16条 県は、新エネルギーの導入及び省エネルギーに関し特に先進的又は先導的な取組を行っている者に対し、表彰その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査等)

第17条 知事は、新エネルギーの導入及び省エネルギーの状況について毎年度調査し、公表するものとする。

(財政上の措置)

第18条 県は、新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進を図るため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料7 いわて環境王国宣言

2008年11月1日(土)の「いわて環境王国展」において、達増知事は、岩手県民を代表して、素晴らしい自然環境と人間が共に共生する「環境王国」を目指す思いを、「いわて環境王国宣言」として発表しました

~~~~~

### 《 宣言内容 》

#### 「いわて環境王国宣言」

ここ岩手の地に生きる私たちは、緑豊かな奥羽山脈や北上高地、母なる北上川や雄大な三陸の海などの大自然の中で、その恵みを存分に受けています。

この岩手の素晴らしい自然環境は、先人の知恵と努力により守り育てられてきました。

岩手の人々は、はるか縄文の時代から、花や木などの植物や、魚や鳥などの動物、山や森、川、海といった自然を敬い、大切にしながら生活し、生産活動を営み、自然との共生の文化を築いてきました。

こうした自然の中で生かされているという価値観は、あらゆる生命を尊ぶ平和と環境の都であった平泉の文化や、岩手の資源や風土との触れ合いから生まれた伝統芸能、そして、宮沢賢治の文学をはじめとした多くの文化芸術に受け継がれています。

温暖化がもたらす深刻な影響が地球規模で明らかになってきている今、岩手に生きる私たちには、古くから受け継がれてきた自然との共生という価値観を大切にし、未来に向かって、恵み豊かな環境と人間の営みが両立し、幸せを実感できる社会を築き、引き継いでいく使命があります。

宮沢賢治がイーハトーヴと呼んだこの岩手は、限りない希望と可能性の大地です。

私たちは、すべての人々の幸せを願い、豊かな自然と共生していくという価値観を未来に引き継ぎ、世界に発信するとともに、この地に「環境王国」を実現することを目指して行動することを誓い、ここに宣言します。

平成20年11月1日

岩手県民を代表して 岩手県知事 達増 拓也

## 資料8 岩手県人口ビジョン

---

岩手県では、長年にわたり人口減少を県政の重要課題として捉え、その対策に取り組んできました。2014年には、庁内に設置した人口問題対策本部（本部長：岩手県知事）において、1年間人口減少問題に関する議論を重ね、2014年9月には「人口問題に関する中間報告」を公表し、2015年3月に「人口問題に関する報告」をとりまとめました。

この間、2014年5月には、民間有識者団体日本創成会議・人口減少問題検討分科会において「ストップ少子化・元気戦略」が公表され、2014年7月には、全国知事会において「少子化非常事態宣言」が決議されるなど、人口減少は、全国的な課題として大きく取り上げられてきました。

こうした中、国においては、2014年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を施行し、2014年12月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するなど、人口減少、地方創生に対して国を挙げて取り組むこととされました。

本ビジョンは、まち・ひと・しごと創生法に基づき、岩手県ふるさと振興総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を策定するに当たって、これまでの本県の人口の現状等を分析し、今後の人口の展望を示すものです。



### 1 本戦略の位置づけ

岩手県の人口は1997年以降減少を続け、2014年は128万人と、ピークであった1985年と比べ、12%減少しています。国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によれば、岩手県の人口は今後も減少を続け、2040年には、93万8千人になることが見込まれ、その後も人口減少は止まらないため、2115年には24万人まで減少すると推計されます。

しかしながら、この推計は、いわば何ら対策を講じず、現状がこのまま継続することを前提としています。

岩手県人口ビジョンでは、人口減少を引き起こす様々な「生きにくさ」を「生きやすさ」に、「住みにくさ」を「住みやすさ」に、「学びにくさ」を「学びやすさ」に、「働きにくさ」を「働きやすさ」に、「結婚しにくさ」を「結婚しやすさ」に転換していくとともに、岩手への新たな人の流れを生み出す「ふるさと振興」を積極的に展開し、2040年には100万人程度の人口を確保するよう展望しました。

この推計では、2115年には80万人程度の定常状態を迎えますが、超長期的には人口増の可能性を視野に入れていくものです。

本戦略は、まち・ひと・しごと創生法第9条の規定に基づき、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して策定するものであり、岩手県人口ビジョンを踏まえ、人々の希望の実現を図るために、ふるさとを振興し、人口減少に立ち向かうための基本目標を定めるとともに、今後5年間の主な取組方向や具体的な施策、数値目標を示すものです。

### 2 計画の期間

国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と合わせ、平成27(2015)年度から平成31(2019)年度までの5年間とします。

### 3 いわて県民計画との関係

いわて県民計画は、県政全般にわたる政策や施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めている計画です。これに対し、本戦略は、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案し、人口減少に歯止めをかけることを目的に策定するものであり、県政全般を対象としたいわて県民計画の関係する分野を展開するための戦略と位置づけられるものとなります。

### 4 県民総参加の取組

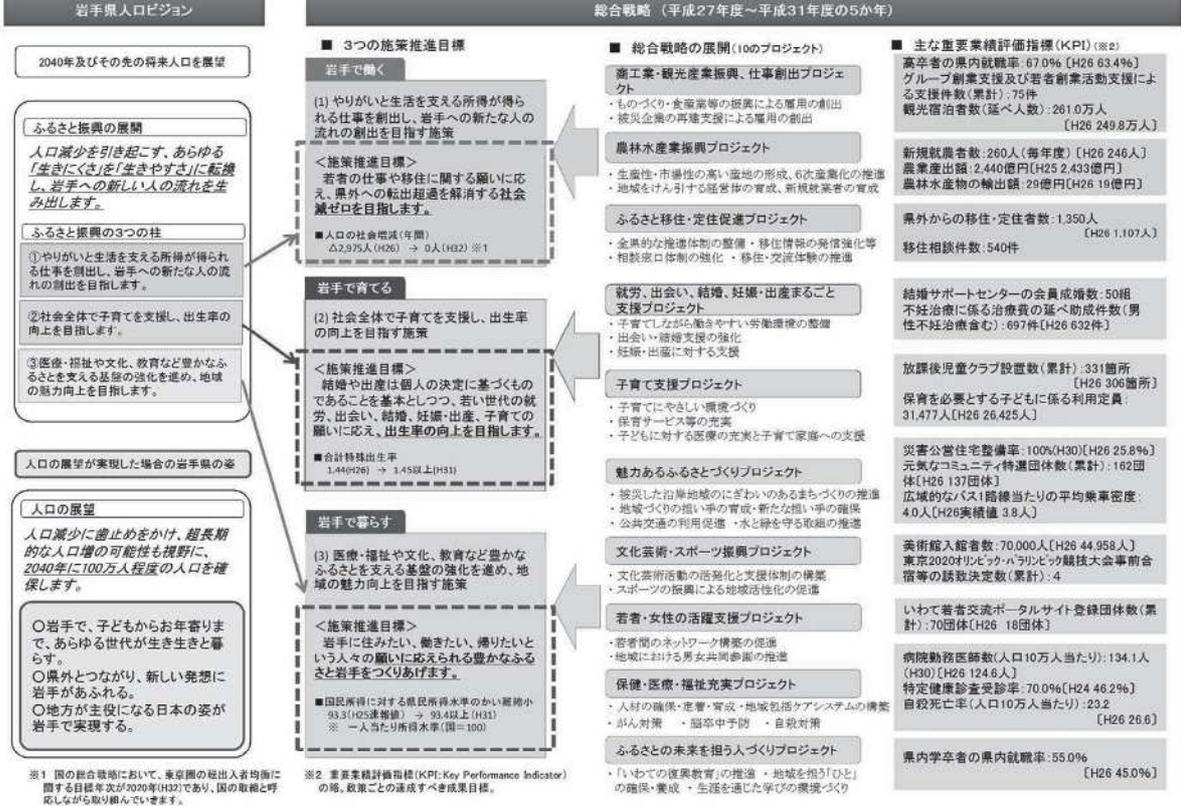
ふるさと振興は、県のみではなく、市町村、県民や企業、NPOの方々と共に考え、県民総参加で取り組んでいく必要があります。

岩手県では、いわて県民計画をはじめ各種の計画等において、地域社会を構成するあらゆる主体が総力を結集していくという「地域経営」の考え方に基づく取組を進めており、ふるさと振興においても、産学官金労言の県内のあらゆる主体が、一体となって人口減少に立ち向かっていくことが重要です。

このような考えに基づいて、県は、人口減少は県民全体の問題であることなどの周知を図り、様々な機会を通じて意見交換を行い、民間事業者や関係団体などとの協働を進めながら、県民総参加の取組としてふるさと振興に取り組んでいきます。

# 岩手県ふるさと振興総合戦略の概要

「岩手県ふるさと振興総合戦略」…岩手県人口ビジョンを踏まえ、ふるさとを振興し、人口減少に立ち向かうための基本目標を定めるとともに、今後5年間の主な取組方向や具体的な施策、数値目標等を示しています。



※1 国の総合戦略において、東京都の出入者均衡に関する目標率及び2020年(H32)であり、国勢の転換と呼応しながら取り組んでいます。  
 ※2 主要業績評価指標(KPI:Key Performance Indicator)の略。政策ごとの達成すべき成果目標。

## ■ 県民総参加の取組

岩手で働く	岩手で育てる	岩手で暮らす
<b>商工業・観光産業振興、仕事創出プロジェクト</b> 県以外の主体 (企業・事業者等) ・新事業及び経営革新への取組、販路の開拓 ・海外市場進出、買手ノウハウの習得、実践(産業支援機関等) ・中小企業の経営力向上に向けた取組支援 ・留学経験への対応、買手情報の提供 県 ・中小企業の経営革新計画策定への支援 ・創業セミナーの開催や事業計画の策定支援 ・物産展、商談会開催など販路開拓に係る事業の企画・実施 <b>農林水産振興プロジェクト</b> 県以外の主体 (企業・団体・生産者) ・6次産業化の実践・連携・協力、交流・商談会等への参加 ・安全・安心・高品質な農林水産物の生産 ・農林水産物の経営者の育成、新規就業者の受け入れ 県 ・6次産業化の実践サポート、取組拡大の支援、交流・商談会の提供及び拡充 ・農林水産物の扱い手確保 ・農林水産物の生産性、収益性の向上に向けた技術開発と普及 <b>ふるさと移住・定住促進プロジェクト</b> 県以外の主体 (企業・NPO・県民等) ・移住者受け入れ環境の整備 ・就職面接会等(1-on-1)就職希望者と企業のマッチング会の提供 ・移住者のサポート 県 ・移住促進体制及び子育て圏等での相談窓口の整備 ・実地的な情報発信 ・市町村の取組支援 ・中小企業への県外の業務経験豊富な中核人材のお試し就業の受け入れ	<b>就業、出会い、結婚、妊娠・出産までサポートプロジェクト</b> 県以外の主体 (医療機関) ・周産期医療機関等との機能分担と連携の推進 (企業・団体) ・「い・きいき岩手」結婚サポートセンターの設置・運営 ・県及び市町村が実施する施策への協力 (県民・NPO等) ・県及び市町村が実施する施策への積極的な参加 (学校) ・健康な妊娠・出産のための正しい知識の普及啓発 県 ・「い・きいき岩手」結婚サポートセンターの運営支援 ・産者の出会い・結婚に関する広域的な施策の実施 ・産後ケアの確保 ・市町村が実施する妊産婦支援に関する施策の調整 ・不妊に悩む夫婦への総合的な支援の充実 <b>子育て支援プロジェクト</b> 県以外の主体 (子ども・子育て支援機関等) ・専門的な知識・経験を生かした子育て支援の実施 (企業・団体) ・仕事と子育てが両立できる職場環境の整備 ・県及び市町村が実施する子育て支援に関する施策への協力 (県民・NPO等) ・地域力を活かした子育て支援活動の実施 ・児童の健全育成活動の実施 県 ・岩手県子ども・子育て会議による子ども・子育て支援事業支援計画の適切な進行管理 ・教育・保育の確保対策等に関する技術的助言の実施 ・保育従事者等の確保に向けた取組の実施 ・子育てに関する施設整備や運営に対する支援 ・子育てにやさしい職場環境づくりに向けた総合的な施策の展開 ・ワークライフバランス(仕事と生活の調和)に関する総合的な施策の実施	<b>魅力あるふるさとづくりプロジェクト</b> 県以外の主体 (企業・団体・県民等) ・都市計画や復興まちづくり計画への住民参加 ・地域コミュニティ活動への参加 県 ・被災者の住宅再建等への支援 ・地域コミュニティ活動を担う人材の育成 <b>文化芸術・スポーツ振興プロジェクト</b> 県以外の主体 (企業・団体・県民等) ・文化芸術活動・音楽、文化芸術活動への支援 ・地域スポーツ活動への積極的な参加 県 ・文化芸術振興施策の総合的策定・実施 ・ラグビーワールドカップ2019の開催準備 <b>若者・女性の活躍支援プロジェクト</b> 県以外の主体 (若者団体・企業・NPO等) ・取組を行わなければならないサポート ・ワークライフバランスを推進するための就業環境整備 県 ・若者団体自ら実施する事業の支援 ・審議会等政策決定過程への女性の参画促進 <b>保健・医療・福祉充実プロジェクト</b> 県以外の主体 (団体・企業・県民・NPO等) ・地域医療を支える県民運動の取組 ・「いわて循環・連携の目」に伴う循環等の取組 県 ・医師をはじめとした医療従事者の養成・確保等 ・地域包括ケアの構築に取組む市町村への支援 ・脳卒中死と年金不正受給防止の取組実施 <b>ふるさとの未来を担うづくりプロジェクト</b> 県以外の主体 (学校・家庭・地域等) ・「いわての復興教育」の推進 ・国際理解教育の推進 ・学校教育への参画・協働 県 ・経済的理由で修学困難な高校生等への支援

国を挙げて取り組むべきこと	総合戦略の推進と市町村との協働
○ 社会連帯型として、地方重視の経済財政政策を実施することや、自然連帯型として、高水準の社会保障制度、出産子育て支援体制をつくることなど、地方を重視した施策を推進することが必要です。 <社会連帯型(主なもの)> ・地方重視の経済財政政策の実施 ・地方への移住・定住の促進 ・高等教育機関の地方分散、支援の充実 ・雇用環境の改善 ○ 国による政府関係機関の地方移転について、岩手県では次のとおり、提案を行っています。 ① 防災科学技術研究所(災害リスク研究ユニット)：提案地区 大船渡市・陸前高田市 ② 森林技術総合研究所：提案地区 北上市・久慈市 ③ 国立文化財機構：提案地区 一関市 ④ 森林研究所の55 研究部門：提案地区 二戸市 ⑤ 水産総合研究センター養殖部門：提案地区 山田町	○ 「地域経営」の考え方で本戦略に定めた取組を着実に推進するとともに、効果を検証し、見直しを行っていくこと、PDCAサイクルを構築します。 ○ 戦略の進捗管理に当たっては、マネジメントサイクルを確実に機能させることによって、戦略の実効性を高めることが必要です。 ○ 本県内では、全ての市町村が平成27年度中に地方版総合戦略を策定する予定です。ふるさと振興は、地域づくりを担う市町村との連携が不可欠であり、県は市町村総合戦略の取組と一体となって、対策に取り組んでいく必要があります。 ○ 引き続き、県・市町村人口問題連絡会議等を通じ、幅広く意見交換を行っていくとともに、市町村との連携を十分に密なものとし、県・市町村の総合戦略で掲げる施策が効果的に実施されるよう進めていきます。

### 1 計画策定の趣旨

岩手県では、高度成長期から昭和50年代を中心に社会情勢や県民ニーズの変化に対応して、数多くの公共施設等を建設し、各種の公共サービスを提供してきました。現在、これら公共施設等の老朽化が進んでおり、今後、大量に大規模修繕・更新の時期を迎え、多額の経費が必要となることを見込まれます。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波により被災した、海岸保全施設や漁港施設などの施設について、現在、各地で復旧・復興工事が進められている状況にあり、今後、施設数の増加や機能向上による維持・更新等に係る経費の増加が見込まれます。

一方で、人口減少・少子高齢化の進行等により公共施設等の利用需要も大きく変化しつつあり、また財政面では、将来的な税収の減少、社会保障関係費等の増加などにより、今後とも厳しい財政状況が続くものと見込まれています。

近年、中央自動車道笹子トンネルの天井板落下事故など施設の老朽化等による重大な事故が発生し、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっていますが、平成25年11月に国の関係省庁連絡会議で決定された「インフラ長寿命化基本計画」を受け、地方公共団体は、保有するすべての公共施設等を対象に、中長期的な取組の基本方針を定める「公共施設等総合管理計画」を策定することとされました。

こうした状況を踏まえ、早急に公共施設等の全体状況を把握し、計画的な更新や長寿命化、施設配置の最適化により、財政負担の軽減・平準化を図るなど長期的な視点に立った公共施設等マネジメントの取組を推進するため、「岩手県公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

### 2 計画の位置付け

本計画は、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」に基づく行動計画に当たるもので、平成26年4月に総務省から示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を踏まえ、県が保有する個々の公共施設等の個別施設計画の上位計画として策定するものであり、本県の公共施設等管理に関する基本計画として位置付けられるものです。

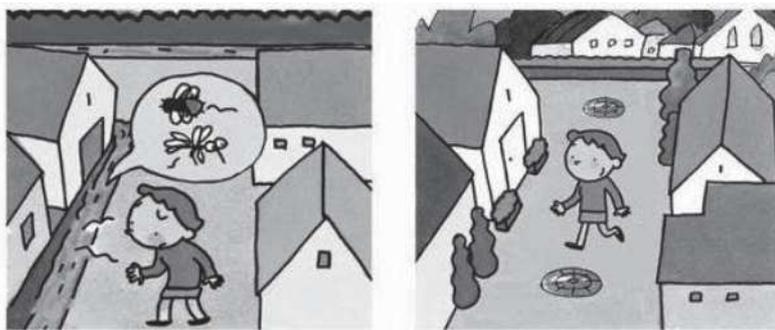


## 資料11 汚水処理施設の役割

### (街並み住環境の改善)

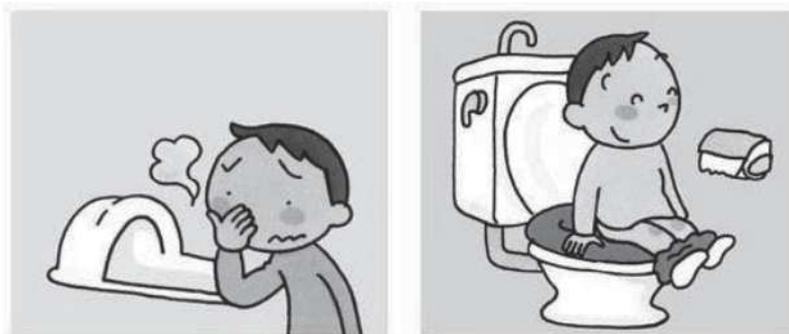
生活排水等の未処理放流によるドブや汚れた水路がなくなり、蚊やハエの発生を防ぎ、流行性の病気を予防することができます。

この結果、住環境が大きく改善し、生活の潤いが増します



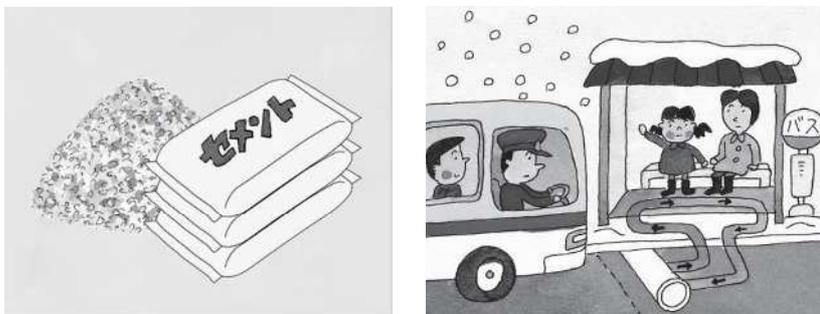
### (住生活環境の改善)

清潔で快適な水洗トイレを使う事が可能となり、においに悩まされることなく、衛生的な居住環境を作り出すことが可能となります。



(下水資源及び施設の有効利用)

汚水処理施設は、処理水、汚泥、熱等の利用可能なエネルギーを有しており、下水資源循環型の社会の実現に向けて、その有効利用を図ることが可能となります。



(公共用水域の水質保全)

家庭や工場から排出される汚水などが川や海などに直接流入することなく、汚水処理施設できれいに処理してから流すため、川や海などの水環境の保全が図られます。

この結果、水生動植物の生息、生育環境が保全されるとともに、魚釣りや川遊びなど水に親しむことができます。



## 資料12 集合処理方式

集合処理方式は、主に家庭や事業所が密集あるいは比較的集合した状態にある地域で採用され、汚水発生源が密集していることで経済的となる方式です。

一般に、既成市街地など、人口が密集した地域を対象に進められる「下水道」と、農山漁村集落を対象に幾つかの集落単位で、小規模分散的に進められる「集落排水施設」に分類されます。

集合処理方式には、下水道、農業集落排水、漁業集落排水などがあります。

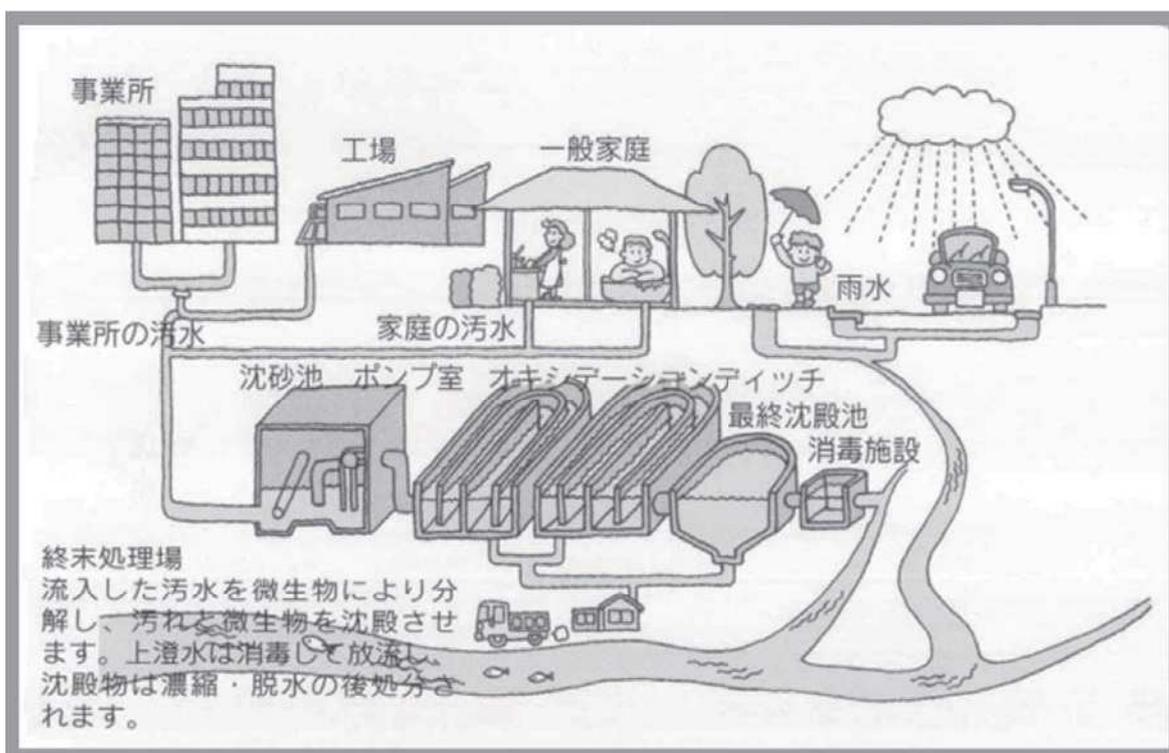


図 12-1 集合処理方式のイメージ

## 資料13 個別処理方式

個別処理とは、し尿と雑排水を併せて処理する施設で、家屋単位や事業所単位に設置される施設です。

これは主に、家庭や事業所が点在しているため、処理場までの排水管の布設距離が長くなり、建設コストが割高になる地域で採用される方式です。

その浄化システムは、微生物の働きにより汚水中の有機物を分解し、きれいになった上澄水を消毒して放流するものです。

また、水が浄化されたことにより発生した汚泥は、浄化槽内に溜まります。

なお、安定した放流水質を維持するためには、定期的な保守点検、清掃実施と法定検査（使用開始6ヶ月～8ヶ月と毎年検査）を受けることが必要です。

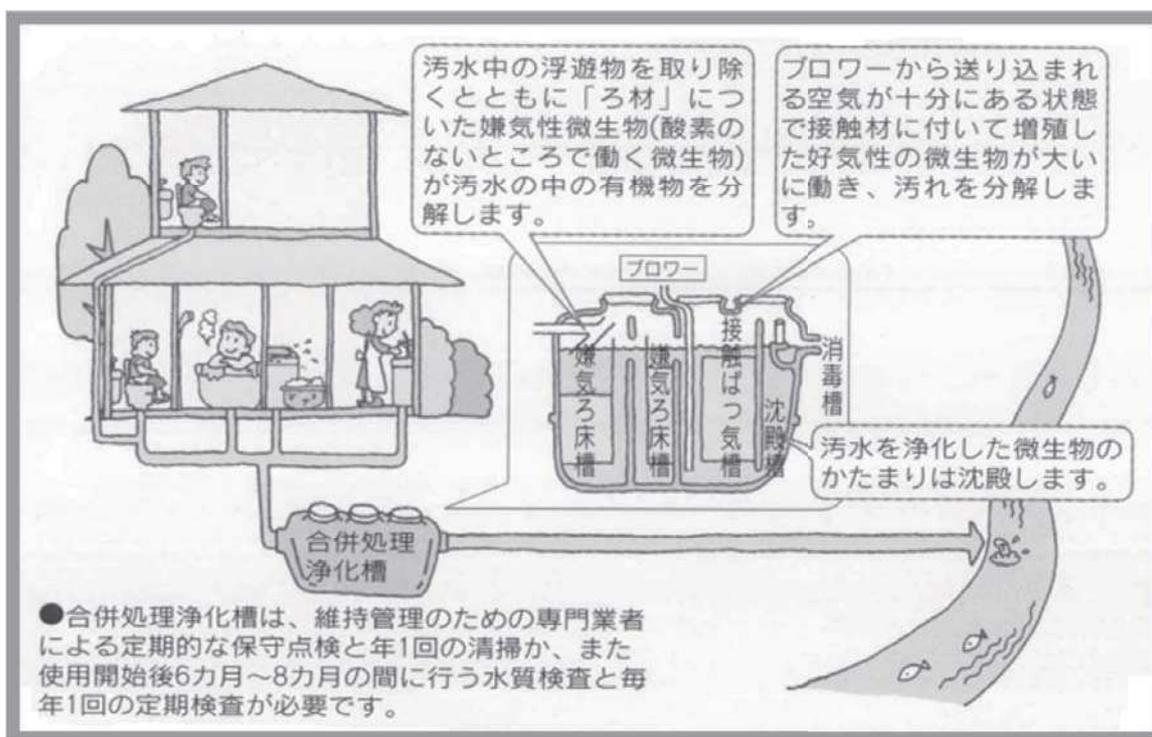


図 13-1 個別処理方式のイメージ

資料14 集合処理と個別処理の特徴

項目	集合処理方式	個別処理方式
種類	公共下水道、流域下水道、農業集落排水、漁業集落排水等	合併浄化槽
処理対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 汚水の処理</li> <li>・ 汚泥の処理（下水道のみ）</li> <li>・ 雨水の排除（下水道のみ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 汚水の処理</li> </ul>
汚泥処理	公共下水道 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各処理場の脱水機で脱水ケーキにし、コンポスト工場へ搬出、あるいは焼却してセメント工場へ搬出</li> </ul> 農・漁業集落排水 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ し尿処理場に搬出</li> <li>・ し尿処理場では脱水後コンポスト工場へ搬出、あるいは焼却埋立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別にし尿処理場に搬出</li> <li>・ し尿処理場では脱水後コンポスト工場へ搬出、あるいは焼却埋立</li> </ul>
対象汚水	公共下水道 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各家庭、事業所、工場など</li> </ul> 農・漁業集落排水 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主に集落全体の排水を対象</li> </ul>	家屋単位や事業所単位を対象
概要	地下に下水管を布設して、各家庭からの汚水を処理場に集めて処理する。	各家庭の敷地に合併浄化槽を埋め込み、浄化槽ごとに処理する。
整備の仕方	公共下水道 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5～6年の整備後に稼動、その後整備区域を拡大、処理場を増設、</li> </ul> 農・漁業集落排水 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 整備区域全域を5～6年で整備し、整備完了後に稼動</li> </ul>	各家庭で設置（1年以内）し、設置後に稼動
特徴	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">建設コストは高いが維持管理費は軽減される</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">家屋が密集した集落、市街地などに適用（経済的であり、浄化槽スペースが確保できない密集地で有利）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">整備は比較的長い期間がかかる</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">排水の高度処理（窒素、りん）の除去）や汚泥のリサイクルが比較的容易</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">建設コストは安価だが、維持管理費は集合処理と比較して割高の傾向にある</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">家屋が点在している地域において適用（経済的である）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">短期間で整備可能</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">浄化槽ごとに定期的な点検、清掃、検査が必要</div>

## 資料15 汚水処理の内容・過程

それぞれの処理方式では、処理内容が異なります。

汚水処理は、大きく分けると、生物処理（水処理）と汚泥処理に分かれます。

生物処理（水処理）では、「反応槽」において微生物の働きにより汚れ（有機物）を分解・きれいな水にし、「沈殿池」により、汚れの固まりと上澄み水に分離させ、上澄み水は消毒し滅菌した後放流されます。

汚泥処理では、生物処理（水処理）により分離した汚れの固まりを、「濃縮-（消化）」によって減量化、安全なものにします。さらに、「脱水」により、粘土状になるまで水分を取り除きます。脱水したものを「脱水汚泥」と呼びます。この脱水汚泥を、「焼却等」によりさらに減量・安定化を図り、焼却灰等とする場合もあります。

「汚泥処分」とは、脱水汚泥や焼却灰等を最終処分することで、その方法は「埋立処分」「肥料化（コンポスト化）」など、さまざまあります。

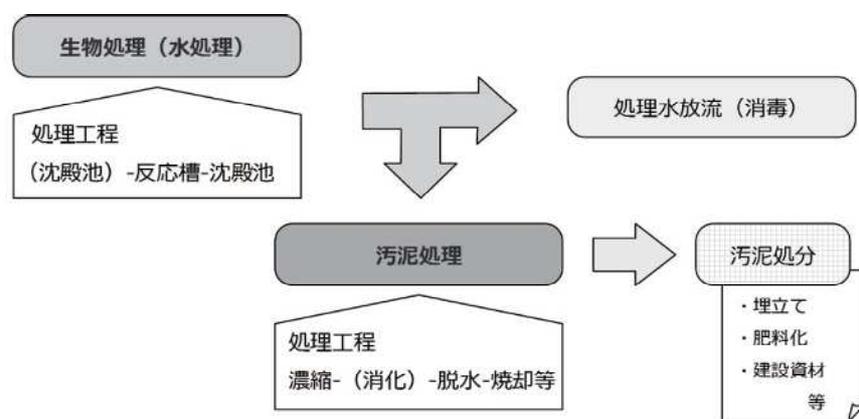


図 15-1 汚水の処理方式

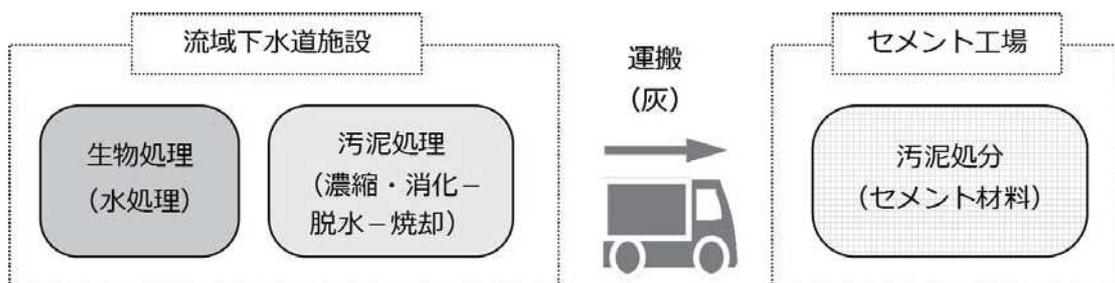
## 資料16 下水道や集落排水、浄化槽の処理の違い

一般に、下水道施設では脱水まで行い、その後の汚泥処理・処分は廃棄物処理業の許可を持った肥料工場やセメント工場などで処理します。農業集落排水、漁業集落排水および浄化槽では、生物処理（水処理）のみ行い、汚泥処理・処分はし尿処理施設で行っています。（し尿処理施設で再度沈殿処理をする施設もあります。）

〔下水道の処理（一般的な下水道）〕



〔下水道の処理（流域下水道）〕



〔農業集落排水、漁業集落排水の処理〕



〔浄化槽の処理〕

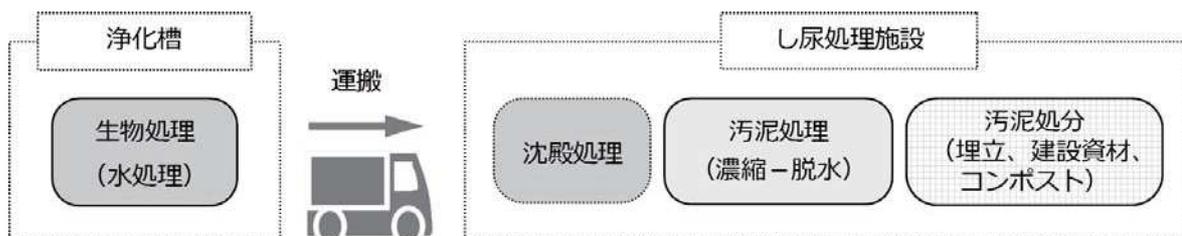


図 16-1 処理方式の違い

## 資料17 集合処理区域と個別処理区域の選択

集合処理と個別処理の区域分けは、処理方法の違いによる特徴をみながら検討します。

既成市街地などの人口密集地域や、水質保全上、放流水質を厳しくする必要がある区域については、「集合処理（公共下水道）」を選択します。

一方、中山間地域については、家屋が比較的分散していることから、それぞれの設置費用と維持管理費、放流先の確保、浄化槽設置スペースの有無など、総合的に比較をして「集合処理」か「個別処理」かを判断します。

このとき、住民の要望等の地域要件なども十分勘案し、地域の特性に合った適切な整備手法を選定する必要があります。

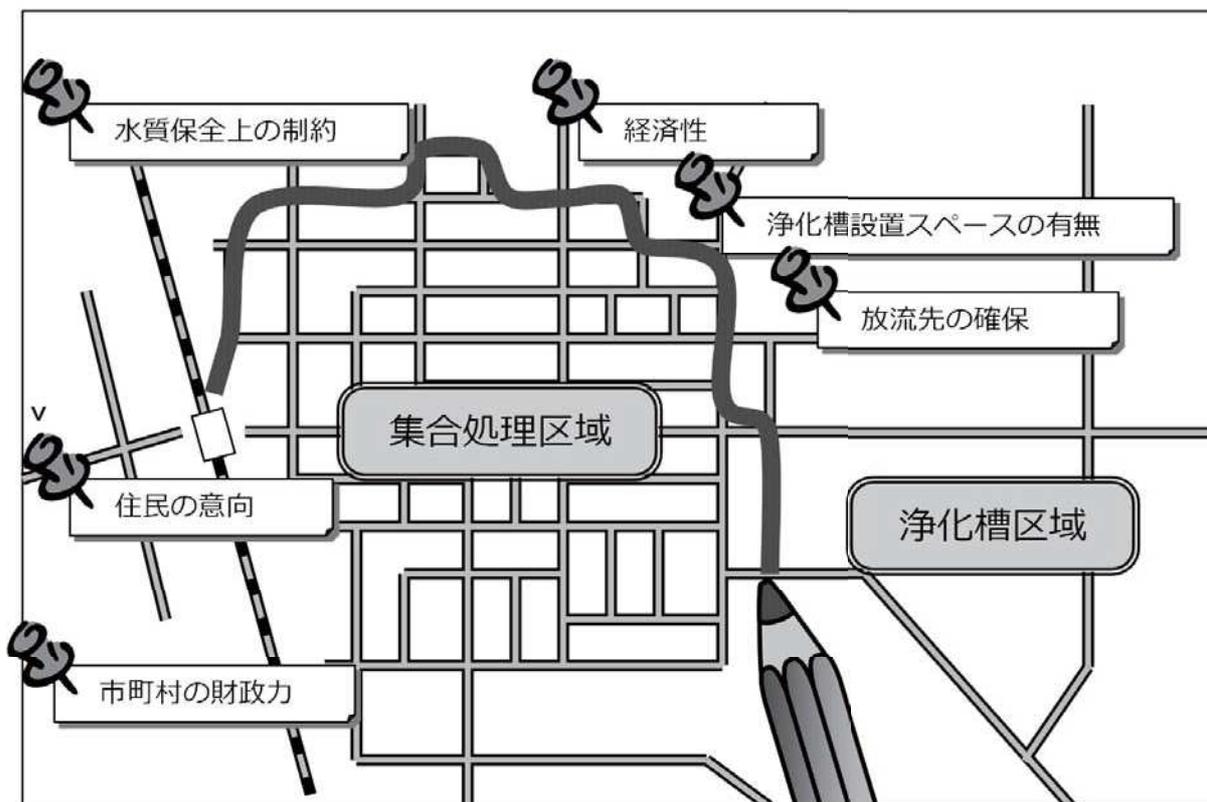


図 17-1 集合処理区域と個別処理区域の選択

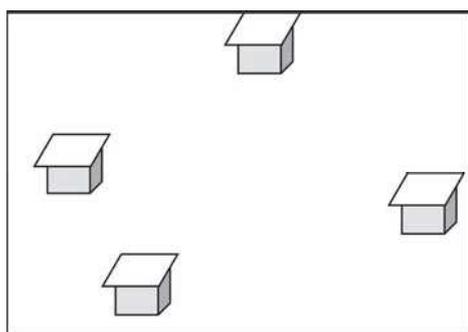
## 資料18 集合処理と個別処理のすみ分けの考え方

ある地域の汚水処理について、集合処理方式がよいのか個別処理方式がよいのかを計画するときには、主に次の3項目について検討を行います。

- 経済比較  
建設費と維持管理費をあわせた総合的な経済比較をしています。
- 施設設置の構造的な問題  
街並みによっては、浄化槽を設置するスペースがないところがあります。
- 住民の意向  
地域が一体となって特定の処理施設の普及に取り組んでいる場合があります。

(家屋が点在している場合)

家屋が点在している場合は、浄化槽整備区域として計画します。



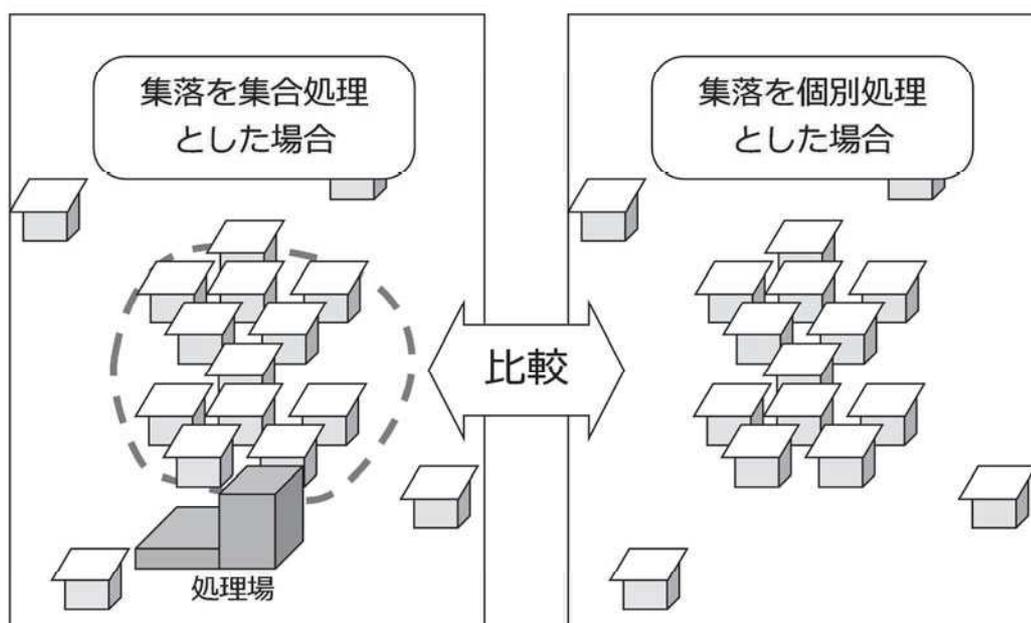
(現在集合処理をしていない集落の場合)

現在集合処理を行っていない地域の集落については、その集落を集合処理とした場合と個別処理とした場合を比較して、どちらの処理方式とするか検討します。

検討の結果、個別処理を選択した場合は、浄化槽整備区域とします。

集合処理を選択した場合は、集落排水等の整備区域とします。

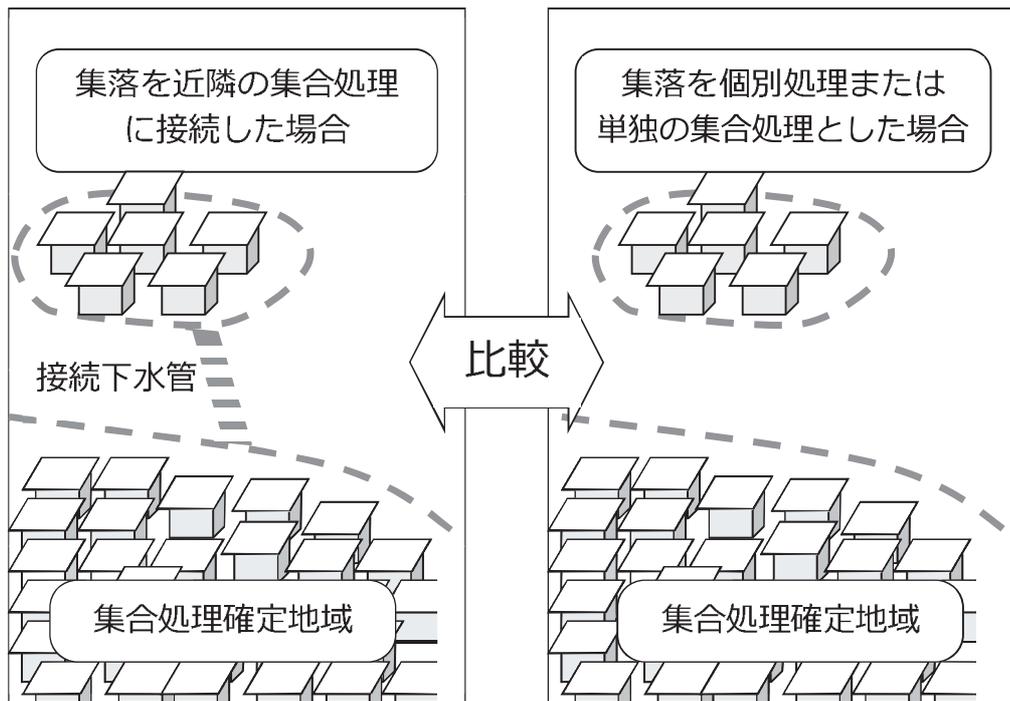
前構想では集合処理で計画されていた地域でも、人口減少などを考慮して再検討した結果、個別処理地域となることもあります。



(近隣に集合処理を行っている区域がある集落の場合)

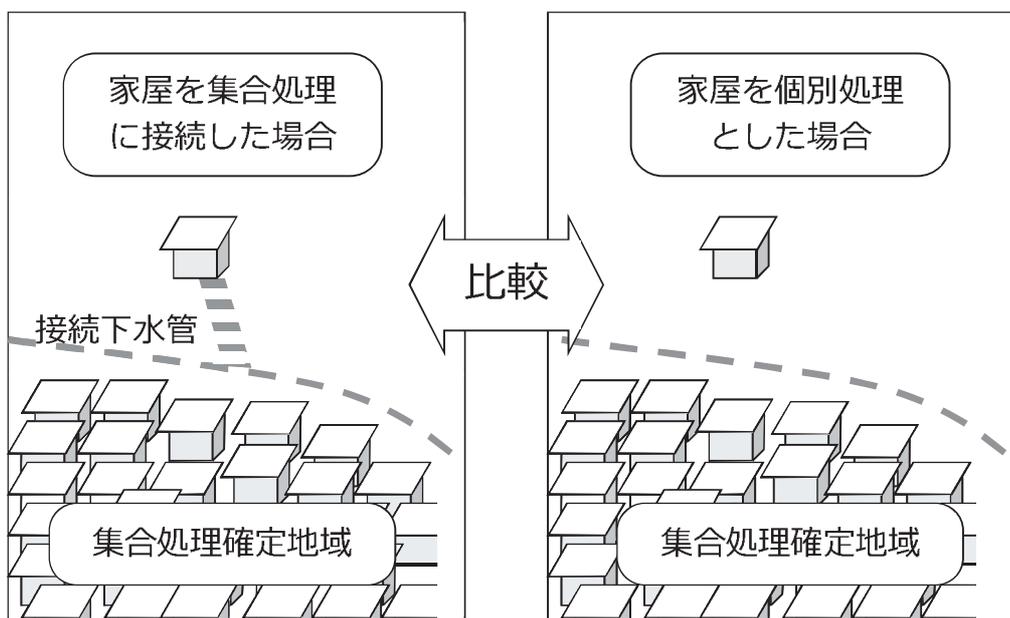
近隣に下水道などの集合処理を行っている区域がある集落については、その集落を集合処理とするか個別処理とするか検討する以外に、近隣の集合処理区域に接続して集合処理とした場合についても検討します。

また、前構想で集合処理区域として計画されていても、まだ整備が済んでいない場合は、そのまま集合処理区域として計画してよいのか確認をします。



(近隣に集合処理を行っている家屋がある場合)

近隣に下水道などの集合処理を行っている区域がある家屋については、その家屋を集合処理区域に加えるか個別処理とするか検討します。



(ある集落を近隣の集合処理区域に取り込むかどうかを検討する経済比較の例)

ある地域について集合処理が経済的なのか個別処理が経済的なのかを検討する場合は、次のように行いました。

A地域：集合処理が確定している地域
B地域：集合処理か個別処理か検討する集落
<u>B地域を集合処理とする場合の建設費＋維持管理費</u>
= 処理施設（A＋B）の建設費＋維持管理費
＋ 接続下水管の建設費＋維持管理費
<u>B地域を個別処理とする場合の建設費＋維持管理費</u>
= 処理施設（A）の建設費＋維持管理費
＋ 浄化槽（B）の設置費＋維持管理費

この2つの費用のうち、安価なほうが経済的であると判断しました。

検討する費用は、1年あたりの費用に換算して検討します。

維持管理費についてはそのままの値を使用できますが、建設費については次の式により1年あたりの費用に換算しています。

建設費（円／年） = $\frac{\text{建設費用（設置費用）}}{\text{耐用年数}}$
--

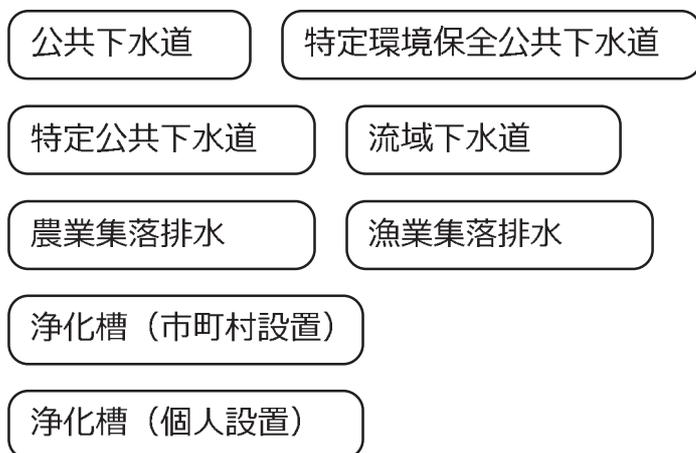
耐用年数はこれまでの実績による値を使いますが、実績値が使えない場合は次の年数を標準値として検討しました。

処理場：33年 管路：72年 ポンプ場：28年
合併処理浄化槽：32年

## 資料19 汚水処理施設の種類

---

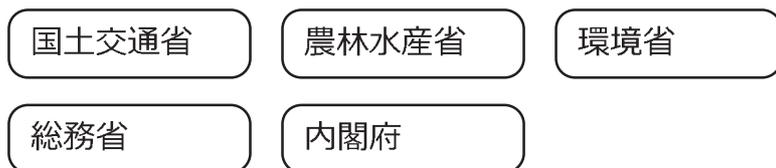
汚水処理施設には、実に多くの種類があります。  
本県で現在整備を進めている施設は、次の施設です。



この汚水処理施設は、「下水道法に基づく下水道」と「下水道以外の汚水処理施設」とに大きく分けることができます。

これらの汚水処理施設は、それぞれ整備対象区域や規模が異なっています。

また、施設の整備にあたっては、国の補助金制度や交付金制度がありますが、次のとおり多くの省庁が関係しています。



新構想では、これらのさまざまな汚水処理施設の特性をみながら、最も地域の実状に合った整備手法を選んでいきます。

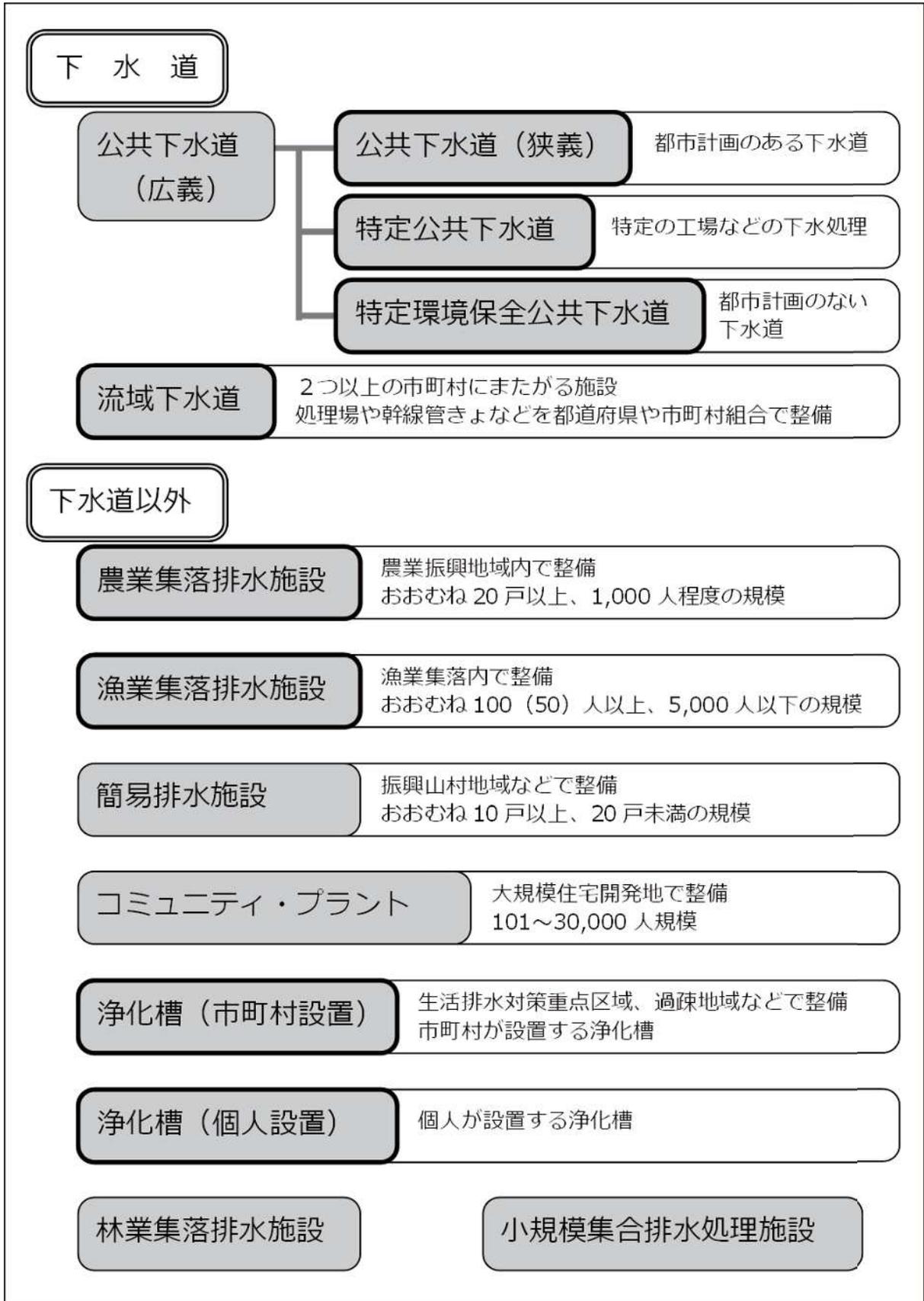


図 19-1 汚水処理施設の種類

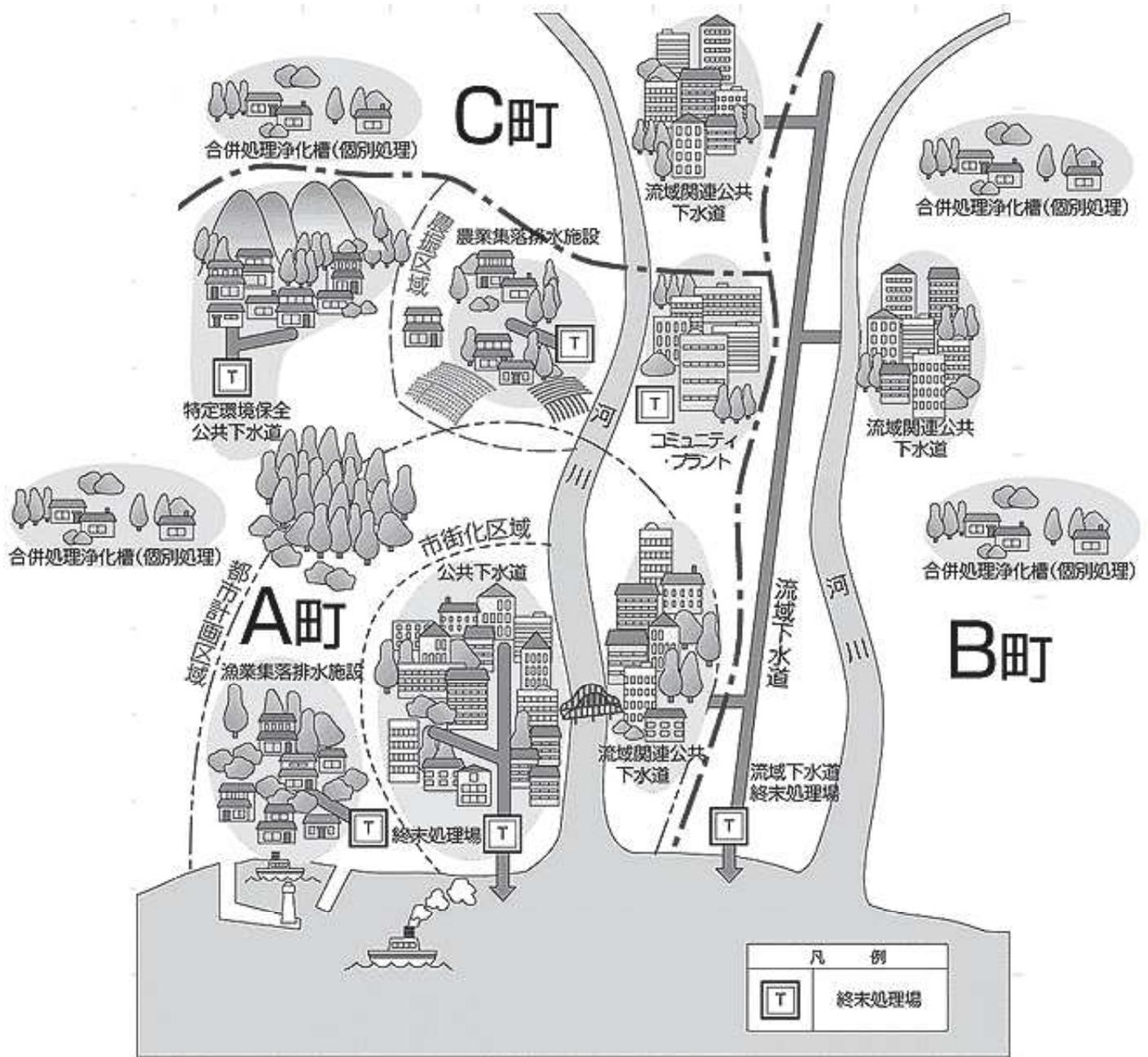


図 19-2 汚水処理施設のイメージ

## 資料20 汚水処理施設整備事業の変遷

---

本県の汚水の集合処理施設整備は、昭和28年に盛岡市中心部において公共下水道事業に着手したのが始まりです。このときの下水道は、汚水と雨水を同じ下水管で流す合流式下水道というものでした。

昭和40年4月には、中川原終末処理場が初めて供用開始をしました。

次いで、昭和32年に釜石市が公共下水道事業に着手しています。

その後、各地で都市化が進み、昭和45年ころから

矢巾町や水沢市(当時)、北上市などの県中央部でコミュニティプラントの整備が始まりました。

昭和50年代に入ると、農業集落排水事業や流域下水道事業が始まりました。

また、多くの市町村で下水道に着手しました。

50年代後半には、漁業集落排水事業が始まりました。

2016年度末現在、公共下水道は31市町村で供用開始をしており、農業集落排水は21市町村、漁業集落排水は10市町村で供用開始をしています。

処理場の数は、公共下水道40箇所、流域下水道4箇所、農業集落排水107箇所、漁業集落排水23箇所、コミュニティプラント8箇所となっています。

(表中の数字は市町村の数)

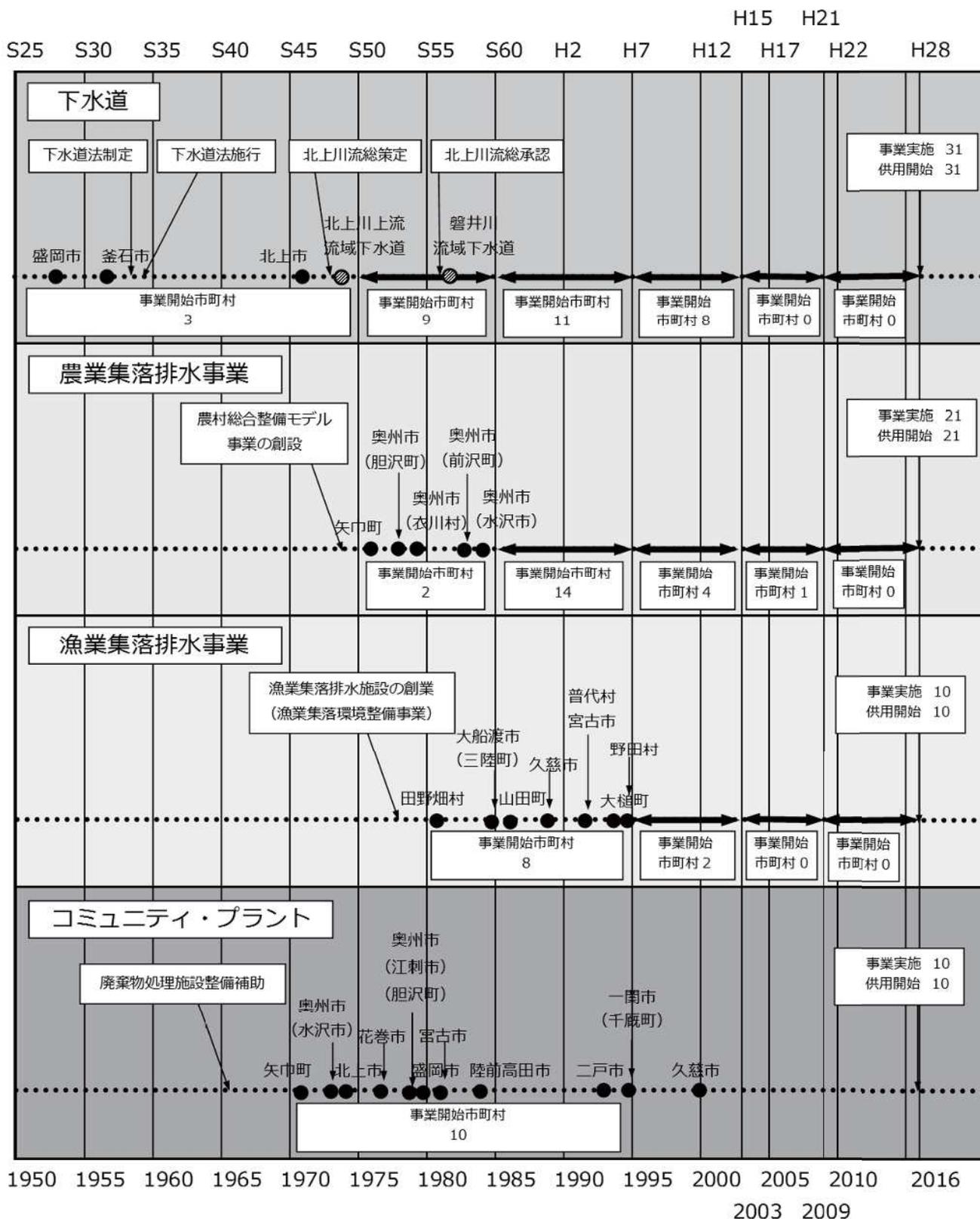


図 20-1 汚水処理施設整備事業の変遷

## 資料21 構想における将来人口などの考え方

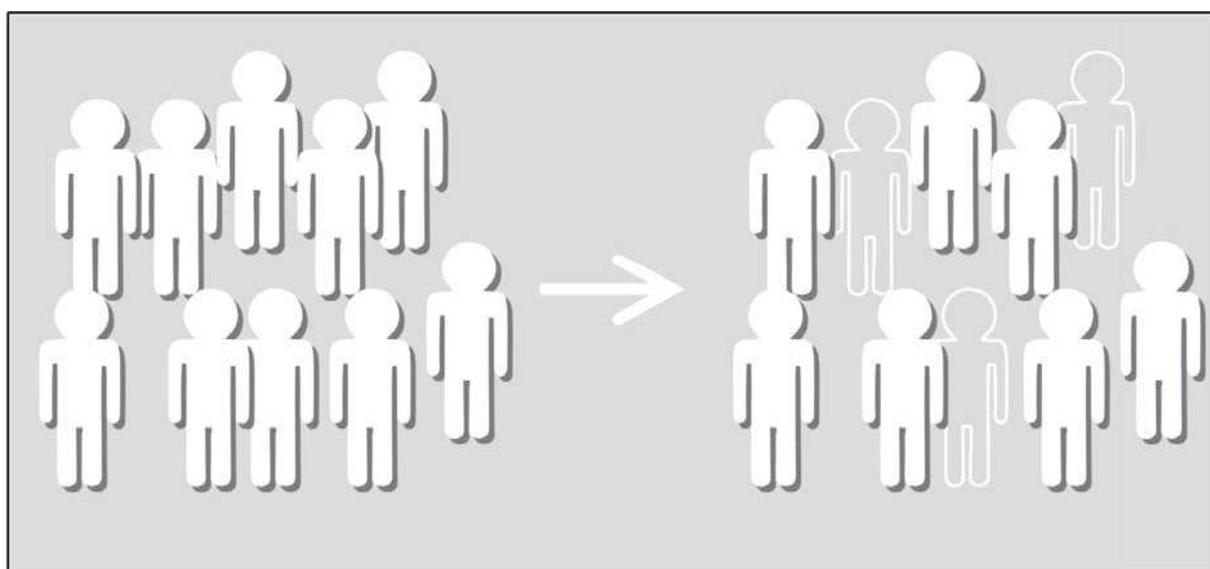
県の人口は、2016年度時点で127万人ほどです。

1年前に比べると、1万2千人ほど減りました。

県の推計によると、2025年の人口は116万8千人、2040年には103万9千人にまで減少します。

2025年までの9年間で8%、2040年までの24年間で18%も減少することになります。

本ビジョンでは、この将来の姿を考えに入れながら、下水道や集落排水、合併浄化槽の整備区域を見直し、汚水処理施設全体の整備計画を策定しました。



## 資料22 将来の岩手県の総人口推計

国立社会保障・人口問題研究所（以降「社人研」）は、2010年に2040年までの都道府県別人口推計（2013年3月推計）を公表しました。

この推計では、2010年の国勢調査を基に5年ごとに2040年までの人口を推計しており、2040年の岩手県の行政区域内人口は、93万8千人となっています。（表 22-1）

県では、「資料8」に示した「岩手県人口ビジョン」により、人口減少に歯止めをかけ2040年に100万人程度の人口を確保することから、独自に人口推計を行ないました。

この推計では、2025年における岩手県の推計人口は116.8万人、2040年における推計人口は103.9万人となっています。

表 22-1 行政区域内人口の推計値（千人）

年	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040
社人研推計値	1,330	1,266	1,206	1,140	1,072	1,005	938
県独自推計値	1,330			1,168			1,039

※1 2010年は実績値。

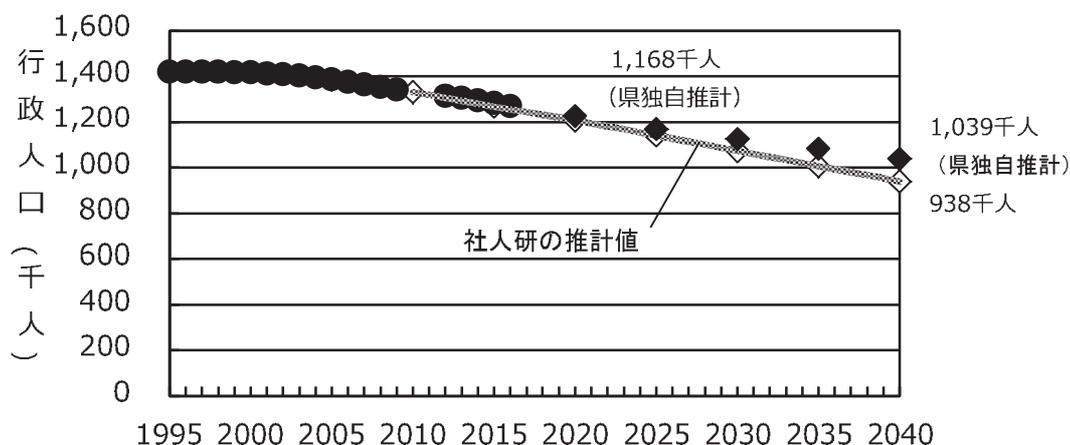


図 22-1 行政区域内人口の実績と推計

表 22-2 行政区域内人口の推計値（千人）

項目	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
社人研推計値	1,330	1,266	1,206	1,140	1,072	1,005	938
県独自推計値	1,330			1,218			1,039
新構想人口	1,330	1,282	1,225	1,168	1,125	1,082	1,039

※新構想人口の2010年及び2015年は実績値。

2020年は2015年と2025年の直線補完値、2030年及び2035年は2025年と2040年の直線補完値。

表 22-3 市町村ごとの行政区域内人口過年度実績

市町村	行政区域内人口（人）						
	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
盛岡市	291,880	292,780	294,435	294,800	294,072	292,980	292,014
宮古市		58,318	57,575	57,003	56,331	55,521	54,573
大船渡市		39,244	39,117	38,871	38,712	38,167	37,633
花巻市	102,177	101,530	101,026	100,250	99,230	98,353	97,402
北上市	93,142	93,347	93,910	93,594	93,524	93,457	93,088
久慈市	37,979	37,488	37,440	37,127	36,855	36,443	35,909
遠野市	30,035	29,774	29,624	29,310	28,830	28,529	28,098
一関市	128,604	127,531	126,957	125,014	123,445	121,735	120,028
陸前高田市			20,631	20,466	20,262	20,022	19,673
釜石市		37,590	37,161	36,584	36,078	35,547	35,005
二戸市	30,225	29,872	29,588	29,086	28,669	28,174	27,704
八幡平市	29,172	28,704	28,308	27,921	27,486	26,978	26,492
奥州市	125,900	124,812	124,235	123,004	121,659	120,664	119,502
滝沢市	53,773	54,184	54,710	55,063	55,058	55,069	55,113
雫石町	18,275	18,068	17,893	17,675	17,498	17,250	17,094
葛巻町	7,417	7,273	7,137	6,969	6,796	6,600	6,420
岩手町	15,492	15,210	15,029	14,797	14,480	14,190	13,947
紫波町	34,151	34,034	34,044	33,962	33,799	33,667	33,495
矢巾町	26,933	26,720	26,670	26,770	26,909	27,134	27,293
西和賀町	6,834	6,665	6,542	6,361	6,224	6,076	5,922
金ヶ崎町	16,191	16,162	16,215	16,077	16,052	15,954	15,850
平泉町	8,439	8,301	8,239	8,163	8,050	7,935	7,851
住田町	6,294	6,262	6,182	6,064	5,970	5,860	5,761
大槌町			12,892	12,673	12,477	12,320	12,176
山田町		17,416	17,099	16,854	16,592	16,315	16,057
岩泉町		10,867	10,690	10,398	10,170	9,958	9,736
田野畑村		3,852	3,794	3,708	3,667	3,601	3,583
普代村	3,052	3,001	2,975	2,941	2,880	2,844	2,799
軽米町	10,582	10,444	10,317	10,134	9,869	9,668	9,486
野田村		4,641	4,602	4,515	4,451	4,408	4,357
九戸村	6,610	6,523	6,436	6,309	6,215	6,110	6,014
洋野町	19,189	18,904	18,688	18,302	18,001	17,674	17,350
一戸町	14,464	14,216	14,019	13,839	13,539	13,256	12,940
岩手県	1,116,810	1,283,733	1,314,180	1,304,604	1,293,850	1,282,459	1,270,365

※1 各年度末（3/31）現在の住民基本台帳人口。

※2 東日本大震災の影響で、H22は沿岸部9市町村、H23は2市町で未集計である。

表 22-4 社人研（2010年3月公表）の市町村ごとの推計人口

市町村	行政区域内人口（人）						
	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
盛岡市	298,348	294,998	287,606	278,398	268,023	256,599	243,930
宮古市	59,430	54,869	51,076	47,148	43,240	39,474	35,903
大船渡市	40,737	37,669	35,184	32,576	29,963	27,411	24,969
花巻市	101,438	96,999	92,225	87,082	81,872	76,713	71,618
北上市	93,138	92,357	89,746	86,786	83,593	80,239	76,729
久慈市	36,872	34,741	32,714	30,601	28,496	26,429	24,391
遠野市	29,331	27,519	25,383	23,291	21,310	19,485	17,786
一関市	127,642	120,912	112,705	104,566	96,789	89,408	82,277
陸前高田市	23,300	19,222	18,793	17,316	15,839	14,415	13,088
釜石市	39,574	35,269	32,341	29,378	26,548	23,909	21,503
二戸市	29,702	27,843	26,006	24,138	22,302	20,539	18,820
八幡平市	28,680	26,487	24,402	22,302	20,251	18,329	16,465
奥州市	124,746	118,594	112,286	105,642	99,012	92,590	86,231
滝沢市	53,857	54,539	54,598	54,229	53,453	52,291	50,730
雫石町	18,033	17,011	15,867	14,679	13,515	12,380	11,254
葛巻町	7,304	6,586	5,915	5,276	4,679	4,136	3,631
岩手町	14,984	13,811	12,715	11,620	10,564	9,563	8,604
紫波町	33,288	32,435	31,377	30,138	28,796	27,393	25,902
矢巾町	27,205	26,522	25,780	24,881	23,880	22,762	21,508
西和賀町	6,602	5,952	5,285	4,661	4,108	3,613	3,183
金ヶ崎町	16,325	16,041	15,623	15,149	14,653	14,159	13,645
平泉町	8,345	7,828	7,319	6,802	6,303	5,822	5,333
住田町	6,190	5,575	5,024	4,505	4,026	3,605	3,211
大槌町	15,276	11,898	11,715	10,762	9,786	8,821	7,886
山田町	18,617	15,404	14,953	13,712	12,470	11,267	10,139
岩泉町	10,804	9,808	8,764	7,756	6,842	6,033	5,297
田野畑村	3,843	3,468	3,174	2,891	2,614	2,345	2,086
普代村	3,088	2,848	2,630	2,396	2,176	1,966	1,760
軽米町	10,209	9,457	8,674	7,919	7,200	6,543	5,930
野田村	4,632	4,109	3,935	3,587	3,259	2,957	2,656
九戸村	6,507	6,038	5,578	5,113	4,663	4,249	3,863
洋野町	17,913	16,541	15,248	13,926	12,638	11,426	10,272
一戸町	14,187	13,038	11,800	10,599	9,476	8,458	7,504
岩手県	1,330,147	1,266,388	1,206,441	1,139,825	1,072,339	1,005,329	938,104

表 22-5 新構想で用いる市町村ごとの推計人口

市町村	行政区域内人口（人）					
	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
盛岡市	292,980	292,077	285,263	281,184	276,182	270,196
宮古市	55,521	51,870	48,311	45,363	42,487	39,769
大船渡市	38,167	35,731	33,379	31,434	29,503	27,658
花巻市	98,353	93,659	89,229	85,892	82,568	79,330
北上市	93,457	91,141	88,926	87,698	86,363	84,991
久慈市	36,443	33,223	31,356	29,895	28,446	27,017
遠野市	28,529	25,778	23,865	22,356	20,972	19,701
一関市	121,735	114,457	107,145	101,542	96,232	91,136
陸前高田市	20,022	19,085	17,743	16,617	15,515	14,497
釜石市	35,547	32,844	30,102	27,852	25,734	23,818
二戸市	28,174	26,410	24,733	23,397	22,107	20,846
八幡平市	26,978	24,781	22,852	21,245	19,728	18,238
奥州市	120,664	114,032	108,247	103,874	99,656	95,516
滝沢市	55,069	55,447	55,566	56,078	56,282	56,192
雫石町	17,250	16,114	15,041	14,179	13,325	12,466
葛巻町	6,600	6,007	5,406	4,909	4,452	4,022
岩手町	14,190	12,913	11,907	11,083	10,293	9,530
紫波町	33,667	31,865	30,881	30,210	29,484	28,691
矢巾町	27,134	26,181	25,495	25,053	24,499	23,824
西和賀町	6,076	5,367	4,776	4,310	3,889	3,526
金ヶ崎町	15,954	15,866	15,523	15,373	15,240	15,114
平泉町	7,935	7,433	6,970	6,612	6,266	5,907
住田町	5,860	5,102	4,616	4,224	3,880	3,557
大槌町	12,320	11,897	11,027	10,267	9,494	8,735
山田町	16,315	15,185	14,050	13,082	12,127	11,231
岩泉町	9,958	8,900	7,947	7,178	6,493	5,867
田野畑村	3,601	3,223	2,962	2,742	2,524	2,311
普代村	2,844	2,671	2,455	2,283	2,116	1,950
軽米町	9,668	8,809	8,114	7,554	7,042	6,569
野田村	4,408	3,996	3,675	3,419	3,183	2,942
九戸村	6,110	5,665	5,239	4,892	4,573	4,279
洋野町	17,674	15,485	14,269	13,259	12,298	11,378
一戸町	13,256	11,983	10,860	9,941	9,104	8,312
岩手県	1,282,459	1,225,196	1,167,933	1,124,994	1,082,055	1,039,116

※ 市町村値については、岩手県値を社人研推計値構成比により設定。

## 資料23 1人あたりの汚水量、汚水の汚れ具合

私たちは、一日に1人あたりおよそ200ℓの汚水を排水していると言われています。  
200ℓのうち、50ℓがし尿、150ℓが雑排水で、その内訳は図23-1のとおりです。

汚水の汚れ具合を表すBODという数値でみると、一般に汚水のBODは200mg/ℓなので、これに1人一日あたりの汚水量200ℓを乗じた40gが1人一日あたりの汚れとなります。

40gのうち、13gがし尿、27gが雑排水となります。(図23-2)

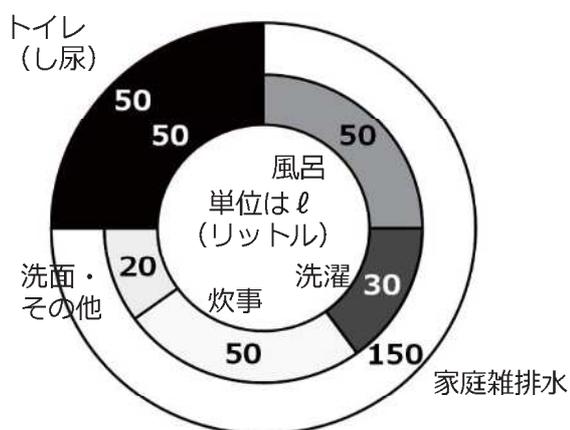


図 23-1 1人一日あたりの汚水量  
(200ℓ) の内訳

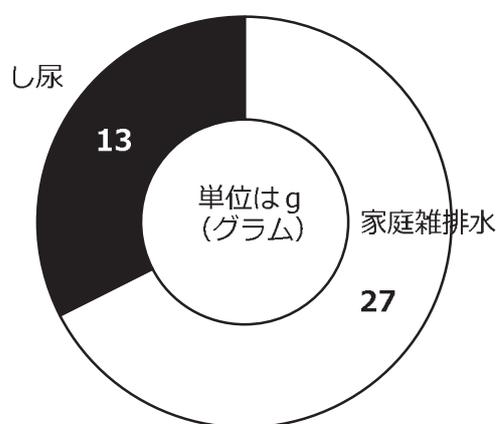


図 23-2 一人1日あたりの汚れ  
(40g) の内訳

この1人あたり200ℓの汚水は、家庭汚水といえます。

汚水には家庭汚水のほか、店舗や事務所などの営業汚水、工場汚水、観光汚水などがあります。

各数値の出典

「浄化槽 2016 整備事業の手引き (財) 日本環境整備教育センター」

「平成26年版 日本の水資源 国土交通省」

## 資料24 1人あたりの汚水量の考え方

下記のグラフは、県民1人が一日に排水する汚水量の推移を示したものです。

この1人一日あたりの汚水量は、処理場に入ってくる汚水量を水洗化人口で除した値なので、流域下水道や公共下水道では事業所（会社や商店など）や工場からの排水が上乘せされており、集落排水よりも大きな値となっています。

下水道の1人一日あたりの汚水量は、少しずつ減ってきています。

これは、事業所や工場、一般家庭の節水対策の結果と考えられます。

一方、集落排水では少しずつ増えてきています。

これは、生活水準が向上するにつれて水を多く使うようになったことが原因と考えられます。

なお、1999年と2000年の公共下水道と漁業集落排水の値が大きくなっていますが、これはこの頃に処理を開始した処理場が多いため水洗化人口が少なく、早期に水洗化をした営業所や工場の汚水の影響が出ているためと思われます。

これまでの汚水量の推移をみると、今後の1人一日あたりの汚水量（工場排水等を含む）は300～350ℓくらいに落ち着くと考えられます。

1人一日あたりの汚水量の変化は、下水道等の料金収入などに影響するため、将来の污水処理の経営見通しを立てるときには、この汚水量の変化を考慮する必要があります。

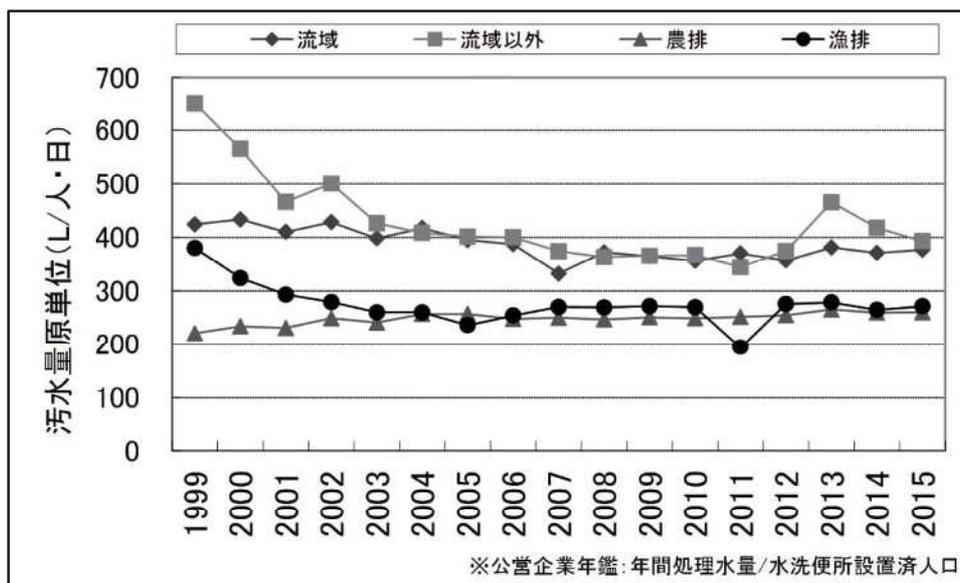


図 24-1 県民1人一日あたりの汚水量の推移

## 資料25 1人あたりの汚泥量の考え方

下記のグラフは、県民1人が一日に排出する汚泥量の推移を示したものです。

汚泥とは、処理場で沈殿させた沈殿物です。

この汚泥量も汚水量と同じく、流域下水道や公共下水道では事業所や工場からの排水が上乗せされており、集落排水よりも大きな値となっています。

集排における1人一日あたりの汚泥量は、ほとんど変化していません。流域下水道は、以前と比べると減少しましたが、2009年以降はほぼ横ばいの状況です。

流域以外の下水道では、震災の影響より減少したものの、近年若干の増加傾向にあり、震災前の状況に戻りつつあることが伺えます。

下水道では、使う水の量は減りましたが、汚れの量は大きくは変化していないことになります。

下水道の料金収入は、排水する汚水量によって決められているので、今後は料金収入が減ってもこれまでと同じ量の汚れを処理しなければならなくなります。

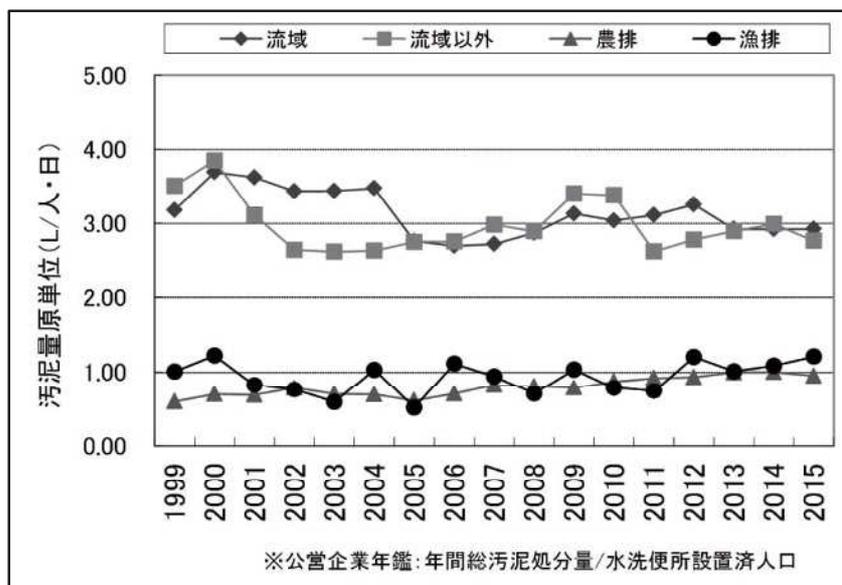


図 25-1 県民1人一日あたりの汚泥量の推移

資料26 着手地区、供用開始地区の状況

年	事業着手		
	下水道	農集排	漁集排
H10 1998 以前	<p>右記供用開始済み地区 に加え下記の地区</p> <p>宮古市（田老） 花巻市（東和） 花巻市（大迫） 遠野市（宮守） 一関市（摺沢） 一関市（東山） 陸前高田市（高田） 二戸市（二戸） 八幡平市（西根） 岩手町（岩手） 西和賀町（湯田） 住田町（世田米） 大槌町（大槌） 山田町（船越） 岩泉町（岩泉） 軽米町（軽米） 野田村（野田） 九戸村（九戸） 洋野町（種市） 洋野町（大野） 一戸町（一戸）</p>	<p>右記供用開始済み地区 に加え下記の地区</p> <p>盛岡市（巻堀） 花巻市（猪鼻）、花巻市（大北） 花巻市（湯本南方） 遠野市（沢田飯豊） 北上市（臥牛） 一関市（興田）、一関市（七日町） 八幡平市（寄木）、八幡平市（田山） 奥州市（赤生津）、奥州市（六道・寺向） 葛巻町（四日市） 紫波町（長岡南） 矢巾町（矢巾西郷） 平泉町（長島中央） 九戸村（戸田） 洋野町（向田）</p>	<p>右記供用開始済み地区 に加え下記の地区</p> <p>宮古市（干鶏） 大船渡市（小石浜） 久慈市（横沼） 大槌町（吉里吉里） 山田町（大沢） 田野畑村（切牛） 普代村（太田名部）</p>
H11 1999	<p>田野畑村（田野畑） 一関市（川崎）</p>	<p>北上市（村上） 紫波町（片寄）</p>	<p>久慈市（久喜） 田野畑村（平井賀） （長時間曝気式）</p>
H12 2000		<p>宮古市（曇目） 北上市（滑田・藤根） 遠野市（綾織）</p>	<p>陸前高田市（矢の浦）</p>

供用開始			年
下水道	農集排	漁集排	
盛岡市（都南） 宮古市（宮古） 大船渡市（大船渡） 花巻市（花北） 北上市（北上工業団地） 北上市（花北） 久慈市（久慈） 遠野市（遠野） 一関市（一関） 一関市（花泉） 釜石市（大平） 釜石市（上平田） 奥州市（胆江） 奥州市（前沢） 雫石町（都南） 滝沢市（都南） 紫波町（紫波） 矢巾町（都南） 金ヶ崎町（胆江） 平泉町（一関）	花巻市（長根）、花巻市（三日堀） 花巻市（熊野） 北上市（蔵屋敷）、北上市（新町） 北上市（鳩岡崎）、北上市（飯豊） 北上市（大堰川）、北上市（元年） 北上市（更木） 一関市（白崖）、一関市（日形） 八幡平市（細野）、八幡平市（野駄） 八幡平市（松尾） 奥州市（瀬原）、奥州市（古戸） 奥州市（池田川東）、奥州市（富田川西） 葛巻町（葛巻） 紫波町（水分）、紫波町（大巻） 矢巾町（間野々） 野田村（玉川） 洋野町（明戸） 一戸町（奥中山）	大船渡市（根白） 久慈市（麦生） 山田町（大浦） 田野畑村（島越） 野田村（下安家）	H10 1998 以前
大槌町（大槌） 岩泉町（岩泉） 二戸市（二戸） 花巻市（大迫） 陸前高田市（高田）	北上市（臥牛） 遠野市（沢田飯豊） 一関市（七日町） 八幡平市（田山） 洋野町（向田）	田野畑村（切牛） 久慈市（横沼）	H11 1999
山田町（船越） 宮古市（田老） 花巻市（東和） 九戸村（九戸）	盛岡市（巻堀） 奥州市（赤生津）、奥州市（六道・寺向） 平泉町（長島中央）	山田町（大沢）	H12 2000

年	事業着手		
	下水道	農集排	漁集排
H13 2001	一関市（大原） 一関市（千蔵）		大船渡市（砂小浜） 大船渡市（千蔵）
H14 2002	八幡平市（安代）	一関市（猿沢）、一関市（二日町） 奥州市（二渡）、奥州市（前沢北部） 矢巾町（不動）	
H15 2003	山田町（山田）	花巻市（八重畑） 北上市（黒岩）	釜石市（唐丹） 久慈市（桑畑） 陸前高田市（広田）
H16 2004		花巻市（西南）	
H17 2005		北上市（下門岡）	久慈市（小袖）
H18 2006		八幡平市（田頭・平笠） 奥州市（梁川）	
H19 2007	二戸市（浄法寺）	奥州市（人首町）	
H20 2008		奥州市（伊手町）	
H21 2009			

供用開始			年
下水道	農集排	漁集排	
洋野町（大野） 一関市（摺沢） 一関市（東山）	花巻市（猪鼻） 花巻市（湯本南方） 一関市（興田） 葛巻町（四日市） 紫波町（長岡南）	宮古市（千鷲） 普代村（太田名部）	H13 2001
一戸町（一戸） 遠野市（宮守） 岩手町（岩手） 野田村（野田）	北上市（村上） 紫波町（片寄） 矢巾町（矢巾西郷） 八幡平市（寄木） 九戸村（戸田）		H14 2002
住田町（世田米） 西和賀町（湯田）	宮古市（曇目） 北上市（滑田・藤根）	大船渡市（小石浜）	H15 2003
八幡平市（西根）	花巻市（大北） 矢巾町（不動）	陸前高田市（矢の浦） 大槌町（吉里吉里）	H16 2004
軽米町（軽米） 洋野町（種市） 一関市（大原）	遠野市（綾織） 一関市（猿沢）	久慈市（久喜） 大船渡市（砂小浜）	H17 2005
八幡平市（安代） 一関市（川崎）	北上市（黒岩）	大船渡市（千歳） 田野畑村（平井賀） （長時間曝気式）	H18 2006
田野畑村（田野畑）	奥州市（二渡）、奥州市（前沢北部） 一関市（二日町）		H19 2007
	花巻市（西南） 奥州市（梁川）		H20 2008
	北上市（下門岡） 花巻市（八重畑）	久慈市（桑畑）	H21 2009

年	事業着手		
	下水道	農集排	漁集排
H22 2010			
H23 2011			久慈市（大尻） 久慈市（白前・本波）
H24 2012		奥州市（母体町）	
H25 2013	釜石市（鵜住居）		
H26 2014			
H27 2015			
H28 2016			

供用開始			年
下水道	農集排	漁集排	
二戸市（浄法寺）	奥州市（人首町）、奥州市（伊手町） 八幡平市（田頭・平笠）	久慈市（小袖） 陸前高田市（広田）	H22 2010
一関市（千厩）			H23 2011
			H24 2012
			H25 2013
陸前高田市（高田）			H26 2014
	奥州市（母体町）		H27 2015
釜石市（鶉住居） 山田町（山田）		釜石市（唐丹）	H28 2016

資料27 市町村別普及率（2016年度末）

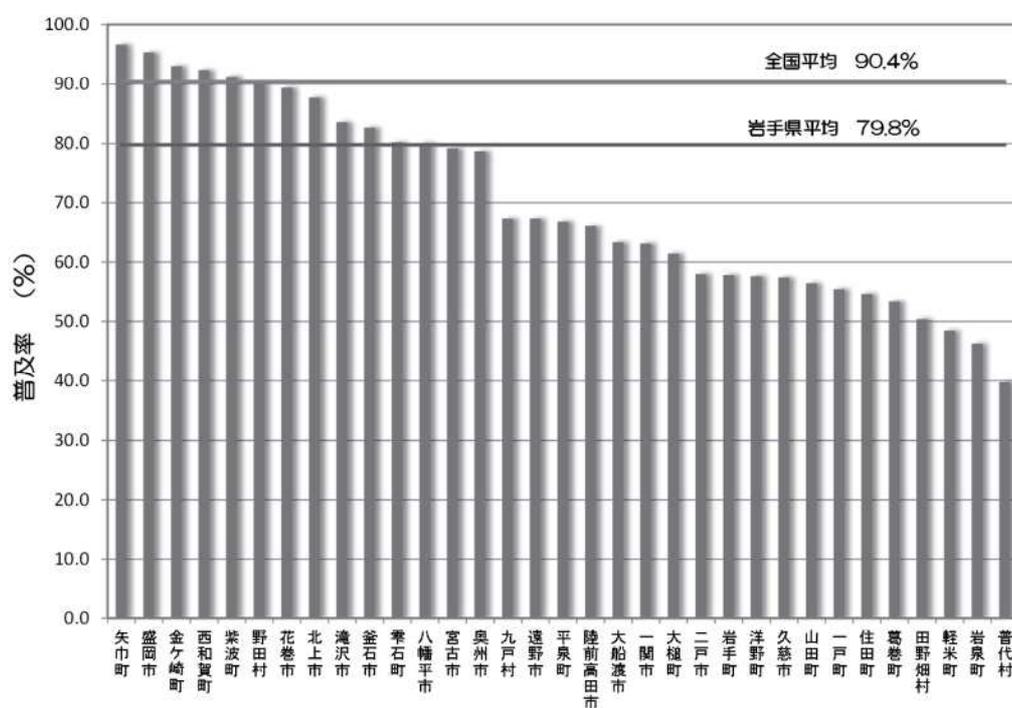


図 27-1 市町村別污水处理人口普及率 普及率順（2016年度末）

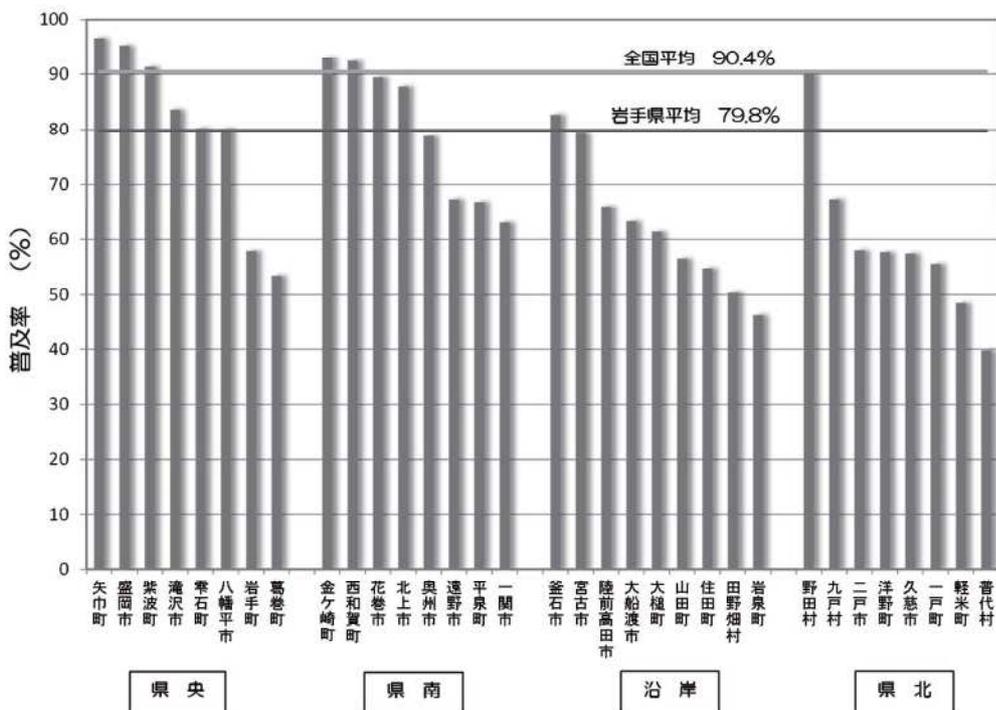


図 27-2 市町村別污水处理人口普及率 広域圏順（2016年度末）

## 資料28 2016年度末時点の下水道等施設の数

前構想での下水道等の処理施設の整備計画は、表 28-1 のようになっています。

最終的には、132 箇所で開催場を整備する計画で、2016年度末時点では、182 箇所の開催場が整備されています。

表 28-1 汚水処理施設（開催場）の箇所数

事業名	2009末 H21末実績	2016末 H28末実績	最終計画 (H52)
下水道	42	44	42
農業集落排水	108	107	62
漁業集落排水	24	23	25
コミプラ	10	8	3
合計	184	182	132

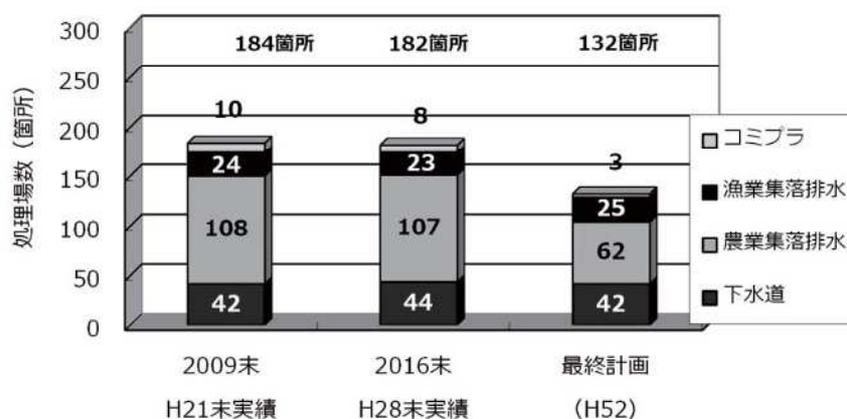


図 28-1 汚水処理場数の推移

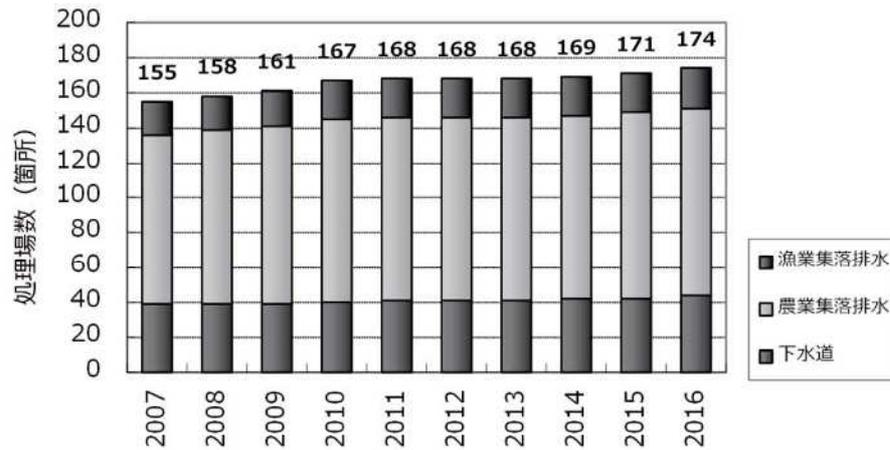


図 28-2 汚水処理場数の推移（2007～2016）  
（コミュニティ・プラントを除く）

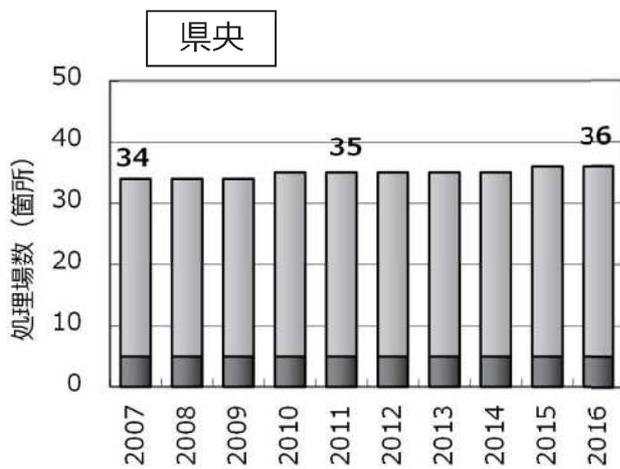


図 28-3 県央地域の汚水処理場数の推移

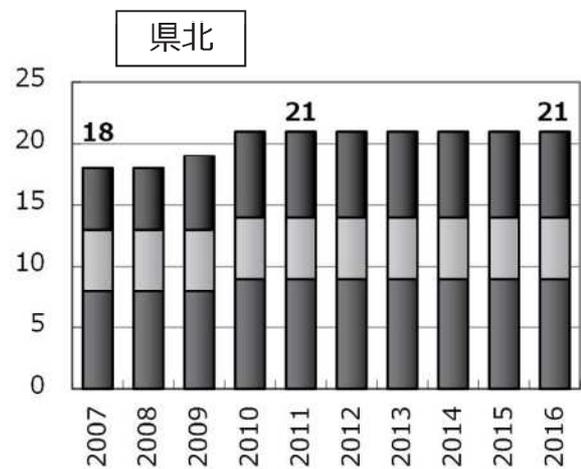


図 28-4 県北地域の汚水処理場数の推移

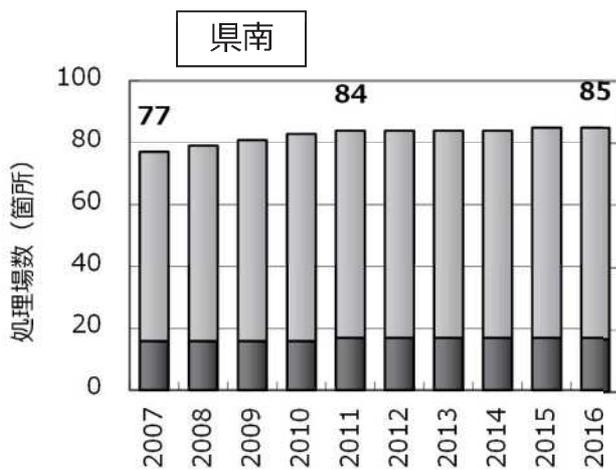


図 28-5 県南地域の汚水処理場数の推移

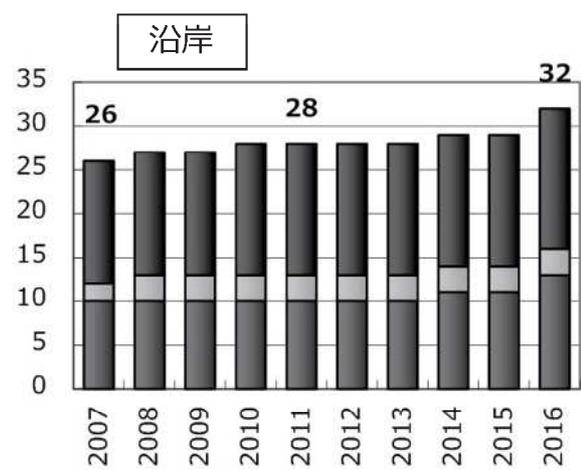


図 28-6 沿岸地域の汚水処理場数の推移

※上記推移グラフは、2016年時点で廃止等されている処理場を過去に遡り除いた結果により整理。

資料29 ビジョン2010における整備量と未整備量

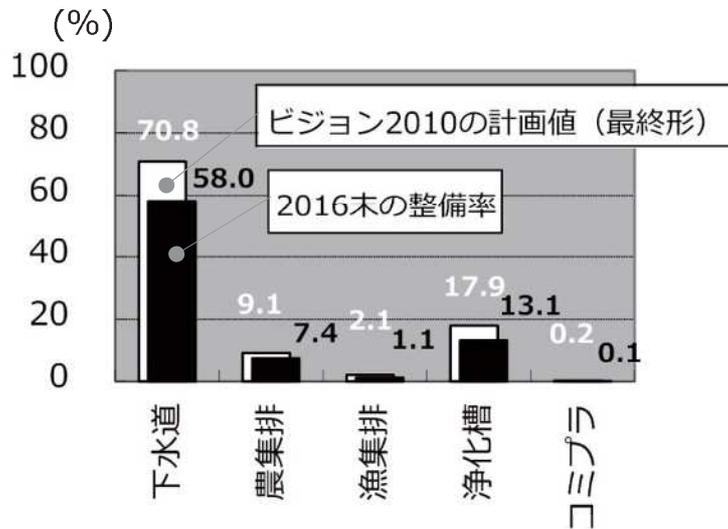


図 29-1 汚水処理普及率の状況 (全県)

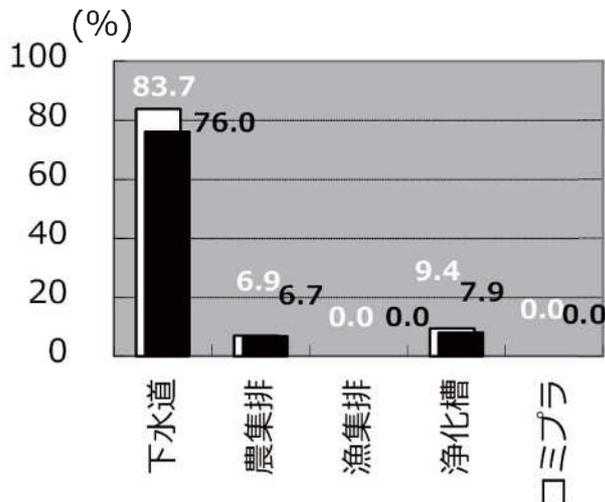


図 29-2 汚水処理普及率の状況 (県央)

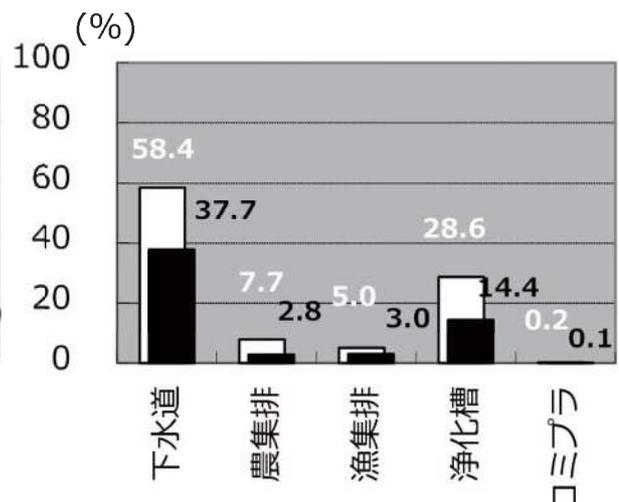


図 29-3 汚水処理普及率の状況 (県北)

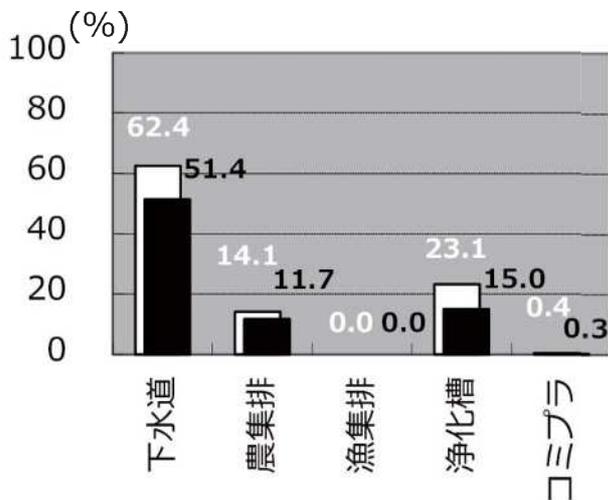


図 29-4 汚水処理普及率の状況 (県南)

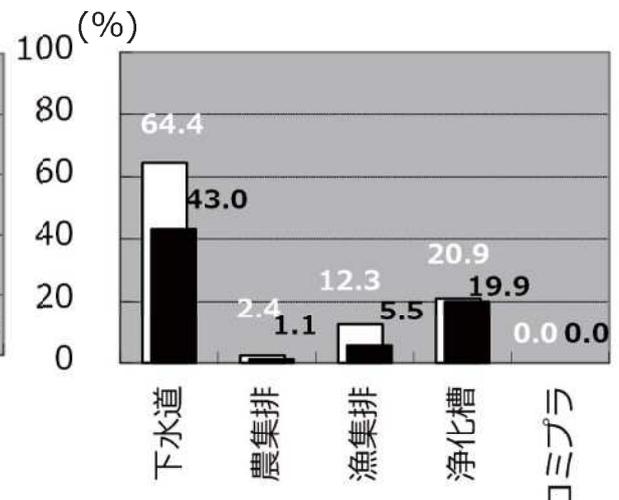


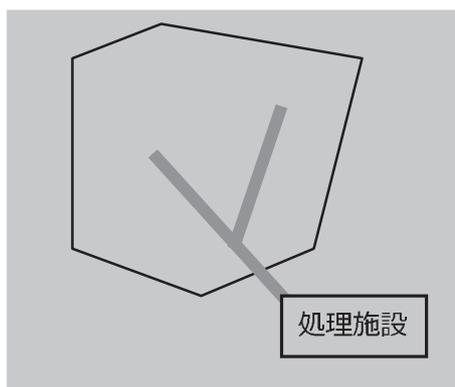
図 29-5 汚水処理普及率の状況 (沿岸)

※ 四捨五入の関係上、各数字の合計が100%にならない場合があります。

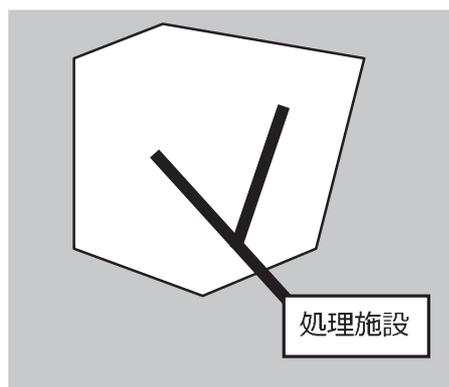
## 資料30 下水道と集落排水の接続率

農業集落排水と一部の漁業集落排水は、処理施設での処理開始後数年で、全ての計画区域が処理可能になります。

このことから、農業集落排水と一部の漁業集落排水においては、同一の処理区では処理を開始してから10年経過すると、どの地域においてもおおむね10年経過していることとなります。



農業集落排水の全体計画

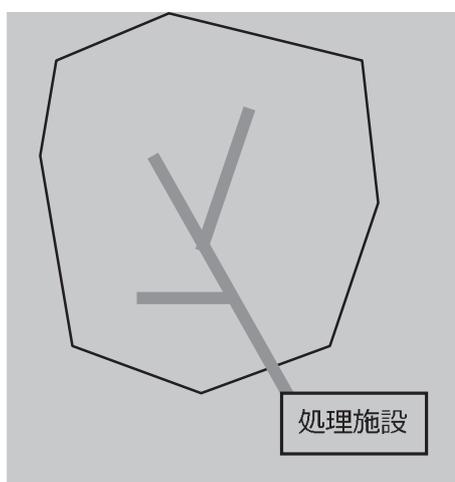


処理を開始したときに計画区域全域が処理可能となる

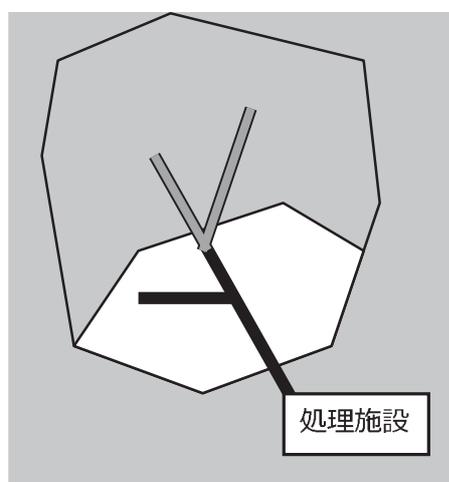
一方、下水道と一部の漁業集落排水は、処理施設で処理を開始した時点では、一部の区域が処理可能となり、その後、整備区域を順次拡大して処理可能な区域を広げていきます。

このことから、下水道と一部の漁業集落排水においては、処理を開始してから10年経過した時点では、地域によって処理可能となつてからの経過年数が10年のところもあれば1年のところもあります。

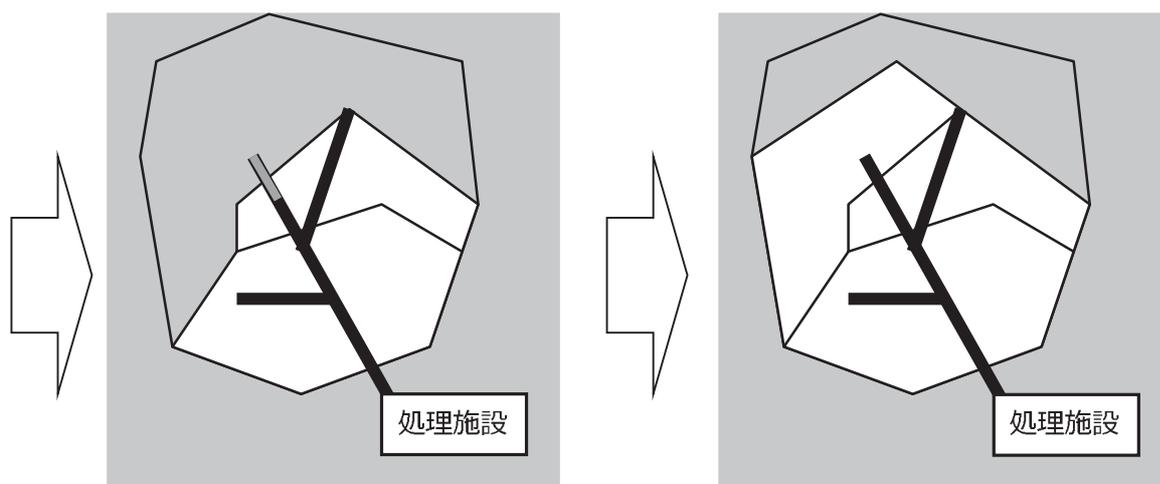
このように下水道と一部の漁業集落排水では、処理可能となつてからの経過年数が混在しているため、接続率は農業集落排水よりも低くなる傾向にあります。



下水道の全体計画



処理を開始したときには計画区域の一部が処理可能となる。



処理開始後に順次整備区域を拡大していく。

## 資料31 接続率の推移

整備手法別の接続率を見ると、漁業集落排水の接続率が低くなっています。

これは、処理を開始してから間もない地区が多いためです。

下水道の地域別の接続率を見ると、県北地域の接続率が低くなっています。

これは、県北地域の処理開始が他の地域に比べて遅かったためです。

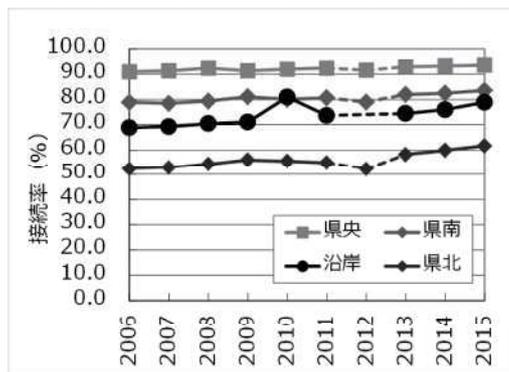


図 31-1 年度別接続率の推移  
(汚水処理全体、地域別)

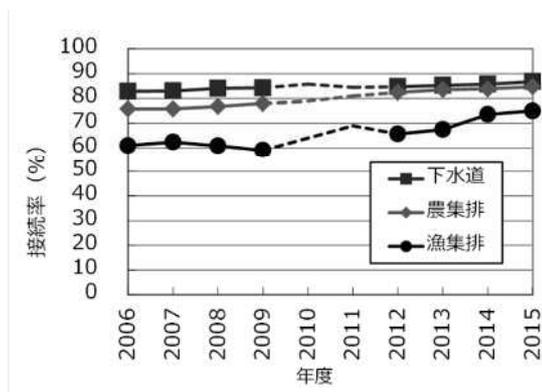


図 31-2 年度別接続率の推移  
(整備手法別)

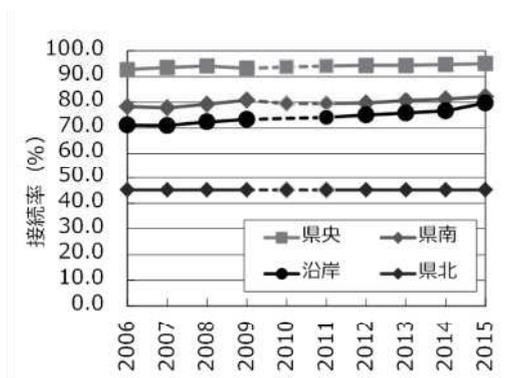


図 31-3 年度別接続率の推移  
(下水道、地域別)

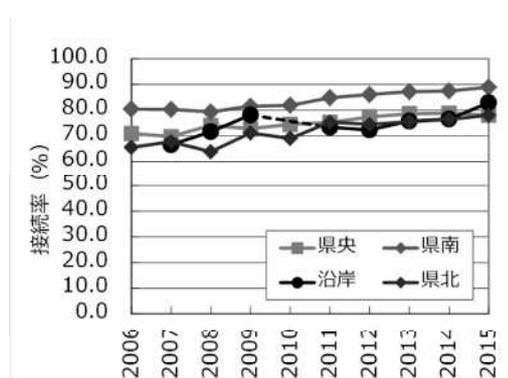


図 31-4 年度別接続率の推移  
(農業集落排水、地域別)

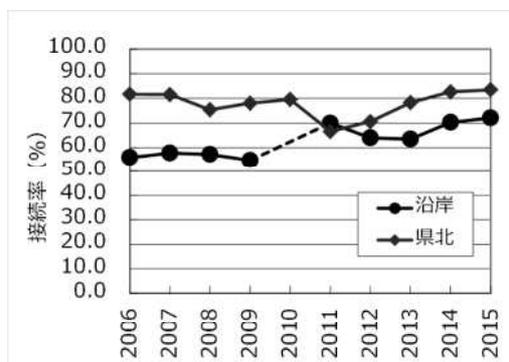


図 31-5 年度別接続率の推移  
(漁業集落排水、地域別)

## 資料32 発生汚泥量の状況

県内の公共下水道やし尿処理施設等から発生する汚泥量について、2008年度と2015年度の状況は、下表のようになっています。

全污水处理施設から発生する汚泥量は、2008年度の約58.9千Wet-t/年から2015年度には約61.1千Wet-t/年となっており、わずかながら増加しています。

表 32-1 発生汚泥量の状況

項 目	2008年度			2015年度		
	人 口 (人)	発生汚泥量		人 口 (人)	発生汚泥量	
		Wet-t/年	比 率		Wet-t/年	比 率
下水道	580,687	36,588	62.1%	635,732	41,168	67.4%
農業集落排水施設	77,915	1,684	2.9%	83,017	3,146	5.1%
漁業集落排水施設	9,470	227	0.4%	10,196	245	0.4%
コミュニティプラント	6,305	113	0.2%	1,721	31	0.1%
し尿及び浄化槽	677,870	20,336	34.5%	550,560	16,517	27.0%
合 計	1,352,247	58,948	100.0%	1,281,226	61,107	100.0%

発生汚泥量の割合をみると、下水道接続人口が約6万人増えたことにより、下水道の割合が大きくなっています。また、その結果、汲み取り人口が減少することとなり、し尿及び浄化槽の割合が小さくなっています。

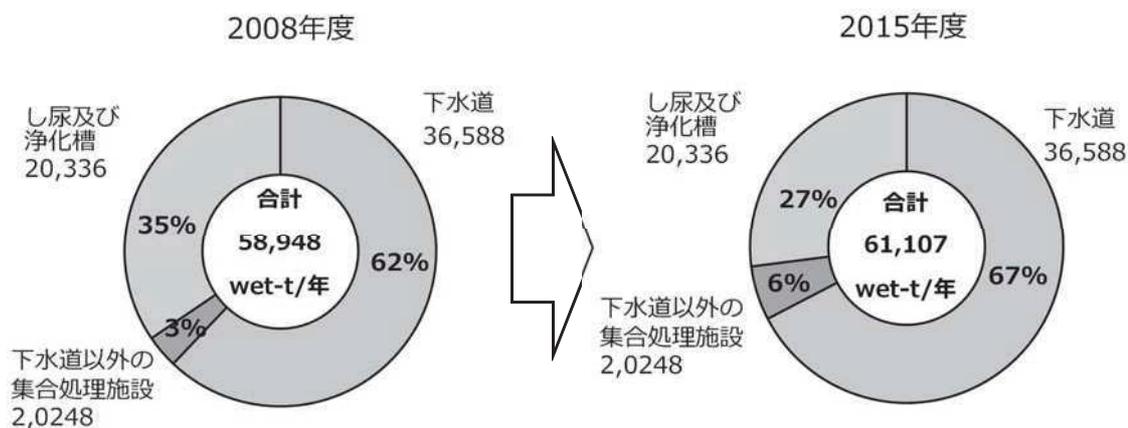


図 32-1 発生汚泥量の内訳比率

### 資料33 発生汚泥の有効利用状況

下水処理場やし尿処理場から発生する汚泥の有効利用状況については、2008年度の汚泥有効利用率は78%でしたが、2015年度には5ポイント増えて83%になっており、有効利用が進んでいます。

表 33-1 発生汚泥量の処分、有効利用状況

(単位：Wet- t/年)

年 度	区 分	有 効 利 用			埋立処分	合 計
		建設資材	コンポスト	小計		
2008	下水道	25,037 (68%)	8,312 (23%)	33,349 (91%)	3,239 (9%)	36,588 (62%)
	農業集落排水施設	479 (28%)	111 (7%)	590 (35%)	1,094 (65%)	1,684 (3%)
	下水道、農集排以外	1,164 (6%)	10,876 (53%)	12,040 (58%)	8,636 (42%)	20,676 (35%)
	合 計	26,680 (45%)	19,299 (33%)	45,979 (78%)	12,969 (22%)	58,948 (100%)
2015	下水道	29,200 (70.9%)	7,790 (18.9%)	36,990 (89.9%)	4,178 (10.1%)	41,168 (66%)
	農業集落排水施設	91 (2.9%)	1,856 (59.0%)	1,947 (61.9%)	1,199 (38.1%)	3,145.9 (5%)
	下水道、農集排以外	37 (0.2%)	12,572 (70.7%)	12,609 (70.9%)	5,167 (29.1%)	17,775 (29%)
	合 計	29,328 (47%)	22,217 (36%)	51,546 (83%)	10,544 (17%)	62,090 (100%)

全体（2008年度）

全体（2015年度）

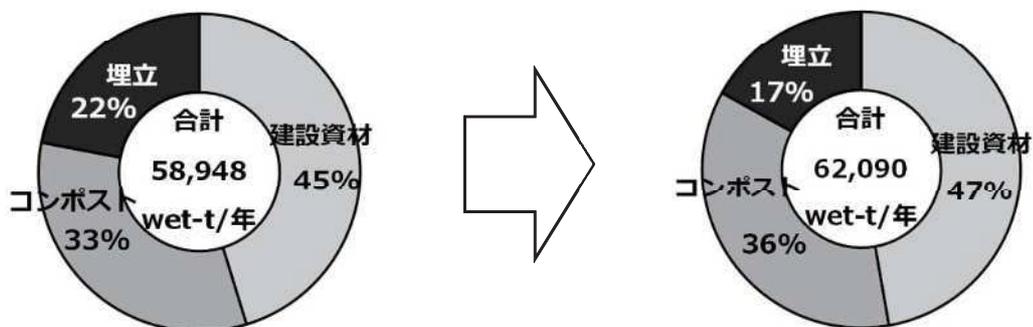


図 33-1 汚水処理全体での処分、有効利用状況

下水道は、2008年度の段階で90%以上の有効利用率であったため、ほぼ固定化されていますが、下水道以外では56%の有効利用率であったものが70%まで上昇しています。

利用方法については、下水道では建設資材としての利用、下水道以外では肥料、緑化資材としての利用が多くなっています。

なお、下水道で埋立となっている10%は、宮古地域でゴミ処理施設で混焼処理している分になります。

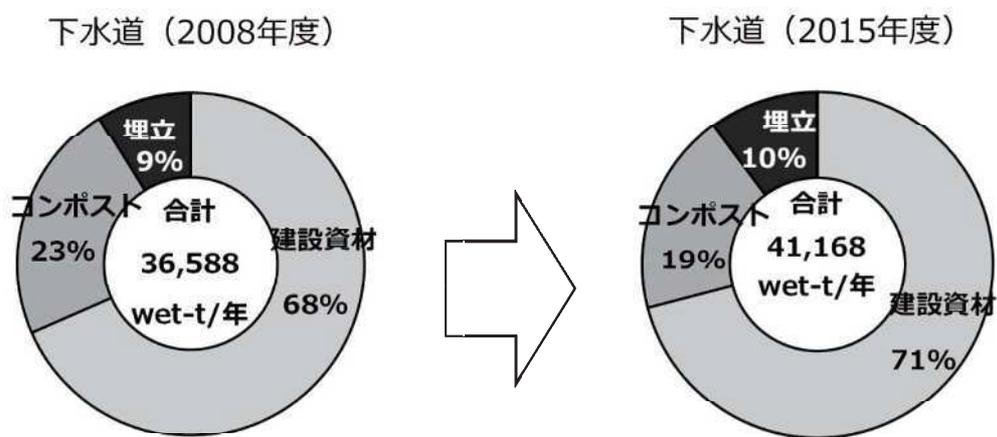


図 33-2 下水道における処分、有効利用状況

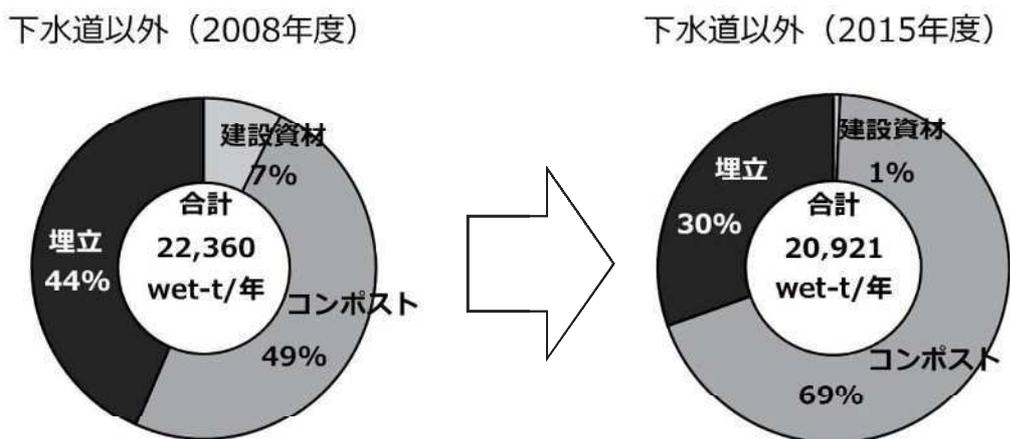


図 33-3 下水道以外における処分、有効利用状況

資料34 広域・共同処理と共同管理の事例

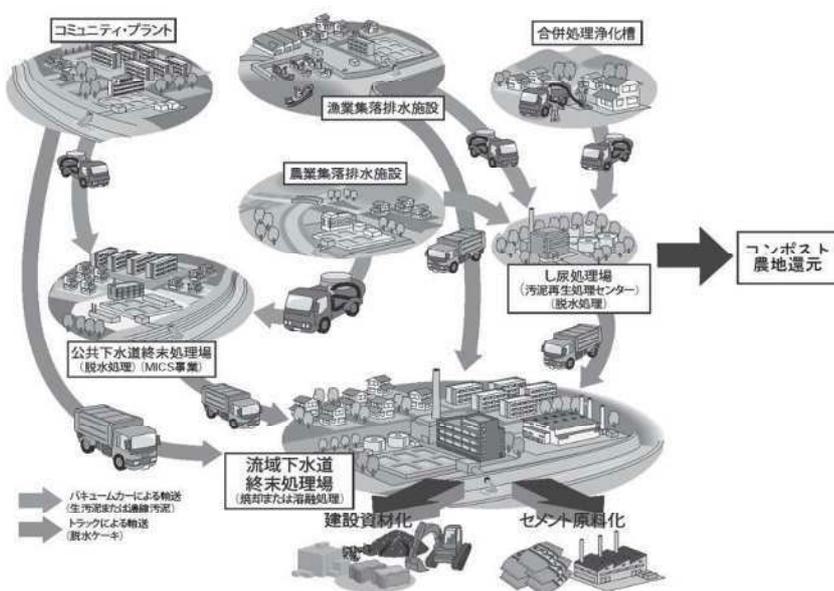


図 34-1 北上川上流流域下水道における汚泥の広域的処理のイメージ

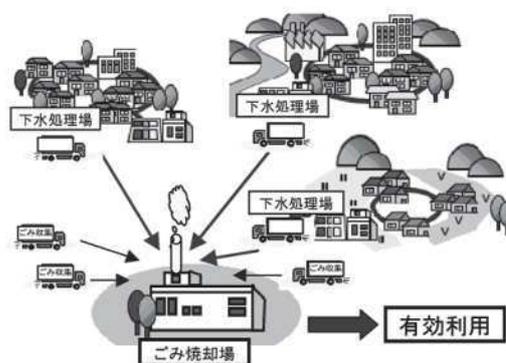


図 34-2 宮古地域における汚泥の共同処理のイメージ

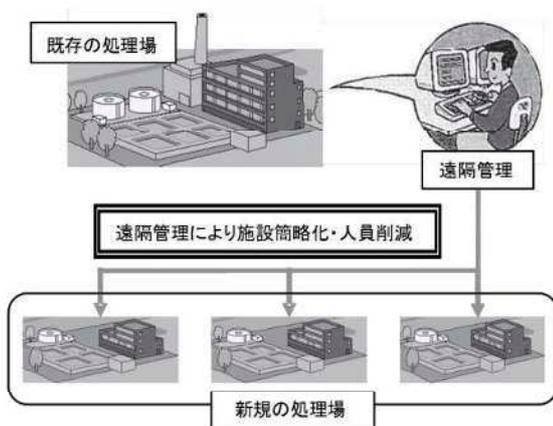


図 34-3 県南地域における共同運転管理のイメージ

## 資料35 下水道経営の仕組み

下水道などは、公営企業として事業を行っています。

公営企業とは、地方公共団体が企業として経営する事業のことで、次のような事業です。

- ・ 日常活動に欠くことができないサービスを、安定的かつ継続的に提供することが必要なもので、公共の福祉の観点から実施することが必要。  
(水道、下水道、病院)

- ・ 施設の建設に巨額の資金を必要とし、また、資本の回収に長時間を要するため、民間資本の進出が困難である。(下水道、地下鉄)
- ・ 日常生活の環境整備など、地方公共団体が行う一般行政事務とも密接な関連に基づいて実施することが適当である。(水道、下水道、交通)

(会計)

地方自治体では、一般会計とは別に特別会計や企業会計により、公営企業の経営を行っています。

(費用負担の考え方)

下水道では、下水のほかに雨水を処理することがあります。この雨水処理にかかる費用は、公費（税金）で賄われます。下水道や集落排水の汚水処理にかかる費用は、利用者の使用料などによって運営することとされています。つまり、汚水処理は、独立採算制の原則が適用されているのです。

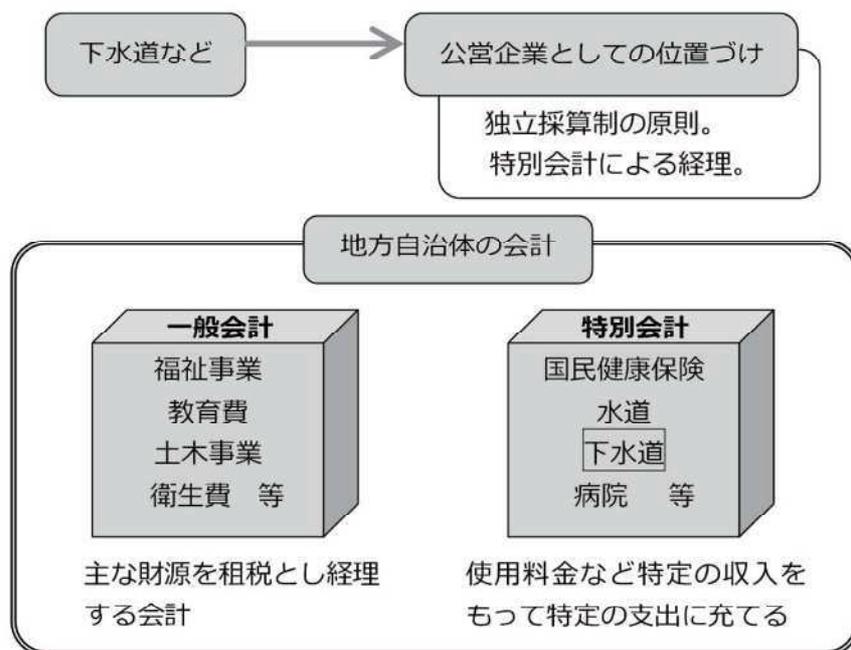


図 35-1 下水道経営の仕組み

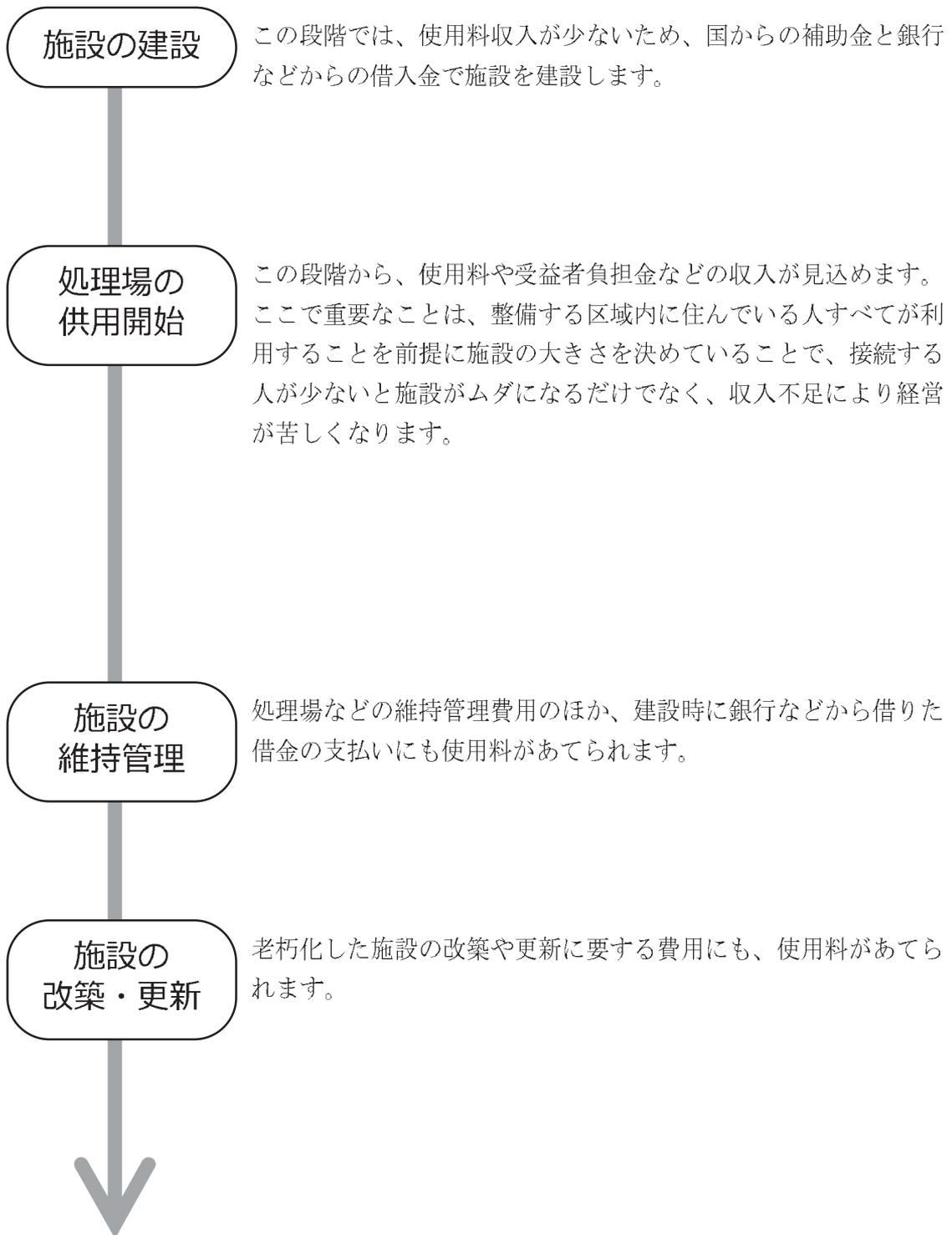


図 35-2 下水道事業における費用負担の考え方と経営の仕組み

下水道などの事業会計の収支を考える場合、次の「収益的収支」と「資本的収支」に分けられます。

● 収益的収支

収益的収支は、施設の管理運営に関係する、収入と支出の関係です。

下水を処理するための維持管理費、建設時の借金の利息、施設が古くなることによる資産価値の減が、支出にあたります。

この支出に対する収入が、下水道使用料です。

収入には、この下水道使用料のほか、一般会計からの繰入金があります。

● 資本的収支

資本的収支は、施設の建設に関係する収入と支出の関係です。

施設の建設にかかった費用と、利息を除いた借金の返済金が支出にあたります。

建設時に国から受けた国庫補助金、借金をして得たお金（地方債）、一般会計からの繰入金、受益者負担金などが、収入になります。

資本的収支における一般会計繰入金には、借金（地方債）をしたときに、借金の額に応じて国から交付される交付税が含まれています。

また、下水道の雨水対策費は公費（税金）で賄われるので、その雨水対策費分も一般会計繰入金に含まれています。

借金に対応する交付税や雨水対策分以外の、赤字補てんのための一般会計からの繰入金が大きくなると、市町村自体の財政が圧迫されて身動きがとれなくなってしまいます。



図 35-3 収益的収支と資本的収支

## 資料36 一般会計繰入金

(独立採算制の原則)

汚水処理施設は、水循環の中で欠かせない施設であり、私たちの生活を快適なものにする生活基盤施設です。

普段はあまり目にする事のない汚水処理施設ですが、集合処理を行っている地域では、私たちは汚水を流すことによって、管きよやポンプ場、処理場などの施設を使用しています。

汚水処理の使用料は、このような施設利用に対する使用料で、汚水の処理にかかる経費や施設を建設するために借りた企業債の返済にあてる財源となっています。

市町村が施設を設置する汚水処理事業は、この使用料収入と建設時の受益者負担金、分担金を主な財源として、一般的な行政運営経費である「一般会計」とは別の「特別会計」で運営しています。

これは、地方財政法で定められているもので、汚水処理事業運営のうち、「一般会計において負担すべき経費」を除いた経費について、原則として汚水処理の使用料で賄うことになっています。

(一般会計繰入金)

汚水処理事業の収支をみると、収益的収支（管理運営の視点）においても資本的収支（建設の視点）においても、使用料や負担金などの受益者負担以外に一般会計から繰入をしています。

収益的収支			資本的収支	
収入	支出		収入	支出
下水道使用料	維持管理費		国庫補助金	建設改良費
一般会計繰入金	資本費	(減価償却)	地方債	企業債元金償還金
		企業債	一般会計繰入金	
		支払い利息	その他	
			受益者負担金等	

この一般会計からの繰入金には、費用負担の考え方から、「一般会計において負担すべき経費」について総務省から基準が示されています。

この基準にあてはまるものを「基準内繰入」といいます。

それ以外の繰入を、「基準外繰入」といいます。

下水道では、雨水対策を下水道事業で行っていますが、この雨水対策に要する費用は、下水道（汚水）の利用者だけで負担するものではなく、公費（税金）で賄われるべきものです。

よって、この雨水対策に要する費用は、一般会計から特別会計（汚水処理事業）に繰入すべきもので、「基準内繰入」とされています。（雨水対策に要する費用を、特別会計ではなく一般会計で実施している自治体もあります。）

これは、建設時における負担においても、雨水排水施設の維持管理における負担においても、同じ考えとなります。

汚水処理施設の建設時には、起債（借金）をします。

この起債（借金）の償還額に応じて、国から交付税が交付されます。

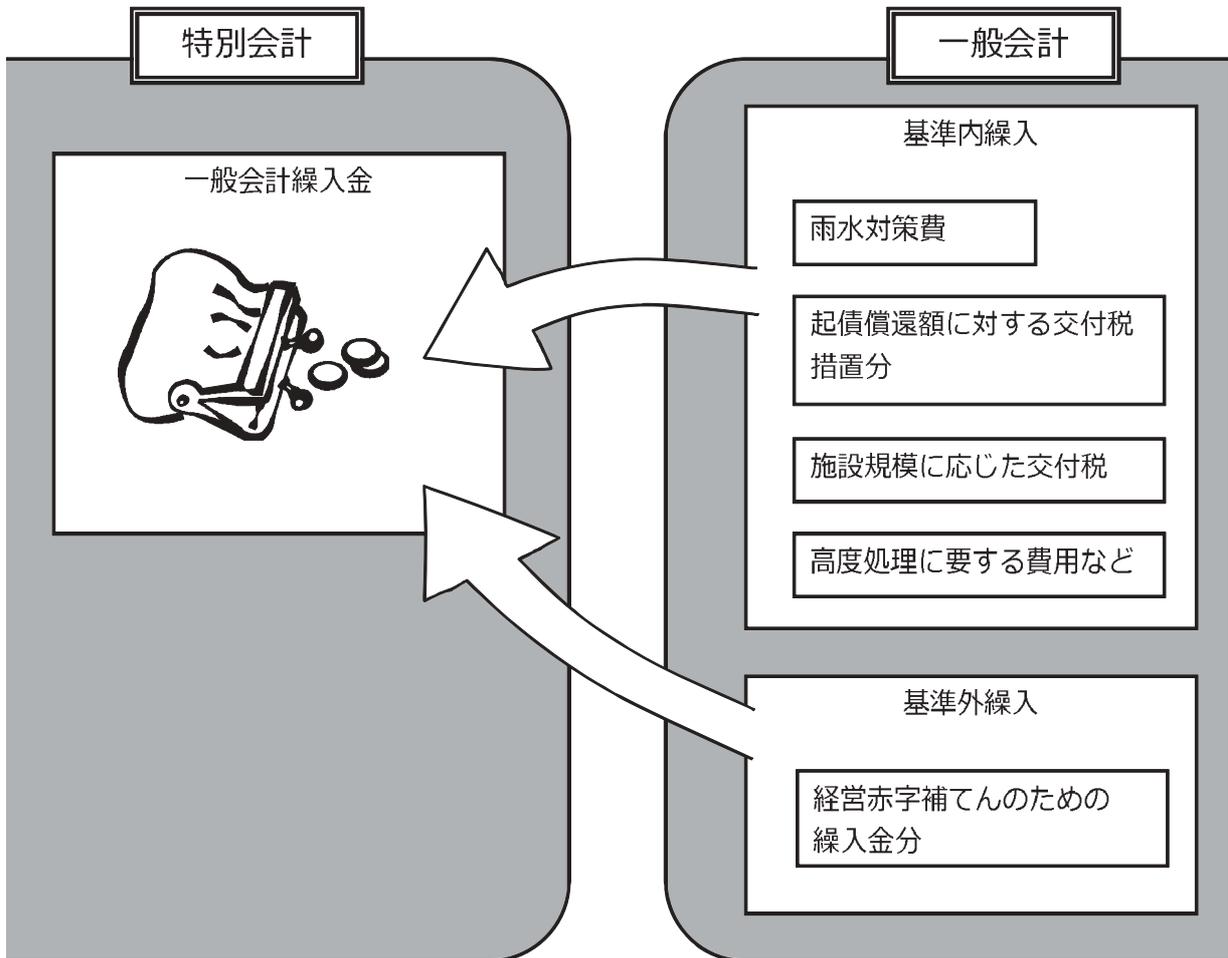
この交付税は一般会計に入りますが、本来は特別会計（汚水処理事業）にあてることが妥当なものなので、「基準内繰入」の対象とされています。

また、整備された汚水処理施設の規模に応じた、国からの交付税措置もあります。

この交付税も一般会計に入りますが、「基準内繰入」の対象とされているものです。

このほか、「基準内繰入」の対象としては、通常よりも汚水をきれいに処理する高度処理を行っている場合の高度処理分などがあります。\*

これらのように、「一般会計において負担すべき経費」以外に、汚水処理事業の経営赤字の補てんのために繰入をする場合があります。「基準外繰入」です。



下水道などの集合処理では、処理開始後の接続率が低いことなどから、当初の経営が赤字になることを見込んだうえで経営をすることがあります。

汚水処理事業の運営を使用料だけで賄おうとすると、高額な使用料になってしまうからです。

しかし、後年も黒字に転換せずに恒常的な赤字経営が続けば、市町村財政への影響が大きくなります。

「基準外繰入」は、市町村財政を圧迫し、硬直化させる要因の一つになります。

※ 「基準内繰入」は、自然現象に起因するもの、その原因者が特定困難なもの、その受益が広く一般市民に及ぶもの、公共用水域の水質保全効果、先行的に整備される必要性、公費私費負担を区分することが不可能と考えられるもの、地方公営企業法適用への対応、緊急対策対応などに要する経費とされています。

この経費には、本文で示している雨水対策に要する費用、交付税措置分以外に次のものがあります。(一部抜粋)

高度処理に要する経費：

公共用水域の水質保全のために高度な処理を行っている場合の高度処理分に要する費用。

高資本費対策に要する経費：

自然条件等により建設費が割高となり資本費が著しく高額となる場合に、経営の健全性の確保のために資本費の一部について繰り出す経費。

流域下水道の建設費用の一部：

県においては国庫補助金及び市町村負担金を除いた建設費の 40% (単独事業は 10%)、市町村においては負担金の 40% (単独事業は 10%) 分。現在は一般会計からの繰入ではなく下水道事業債 (臨時措置分) を措置している。

下水道に排除される下水の規制に関する事務に擁する経費：

除外施設に係る指導監督などに要する費用。(排水先が下水道でなければ水質汚濁防止法に基づき行われる事務に要する費用。)

水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費：

水洗便所への改造命令及び排水設備に係る監督処分に関する事務に要する費用の 1/2。

不明水の処理に要する経費：

計画上見込んでいた地下水量を超える不明水の処理に要する維持管理費に相当する額。

## 資料37 収益的収支及び資本的収支

---

平成 27 年度における、県内の下水道と集落排水等の汚水処理事業の収入は、収益的収入が 298 億円、資本的収入が 341 億円で、計 639 億円となっています。

支出は、収益的支出が 247 億円、資本的支出が 358 億円で、計 605 億円となっています。

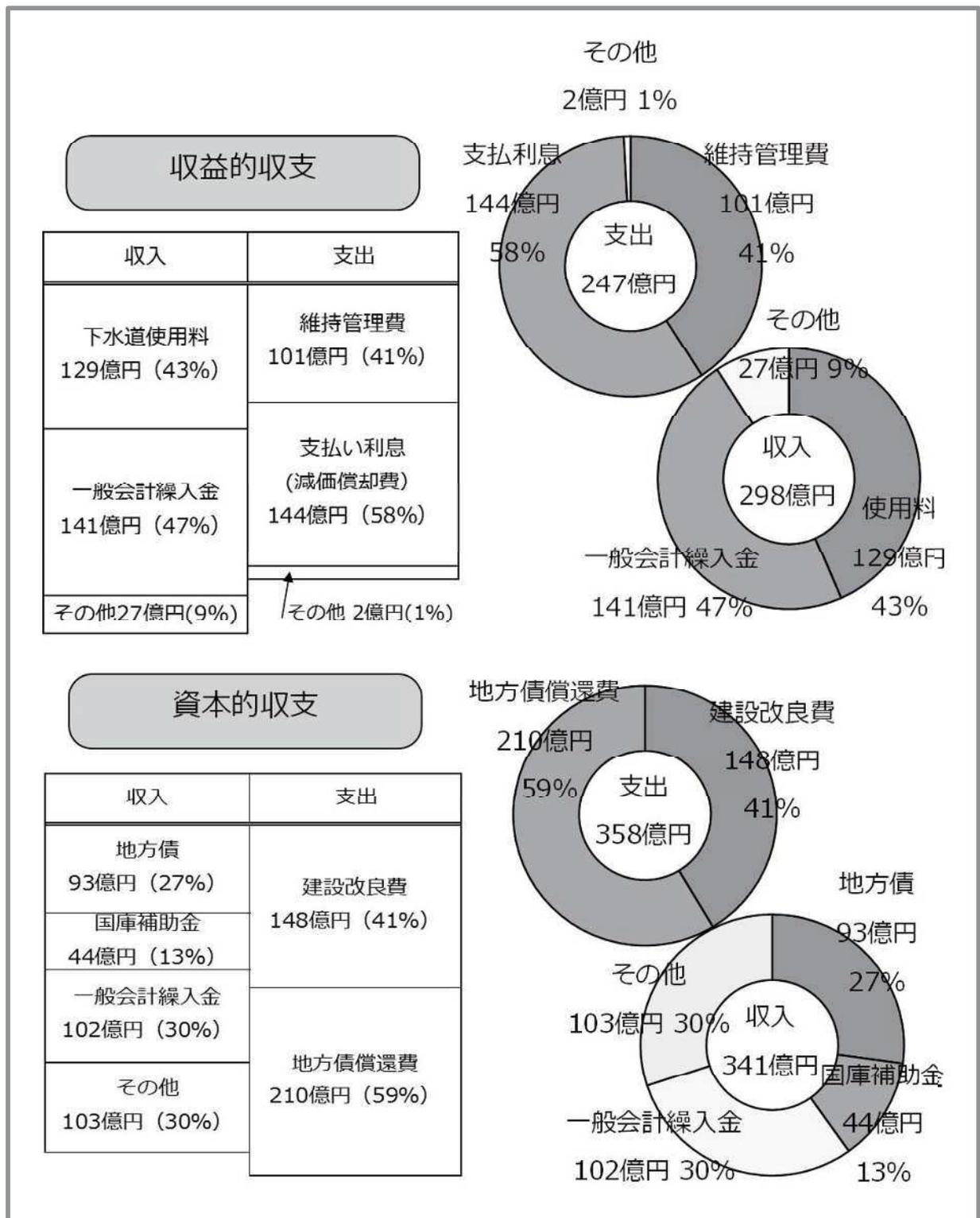
収益的収支では、47%を一般会計繰入金が占めています。

資本的収支では、30%を一般会計繰入金が占めています。

一般会計繰入金は、雨水処理経費など、一般会計での負担が認められているものと、本来、一般会計での負担ではないものに区別することができます。

一般会計での負担が認められている繰入金を、基準内繰入金といいます。

本来、一般会計での負担ではない繰入金を、基準外繰入金といい、経営上の赤字分に相当します。



出典：H 2 7 地方公営企業年鑑（総務省）

図 37-1 収益的収支と資本的収支

## 資料38 下水道使用料

ここでは、下水道使用料について示します。

本県における下水道使用料は、1 m<sup>3</sup>当り約 160 円となっており、水道使用料に比べると低くおさえられています。また、水道事業が使用料による回収率が 100%に近いことを考慮すれば、健全な下水道経営を図るためにも、適正な使用料の設定が必要と考えられます。

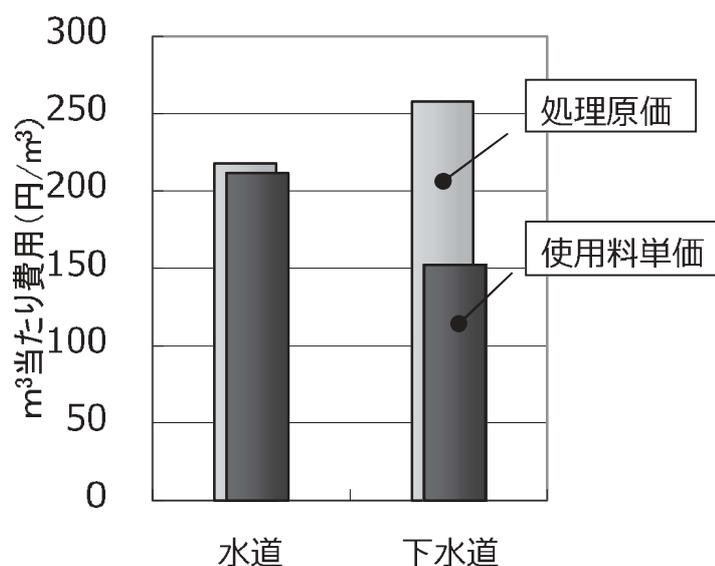


図 38-1 本県の水道と下水道における処理原価と使用料単価の比較

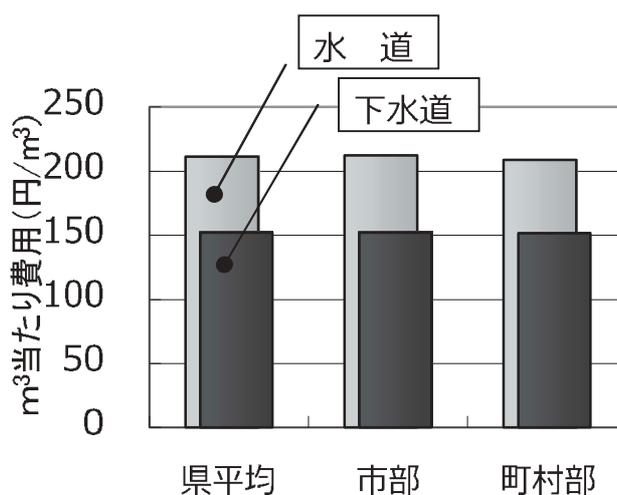


図 38-2 本県の水道使用料単価と下水道使用料単価の比較

出典：H27 地方公営企業年鑑（総務省）  
H27 水道統計（施設・業務編）（日本水道協会）

## 資料39 使用料単価

使用料単価とは、有収水量当たりの使用料収入で、使用料金の水準を示す指標です。

$$\text{使用料単価 (円/m}^3\text{)} = \frac{\text{使用料収入額 (円)}}{\text{有収水量 (m}^3\text{)}}$$

下記に、本県の事業種別毎の使用料単価の経年変化を示します。

下水道及び農業集落排水事業の使用料単価は微増傾向にあり、使用料金水準が保たれている傾向が伺えます。

また、漁業集落排水事業の使用料単価はほぼ横ばい傾向ですが、下水道及び農業集落排水事業と同程度の使用料単価となっていることが伺えます。

表 39-1 事業種別使用料単価の経年変化

(単位: 円/m<sup>3</sup>)

年度	公共+特環	農集排	漁集排	備考
2006	147.8	113.6	152.7	
2007	147.4	115.6	152.3	
2008	152.3	124.2	155.0	
2009	153.4	124.2	155.0	
2010	159.4	124.2	155.0	
2011	162.2	145.4	159.2	
2012	161.6	148.3	151.7	
2013	159.6	148.7	152.0	
2014	165.1	152.2	152.0	
2015	162.9	152.4	161.1	

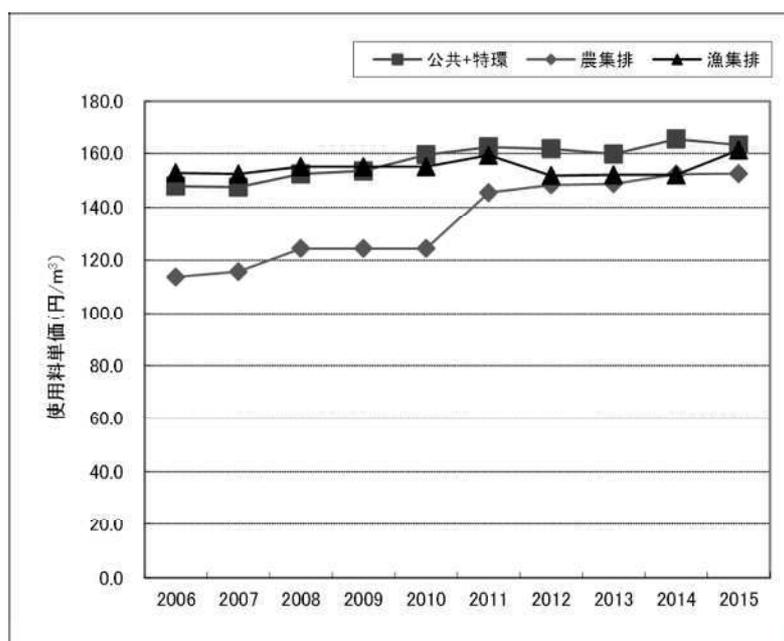


図 39-1 事業種別使用料単価の経年変化

ここでは、全国の公共下水道における使用料単価の状況と、本県での下水道における使用料単価を以下に示します。

汚水処理原価とは異なり、全国及び本県とも人口規模による使用料単価の差異はほとんどないことが伺えます。

また、本県の下水道使用料単価は、全国平均の約 138 円/m<sup>3</sup>よりも 1.18 倍程度高い約 162 円/m<sup>3</sup>となっており、2008 年当時と比較しても、若干高くなっていることから、使用料金の水準は高いことが伺えます。

しかしながら、上述したように人口規模による差異がないことから、汚水処理原価の大小にかかわらず使用料が設定されていることも伺えます。

表 39-2 全国における使用料単価（公共下水道）

公共下水道	全国平均	都及び政令指定都市	30万人以上の都市	1万人未満の市町村
使用料単価 (円/m <sup>3</sup> )	137.7	133.3	135.8	162.2

出典：H27地方公営企業年鑑（総務省）

表 39-3 岩手県（公共下水道）

（単位：円/m<sup>3</sup>）

公共下水道	県平均	市部	町村部	人口5万人以上の市町村	人口5万人未満の市町村
使用料単価 (円/m <sup>3</sup> )	162.3	162.6	160.4	161.5	165.5

出典：H27地方公営企業年鑑（総務省）

表 39-4 岩手県（特定環境保全公共下水道）

（単位：円/m<sup>3</sup>）

特定環境保全公共下水道	県平均	市部	町村部	人口1万人以上の市町村	人口1万人未満の市町村
使用料単価 (円/m <sup>3</sup> )	181.6	176.0	188.8	181.7	181.4

出典：H27地方公営企業年鑑（総務省）

表 39-5 現行構想策定時（H22）との使用料単価の比較（公共+特環）

（単位：円/m<sup>3</sup>）

公共+特環	県平均	市部	町村部	人口5万人以上の市町村	人口5万人未満の市町村
2008年（H22）	152.3	152.4	151.6	150.3	159.7
2015年（H27）	162.9	162.9	162.8	161.7	167.4

出典：H27地方公営企業年鑑（総務省）

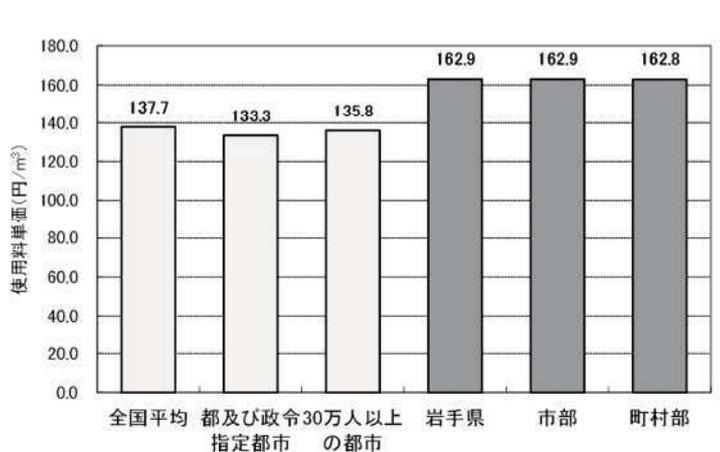


図 39-2 下水道使用料単価の比較

## 資料40 汚水処理原価

汚水処理原価は、経営の効率性を示す指標の一つであり、有収水量あたりの汚水処理費で表され、処理費用の水準を示すものです。



下記に、本県の事業種別毎の汚水処理原価の経年変化を示します。下水道及び農業集落排水事業では、2006年をピークとして減少傾向を示しており、効率的な経営に向かっていることが伺えます。また、漁業集落排水事業においても、震災前までは減少傾向にありましたが、震災後は震災前より増加したものの、近年は減少傾向が伺えます。

表 40-1 事業種別汚水処理原価の経年変化

(単位:円/m<sup>3</sup>)

年度	公共+特環	農集排	漁集排	備考
2006	320.3	655.3	573.3	
2007	280.5	463.1	482.9	
2008	257.8	477.3	510.4	
2009	248.4	477.3	510.4	
2010	237.1	477.3	510.4	
2011	263.7	516.9	874.2	
2012	237.5	473.0	593.4	
2013	245.8	470.6	563.7	
2014	223.3	398.7	563.7	
2015	205.1	405.2	536.7	

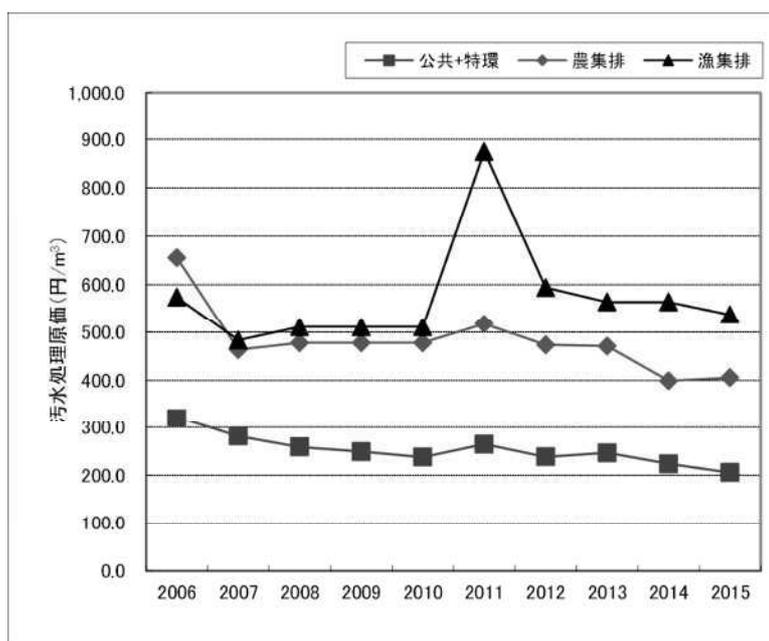


図 40-1 事業種別汚水処理原価の経年変化

ここでは、全国の公共下水道における汚水処理原価の状況と、本県での下水道における汚水処理原価を以下に示します。

全国の汚水処理原価の状況と同様に、本県においても、人口規模が小さくなるほど汚水処理原価は高くなる傾向が伺えます。

また、2008年当時と2015年を比較すると、汚水処理原価は低くなっており効率性の向上が伺えるものの、全国平均との比較では、約1.5倍も高くなっていることから、全国水準とは程遠い状況にあることが伺えます。

表 40-2 全国における汚水処理原価（公共下水道）

公共下水道	全国平均	都及び政令指定都市	30万人以上の都市	1万人未満の市町村
汚水処理原価 (円/m <sup>3</sup> )	139.7	116.9	137.1	266.3

出典：H27地方公営企業年鑑（総務省）

表 40-3 岩手県における汚水処理原価（公共下水道）

(単位：円/m<sup>3</sup>)

公共下水道	県平均	流域関連市町村	単独市町村	人口5万人以上の市町村		人口5万人未満の市町村	
				供用開始5年以上	供用開始5年未満	供用開始5年以上	供用開始5年未満
汚水処理原価 (円/m <sup>3</sup> )	195.7	173.8	289.9	162.2	-	328.5	-

出典：H27地方公営企業年鑑（総務省）

表 40-4 岩手県における汚水処理原価（特定環境保全公共下水道）

(単位：円/m<sup>3</sup>)

特環公共	県平均	流域関連市町村	単独市町村	人口1万人以上の市町村		人口1万人未満の市町村	
				供用開始5年以上	供用開始5年未満	供用開始5年以上	供用開始5年未満
汚水処理原価 (円/m <sup>3</sup> )	476.8	247.4	499.4	473.8	-	483.9	-

出典：H27地方公営企業年鑑（総務省）

表 40-5 2008年当時との汚水処理原価の比較（公共+特環）

(単位：円/m<sup>3</sup>)

公共+特環	県平均	流域関連市町村	単独市町村	人口5万人以上の市町村		人口5万人未満の市町村	
				供用開始5年以上	供用開始5年未満	供用開始5年以上	供用開始5年未満
2008年(H20)	257.8	230.9	359.9	216.2	-	404.1	765.0
2015年(H27)	204.9	174.0	319.2	167.0	-	346.1	-

出典：H27地方公営企業年鑑（総務省）

## 資料41 汚水処理原価と使用料単価の比較

大都市においては、汚水処理原価と使用料単価がほぼ同程度となっており、汚水処理費用（維持管理+資本費）を使用料で賄えていることが伺えます。

一方、本県の市町村においては、汚水処理原価に大きな差異があるにもかかわらず、使用料単価は同程度となっており、汚水処理費用を使用料で賄えていない状況が伺えます。

先述したように、本県の汚水処理原価は減少傾向にあるものの、全国と比較すると高い水準にあり、使用料単価は同程度の水準となっていること、この汚水処理原価と使用料単価の格差は、前構想から引き続き同様な課題であることが伺えます。

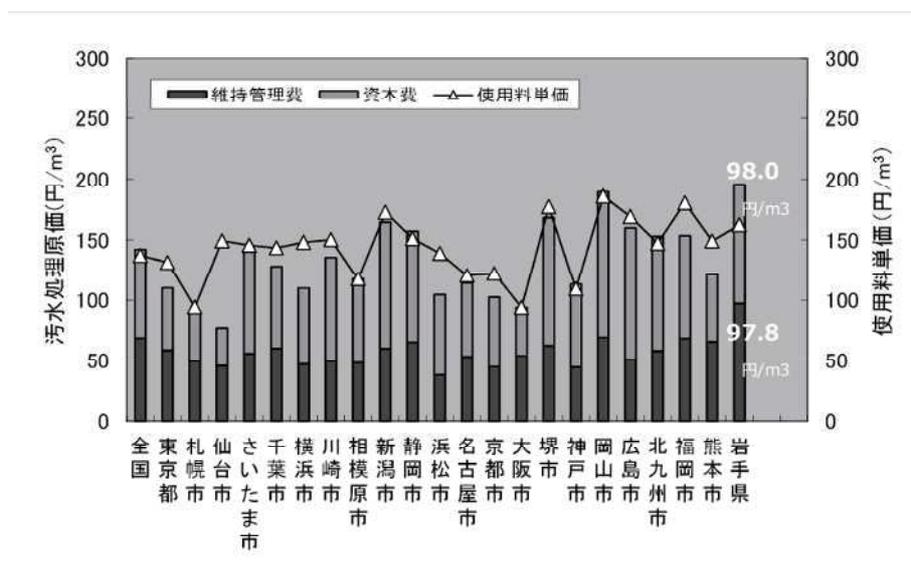


図 41-1 大都市における汚水処理原価と使用料単価（2015年下水道）

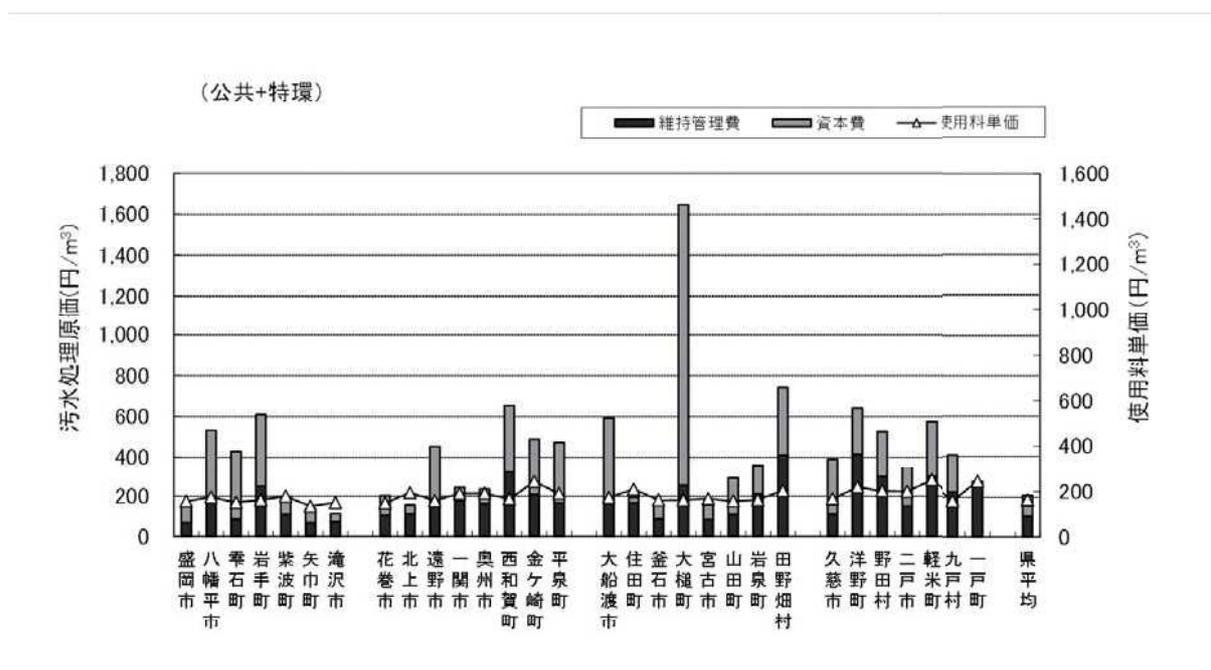


図 41-2 本県における汚水処理原価と使用料単価（2015年下水道）

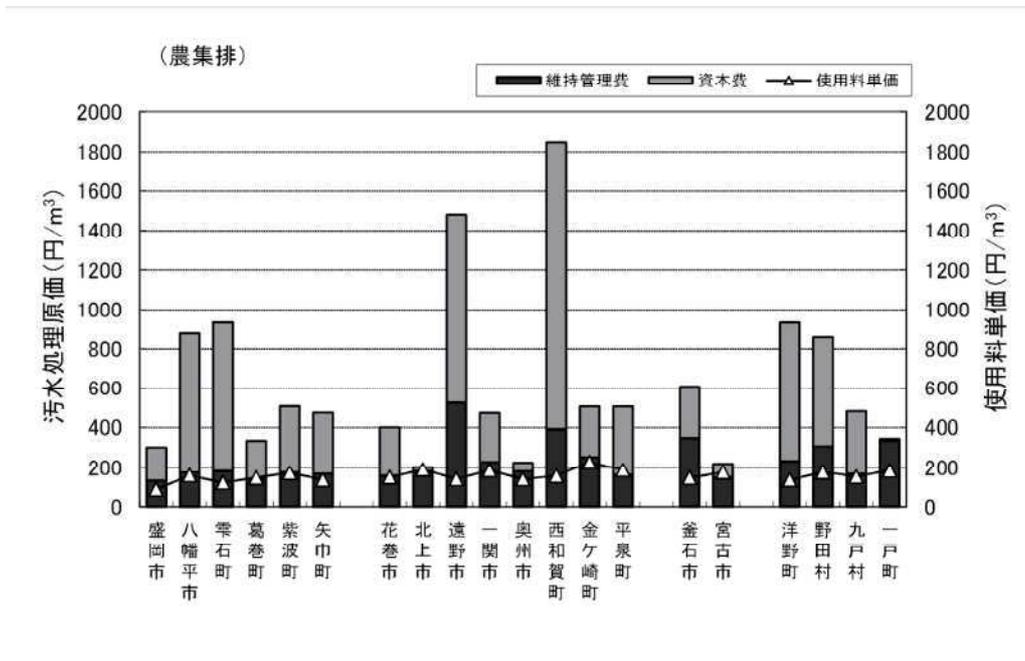


図 41-3 本県における汚水処理原価と使用料単価（2015年農集排）

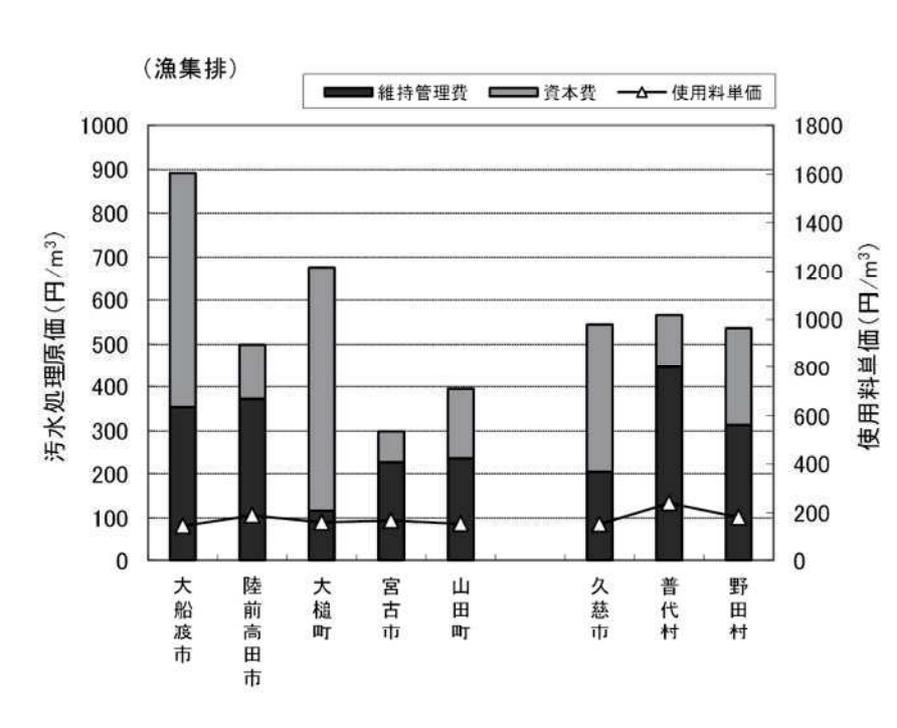


図 41-4 本県における汚水処理原価と使用料単価（2015年漁集排）

出典：H27 地方公営企業年鑑（総務省）

※欠損値のある市町村除く。

## 資料42 使用料回収率

使用料回収率とは、汚水処理に要した費用に対する使用料による回収割合を表したもので、値が高いほど健全な経営であることを示すものです。

$$\text{使用料回収率 (\%)} = \frac{\text{使用料収入 (円)}}{\text{汚水処理費 (円)}} \times 100$$

維持管理費...人件費、動力費、薬品費、修繕費等  
資本費...減価償却、支払利息

下記に、本県の事業種別毎の使用料回収率の経年変化を示します。

事業別の傾向としては、下水道は増加傾向、農集排は微増傾向にあり、経営改善に向けての傾向が伺えます。漁集排は減少あるいは横ばい傾向となっていますが、2011年の震災より回復の傾向も見受けられます。

表 42-1 事業種別使用料回収率の経年変化 (単位: %)

年度	公共+特環	農集排	漁集排	備考
2006	46.2	17.3	26.6	
2007	52.5	25.0	31.5	
2008	59.1	26.0	30.4	
2009	61.8	26.0	30.4	
2010	67.2	26.0	30.4	
2011	61.5	28.1	18.2	
2012	68.0	31.3	25.6	
2013	64.9	31.6	27.0	
2014	73.9	38.2	27.0	
2015	79.4	37.6	30.0	

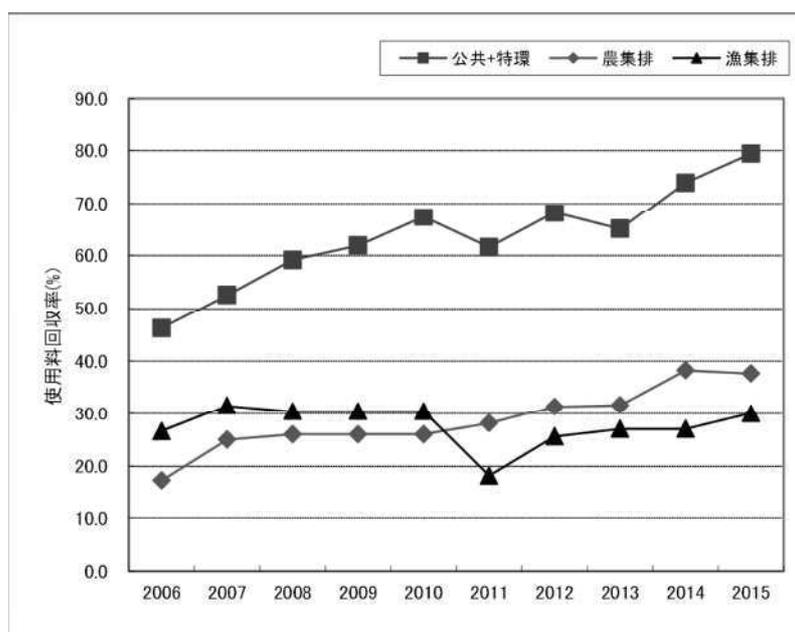


図 42-1 事業種別使用料回収率の経年変化

ここでは、全国の公共下水道における使用料回収率の状況と、本県での下水道における使用料回収率を以下に示します。

全国平均の使用料回収率は約 99%であり、都及び政令指定都市で回収できている他は、人口規模が小さくなる程回収率は低くなっており、本県においても同様の傾向であることが伺えます。

表 42-2 全国における使用料回収率（公共下水道）

公共下水道	全国平均	都及び政令指定都市	30万人以上の都市	1万人未満の市町村
維持管理＋資本費に対する回収率（%）	98.5	114.0	99.0	61.4
うち維持管理費に対する回収率（%）	199.2	243.9	202.2	107.9

出典：H27地方公営企業年鑑（総務省）

表 42-3 岩手県（公共下水道）

公共下水道	県平均	市部	町村部	人口5万人以上の市町村	人口5万人未満の市町村
維持管理＋資本費に対する回収率（%）	82.9	89.1	52.8	99.6	50.4
うち維持管理費に対する回収率（%）	166.5	172.2	130.3	179.4	130.2

出典：H27地方公営企業年鑑（総務省）

表 42-4 岩手県（特定環境保全公共下水道）

公共下水道	県平均	市部	町村部	人口1万人以上の市町村	人口1万人未満の市町村
維持管理＋資本費に対する回収率（%）	38.1	40.1	35.9	38.8	36.7
うち維持管理費に対する回収率（%）	78.9	98.9	63.3	85.5	68.5

出典：H27地方公営企業年鑑（総務省）

以下に、市町村別使用料回収率を示します。

これによれば、汚水処理費を使用料で回収できている市町村は、下水道に古くから着手した盛岡市、釜石市と北上市、滝沢市、住田町の4市1町となっており、維持管理費に対する回収率では、4市1町を含み、17市町が100%を越えており、残り13市町村では維持管理費分も回収できていない状況です。

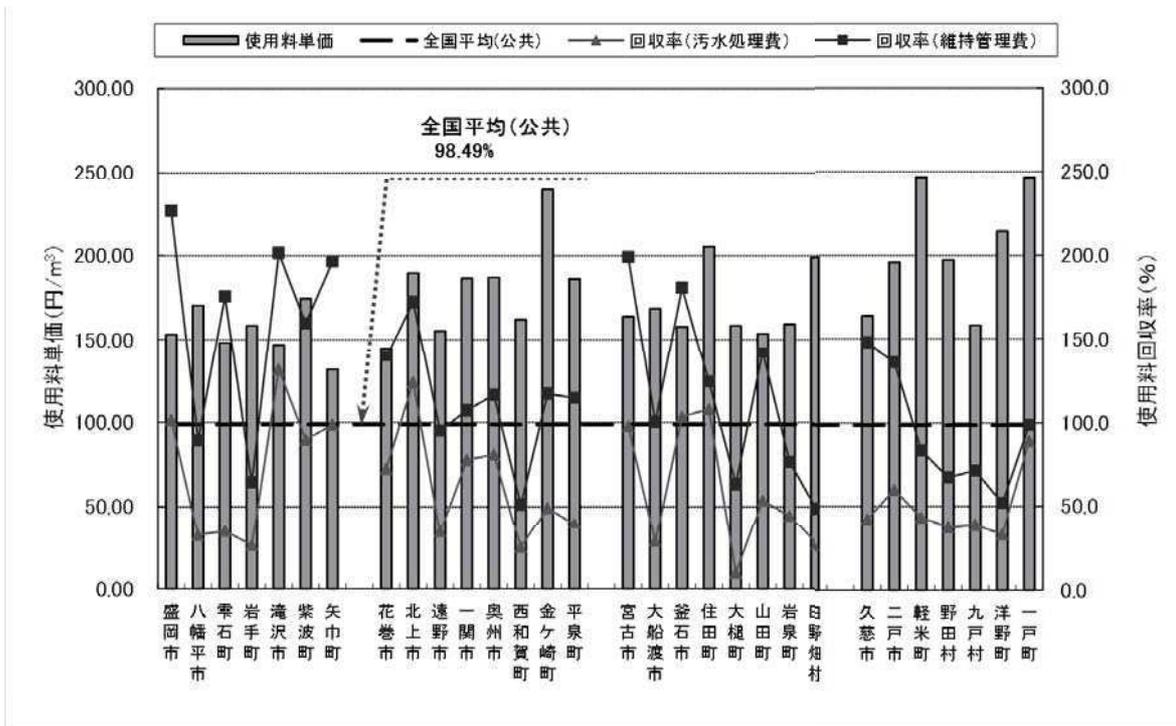


図 42-2 市町村別使用料単価と使用料回収率（下水道）

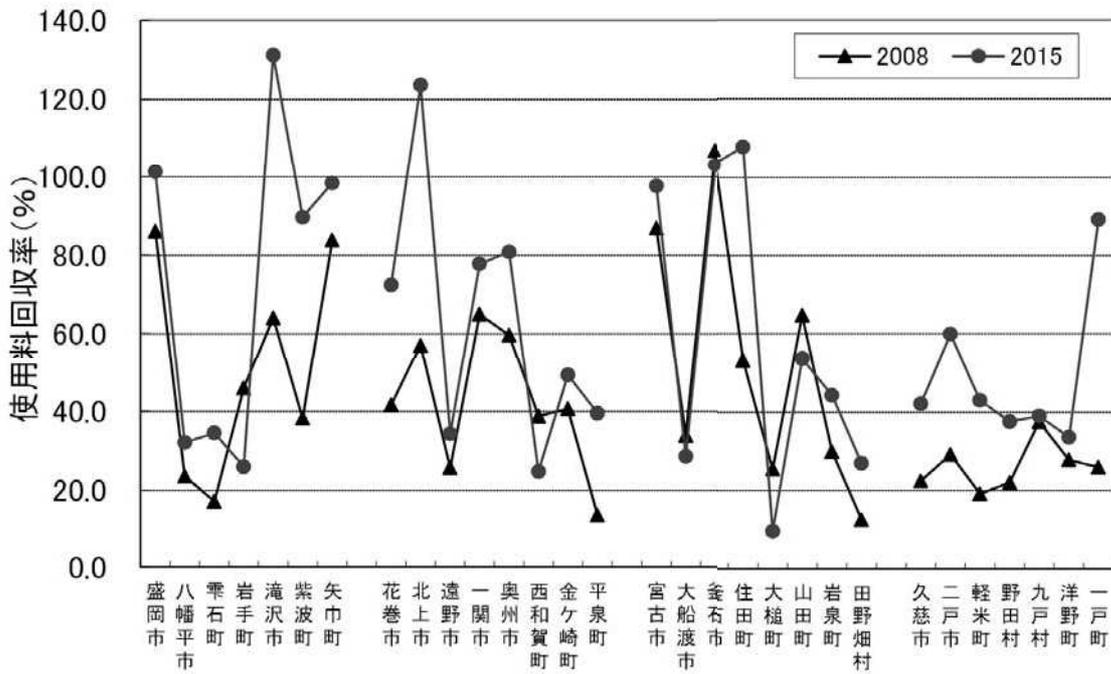


図 42-3 市町村別使用料回収率（污水处理費）の比較（下水道）



## 資料44 耐震診断、耐震化状況（公共下水道処理場施設）

公共下水道処理場施設の揚水施設（く体）及び消毒施設における耐震診断、耐震化状況を、以下に示します。

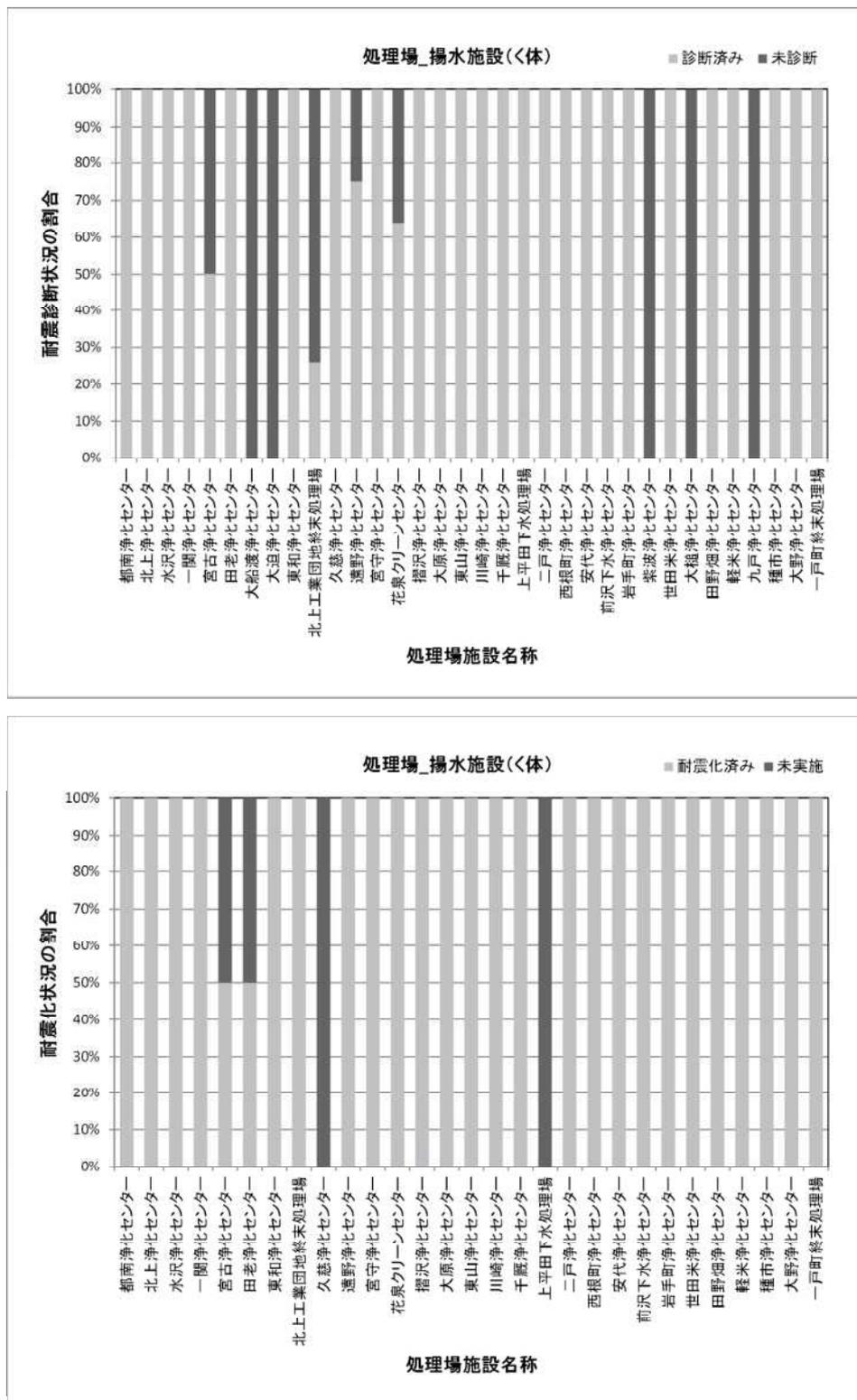


図 44-1 公共下水道処理場施設の揚水施設（く体）における耐震化状況

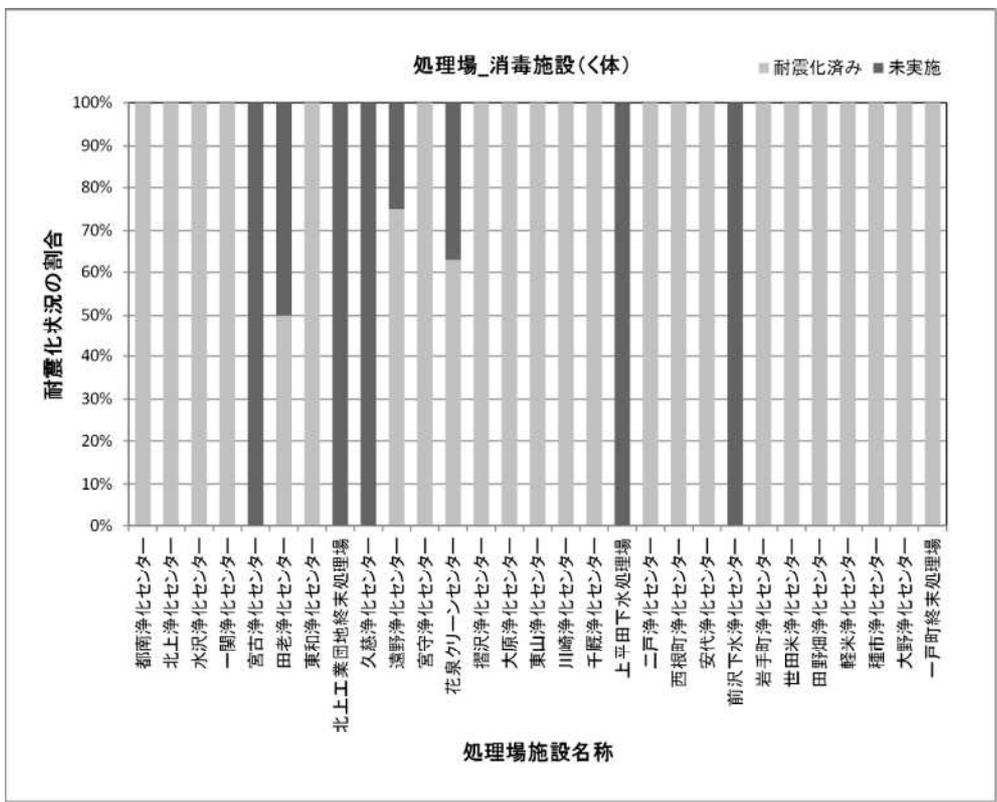
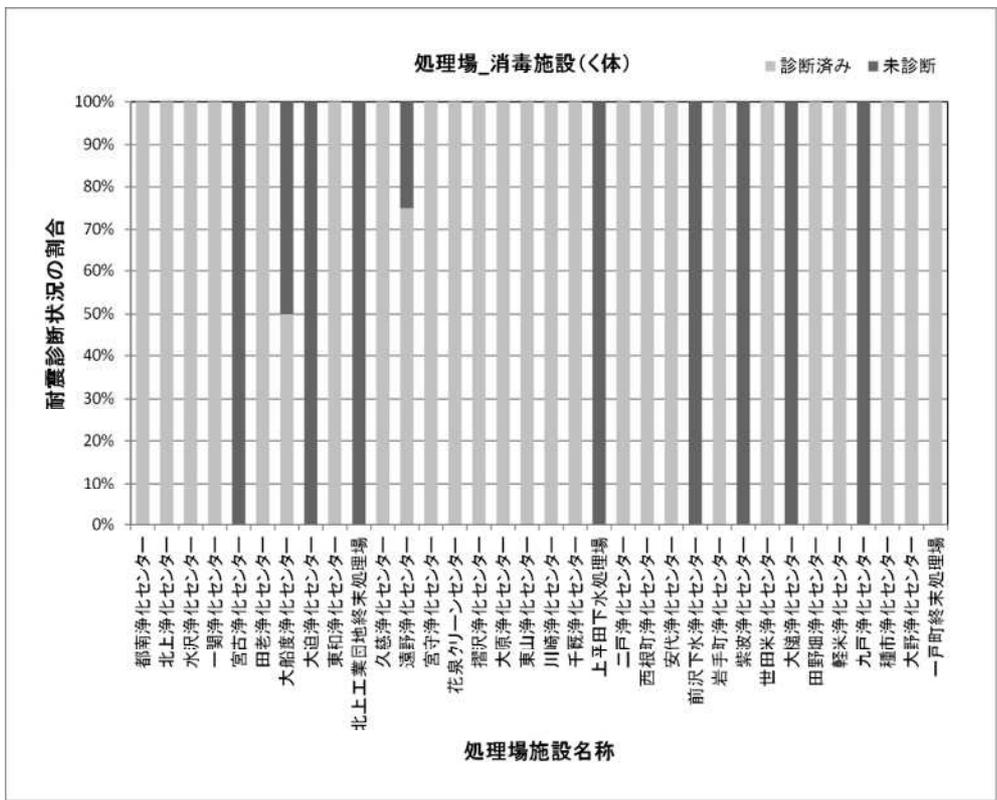


図 44-2 公共下水道処理場施設の消毒施設における耐震化状況

## 資料45 雨水計画と雨水排水施設整備率

---

都市計画事業として下水道事業を実施している場合、必要があれば雨水対策も実施しています。これは、下水道の役割として、汚水処理のほかに雨水対策があるからです。

県内で、都市計画事業として下水道事業を実施している市町村は、25あります。このうち、21市町村で雨水計画があります。

雨水対策としての計画面積と2015年度末における整備面積は、表45-1のとおりとなっています。

表には、前構想における過去10年間（1999～2008年）と、近年10年間（2007～2016年）の浸水実績の有無と内水ハザードマップの公表の有無を表示しています。

県内の雨水対策施設の雨水排水施設整備率は、18%となっています。

$$\text{雨水排水施設整備率} = \frac{\text{整備済み面積}}{\text{雨水計画面積}}$$

計画面積は、県内全体で約31.9千ha、うち整備済み面積が約5.7千haとなっています。県南地域は、計画面積が大きいこともあり、雨水排水施設整備率は低くなっています。

県内で、内水ハザードマップを公表しているのは、1999年度以降に浸水被害があった25市町村のうち10市町村で4割に相当します。

表 45-1 雨水計画面積と雨水排水施設整備率、浸水被害実績等

項目	No.	市町村	計画面積 (ha)	整備面積 (ha)	雨水排水施設 整備率 (%)	1999~2008 の浸水被害	2007~2016 の浸水被害	内水ハザード マップ公表
雨水計画有り	1	盛岡市	8,098.3	2,858.3	35.3	○	○	○
	2	宮古市	1,169.5	14.6	1.2	○	○	○
	3	大船渡市	739.0	739.0	100.0	○	○	
	4	花巻市	3,901.0	339.0	8.7	○	○	○
	5	北上市	3,910.0	327.2	8.4	○	○	○
	6	久慈市	853.0	113.6	13.3	○	○	○
	7	遠野市	504.0	3.8	0.8	○	○	
	8	一関市	1,724.0	19.7	1.1	○	○	
	9	陸前高田市	536.8	0.0	0.0	○		
	10	釜石市	1,353.0	410.1	30.3	○	○	○
	11	奥州市	3,105.0	319.0	10.2	○	○	○
	12	滝沢市	2,013.0	171.1	8.4	○	○	
	13	雫石町	429.0	13.0	3.0			
	14	紫波町	837.5	118.0	14.1	○	○	○
	15	矢巾町	1,185.0	147.3	12.4	○	○	○
	16	金ヶ崎町	777.0	0.0	0.0	○		
	17	平泉町	258.0	0.0	0.0	○		
	18	大槌町	393.0	69.0	17.6	○	○	
	19	山田町	31.0	31.0	100.0		○	
	20	岩泉町	52.0	52.0	100.0			
	21	野田村	18.0	0.0	0.0	○		
		計	31,887.1	5,745.7	18.0	18	15	9
雨水計画無し	1	二戸市	-	-	-	○		○
	2	岩手町	-	-	-	○		
	3	西和賀町	-	-	-		○	
	4	住田町	-	-	-		○	
	5	田野畑村	-	-	-		○	
	6	一戸町	-	-	-	○		
		計	-	-	-	3	3	1
合計			31,887.1	5,745.7	18.0	21	18	10

資料46 広域圏別の2040年度末における処理区・地区の一覧

県内広域圏別の2040年度末における計画処理区・地区の一覧について、以下に示します。

表 46-1 広域圏別の処理区・地区一覧（その1）

地域	市町村名	処理区名・地区名				
		下水道	農業集落排水		漁業集落排水	ゴミプラ
県央	盛岡市	都南	巻堀○			
	八幡平市	西根○	田頭・平笠①	寄木①	野駄○←北寄木	
		安代○	細野○	田山○	松尾←時森	
	滝沢市	都南				
	雫石町	都南				
	葛巻町		葛巻○	四日市		
	岩手町	岩手○				
	紫波町	紫波○	片寄○	水分○	長岡南○	
			大巻○			
	矢巾町	都南	間野々○	矢巾西郷○	不動○←室岡	
県南	花巻市	花北	長根○	熊野○	湯木南方○	
		東和○	猪鼻○	大北○	三日堀○	
		大迫○	西南○	八重畑○		
北上市	花北	蔵屋敷○	新町○	鳩岡崎○		
		北上工業団地○	飯豊○	大堰川○	元年○	第3柏野団地○
			更木○	臥牛○	村上○	
			黒岩○	滑田・藤根○	下門岡○	
遠野市	遠野○	沢田飯豊○	綾織○			
		宮守○				
一関市	一関	白崖○	日形○	興田○		
		花泉○	猿沢○	七日町○	二日町○	
		大原○				
		摺沢○				
		千厩○				
		東山○				
		川崎○				
奥州市	胆江	二渡○←天王	梁川○	人首町○	南都田・達平○	
		前沢○	伊手町○	赤生津○	前沢北部○←白山	南都田・鶴田○
			母体町○	瀬原○	古戸○	
			池田川東○	富田川西○	六道・寺向	
				簡易排水		
				徳岡○		
西和賀町	湯田○					
金ケ崎町	胆江					
平泉町	一関	長島中央○				

※ ○印は処理場のある処理区・地区、←○○地区は接続済み地区です。

八幡平市の①は、各々で統合予定の処理区・地区です。

表 46-2 広域圏別の処理区・地区一覧（その2）

地域	市町村名	処理区名・地区名					
		下水道	農業集落排水		漁業集落排水	コミブラ	
沿岸	宮古市	宮古○	轟目○		千鷲○←石浜		
		田老○					
	大船渡市	大船渡○	吉浜○		根白○	小石浜○	
					砂子浜○	千蔵○	
					綾里○	崎浜○	
					浦浜○		
	陸前高田市	高田○			矢の浦○	広田○	
	釜石市	大平○			唐丹○		
		鶴住居○					
	住田町	世田米○					
大槌町	大槌○			吉里吉里○			
山田町	山田○			大浦○	大沢○		
	船越○						
岩泉町	岩泉○						
田野畑村	田野畑○			島越○	切牛○		
				羅賀○			
東北	久慈市	久慈○	堀切○		麦生○	久喜○←中沢	
					桑畑○	小袖○	
					大尻○		
					橋沼○←田子の木、川津内、白前・本波		
	二戸市	二戸○					
		浄法寺○					
	普代村				太田名部○		
	軽米町	軽米○					
	野田村	野田○	玉川○		下安家○		
九戸村	九戸○	戸田○					
洋野町	種市○	明戸○	向田○				
	大野○						
一戸町	一戸○	奥中山○					

県内	流域名	処理区名	関連市町村			
流域下水道	北上川上流	都南○	盛岡市	滝沢市	雫石町	矢巾町
		花北○	花巻市	北上市		
		胆江○	奥州市	金ヶ崎町		
	磐井川	一関○	一関市	平泉町		

※ ○印は処理場のある処理区・地区、←○○地区は接続済み地区です。

八幡平市の①は、各々で統合予定の処理区・地区です。

## 資料47 広域圏別の2040年度末における処理場の計画箇所数

県内広域圏別の2040年度末における処理場箇所数及び現況(2016年度末)との比較を、以下に示します。

表 47-1 広域圏別の2040年度末における処理場箇所数

地域	現況処理場数(2016年度)					ビジョン2017				
	下水	農排	漁排	ｺﾐﾌﾗ	合計	下水	農排	漁排	ｺﾐﾌﾗ	合計
県央	5	31	0	0	36	5	13	0	0	18
県南	17	68	0	7	92	16	41	0	3	60
沿岸	13	3	16	0	32	12	2	17	0	31
県北	9	5	7	1	22	9	6	8	0	23
県計	44	107	23	8	182	42	62	25	3	132

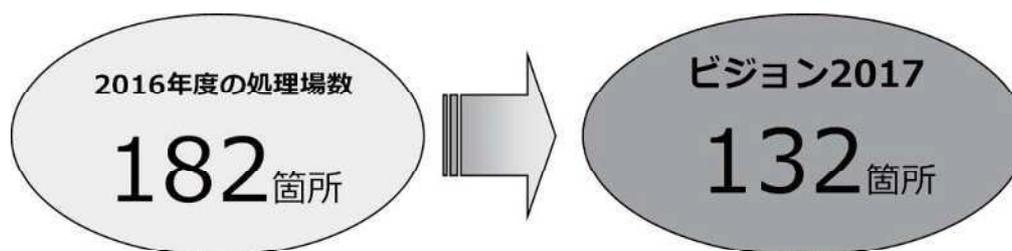


図 47-1 2040年度末における処理場数(ｺﾐ・ﾌﾗ含む)

表 47-2 現況(2016年)からの統廃合処理場数及び処理場統合数

地域	計画処理場数の増減					処理場統廃合数						
	下水	農排	漁排	ｺﾐﾌﾗ	合計	下→下	農→下	農→農	漁→下	漁→漁	ｺ→下	合計
県央	0	▲18	0	0	▲18	0	15	3	0	0	0	18
県南	▲1	▲27	0	▲4	▲32	1	26	1	0	0	4	32
沿岸	▲1	▲1	1	0	▲1	1	2	0	1	0	0	4
県北	0	1	1	▲1	1	0	0	0	0	0	1	1
県計	▲2	▲45	2	▲5	▲50	2	43	4	1	0	5	55

※「ビジョン2017」では、小規模集落排水については、浄化槽相当として整理しているため、処理場の数から除いています。

表 47-3 現況(2016年度末)から2040年度末における統廃合等箇所数及び処理場箇所数

地域	市町村名	現況処理場数(2016年度)					統廃合・新設される処理場箇所数					処理場計画箇所数				
		下水	農排	漁排	ミヅウ	合計	下水	農排	漁排	ミヅウ	合計	下水	農排	漁排	ミヅウ	合計
県央	盛岡市		7			7		-6			-6		1			1
	八幡平市	2	8			10		-4			-4	2	4			6
	滝沢市					0					0					0
	掣石町		3			3		-3			-3					0
	葛巻町		2			2		-1			-1		1			1
	岩手町	1				1					0	1				1
	紫波町	1	6			7		-2			-2	1	4			5
	矢巾町		5			5		-2			-2		3			3
	流域下水道	1				1					0	1				1
	計	5	31	0	0	36	0	-18	0	0	-18	5	13	0	0	18
県南	花巻市	2	9		1	12		-1		-1	-2	2	8			10
	北上市	1	12		2	15				-1	-1	1	12		1	14
	遠野市	2	2			4					0	2	2			4
	一関市	6	8		1	15		-2		-1	-3	6	6			12
	奥州市	1	30		3	34		-18		-1	-19	1	12		2	15
	西和賀町	2	1			3	-1	-1			-2	1				1
	金ヶ崎町		5			5		-5			-5					0
	平泉町		1			1					0		1			1
	流域下水道	3				3					0	3				3
	計	17	68	0	7	92	-1	-27	0	-4	-32	16	41	0	3	60
沿岸	宮古市	2	1	2		5			-1		-1	2	1	1		4
	大船渡市	1		5		6		1	2		3	1	1	7		9
	陸前高田市	1	1	2		4		-1			-1	1		2		3
	釜石市	3	1	1		5	-1	-1			-2	2		1		3
	住田町	1				1					0	1				1
	大槌町	1		1		2					0	1		1		2
	山田町	2		2		4					0	2		2		4
	岩泉町	1				1					0	1				1
	田野畑村	1		3		4					0	1		3		4
	計	13	3	16	0	32	-1	-1	1	0	-1	12	2	17	0	31
県北	久慈市	1		5	1	7			1	-1	1	1	1	6		8
	二戸市	2				2					0	2				2
	普代村			1		1					0			1		1
	軽米町	1				1					0	1				1
	野田村	1	1	1		3					0	1	1	1		3
	九戸村	1	1			2					0	1	1			2
	洋野町	2	2			4					0	2	2			4
	一戸町	1	1			2					0	1	1			2
	計	9	5	7	1	22	0	1	1	-1	1	9	6	8	0	23
岩手県計	44	107	23	8	182	-2	-45	2	-5	-50	42	62	25	3	132	

※盛岡市の乙部第二地区(農業集落排水地区)は、2040年度以降に下水道へ接続。

表 47-4 市町村別の2040年度における処理場計画箇所数及び統合箇所数

地域	市町村名	処理場計画箇所数					処理場の統廃合箇所数						
		下水	農排	漁排	ミゾウ	合計	下→下	農→下	農→農	漁→下	漁→漁	コ→下	合計
県央	盛岡市		1			1		6					6
	八幡平市	2	4			6		2	2				4
	滝沢市					0							0
	雫石町					0		3					3
	葛巻町		1			1			1				1
	岩手町	1				1							0
	紫波町	1	4			5		2					2
	矢巾町		3			3		2					2
	流域下水道	1				1							0
	計	5	13	0	0	18	0	15	3	0	0	0	18
県南	花巻市	2	8			10		1				1	2
	北上市	1	12		1	14						1	1
	遠野市	2	2			4							0
	一関市	6	6			12		2				1	3
	奥州市	1	12		2	15		17	1			1	19
	西和賀町	1				1	1	1					2
	金ヶ崎町					0		5					5
	平泉町		1			1							0
	流域下水道	3				3							0
	計	16	41	0	3	60	1	26	1	0	0	4	32
沿岸	宮古市	2	1	1		4				1			1
	大船渡市	1	1	7		9				1			1
	陸前高田市	1		2		3		1					1
	釜石市	2		1		3	1	1					2
	住田町	1				1							0
	大槌町	1		1		2							0
	山田町	2		2		4							0
	岩泉町	1				1							0
	田野畑村	1		3		4							0
	計	12	2	17	0	31	1	2	0	1	0	0	4
県北	久慈市	1	1	6		8						1	1
	二戸市	2				2							0
	普代村			1		1							0
	軽米町	1				1							0
	野田村	1	1	1		3							0
	九戸村	1	1			2							0
	洋野町	2	2			4							0
	一戸町	1	1			2							0
	計	9	6	8	0	23	0	0	0	0	0	1	1
岩手県計	42	62	25	3	132	2	43	4	1	0	5	55	

※盛岡市の乙部第二地区（農業集落排水地区）は、2040年度以降に下水道へ接続。

## 資料48 将来の発生汚泥量

2015年度に、県内の汚水処理施設から発生した汚泥量は約 61.1 千 Wet-t/年で、そのうち下水道から発生する汚泥量が約 67%でした。

それに対して、2025年度の水洗化人口割合を 85%とした場合の発生汚泥量を予測すれば約 58.2 千 Wet-t/年となり、僅かですが減少する見込みとなっています。

汚水処理施設別にみた場合は、下水道からの汚泥量が約 8ポイント上昇し、逆に、し尿及び単独・合併浄化槽からの汚泥量が約 7ポイント減少する予想となっています。

表 48-1 発生汚泥量の実績と見通し

(脱水ケーキ量換算)

項 目	2015年度		2025年度	
	発生汚泥量 Wet-t/年	比 率	発生汚泥量 Wet-t/年	比 率
下水道	41,168	67.4%	43,892	75.4%
農業集落排水施設	3,146	5.1%	2,417	4.1%
漁業集落排水施設	245	0.4%	219	0.4%
コミュニティプラント	31	0.1%	8	0.0%
し尿及び浄化槽	16,517	27.0%	11,702	20.1%
合 計	61,107	100.0%	58,238	100.0%

## 資料49 広域圏別の将来のし尿処理施設処理量

県内には、14 箇所のし尿処理施設があり、その施設能力は、2015年度現在 1,956kℓとなっています。

これに対して、2015年度のし尿処理量は1,507kℓで、全体で見れば施設能力の約8割の処理量となっています。

各し尿処理施設の施設能力及びし尿処理量実績を広域圏別に示せば、下記のとおりです。

表 49-1 し尿処理施設能力及びし尿処理量実績

広域圏	組 合 名	施 設 名	処理能力 (kL/日)	2015年度処理実績	
				年 間 (kL/年)	日平均 (kL/日)
県央	盛岡北部行政事務組合	北岩手環境衛生センター	145	31,897	87
	盛岡地区衛生処理組合	滝沢処理センター	170	38,688	106
	紫波、稗貫衛生処理組合	紫波、稗貫衛生処理場	170	35,645	98
	小 計		485	106,230	291
県南	北上地区広域行政組合	衛生処理場	250	65,915	181
	遠野市	清養園クリーンセンターし尿処理施設	61	18,573	51
	奥州金ヶ崎行政事務組合	胆江地区衛生センター	276	72,590	199
	一関地区広域行政組合	一関清掃センターし尿処理施設（第1及び第2）	160	50,808	139
		川崎清掃センター	100	31,636	87
小 計		847	239,522	657	
県北	久慈地区広域行政事務組合	久慈地区清掃センターし尿処理場	105	40,522	111
	二戸地区広域行政事務組合	二戸地区衛生センター	112	32,731	90
	小 計		217	73,253	201
沿岸	宮古地区広域行政組合	宮古衛生処理センター	135	37,554	103
		第2衛生処理センター	58	12,706	35
	気仙広域連合	気仙広域連合衛生センター	130	52,137	143
	釜石大槌地区行政事務組合	釜石・大槌汚泥再生処理センター	84	28,591	78
小 計		407	130,988	359	
合 計			1,956	549,993	1,507

一方、2025年度における水洗化人口割合を85%とした場合、し尿処理施設で処理するし尿処理量を推計すれば、以下のとおりとなります。

し尿処理施設における年間処理量は約362千kℓとなり、2015年度の処理量約550千kℓの約34%減となる見込です。その大きな要因としては、計画収集人口（汲み取り人口）の大幅な減少が挙げられます。

表 49-2 2025年度におけるし尿処理量の見通し

処理能力 (KL/日) ①	年間処理量 (KL/年)			日平均処 理量 ② (KL/日)	対処理 能力比 ②/①
	汲み取り し 尿	浄化槽 汚 泥	計		
1,956	185,324	176,756	362,080	992	51%

## 資料50 下水道の雨水対策

河川の氾らんによる浸水被害を、「外水による被害」といいます。

河川は氾らんしていないのに、市街地を流れる雨水がきちんと河川に流れないために起きる浸水被害を、「内水による被害」といいます。

都市計画により下水道事業を行っている場合は、この「内水による被害」の対策を下水道事業で行っています。

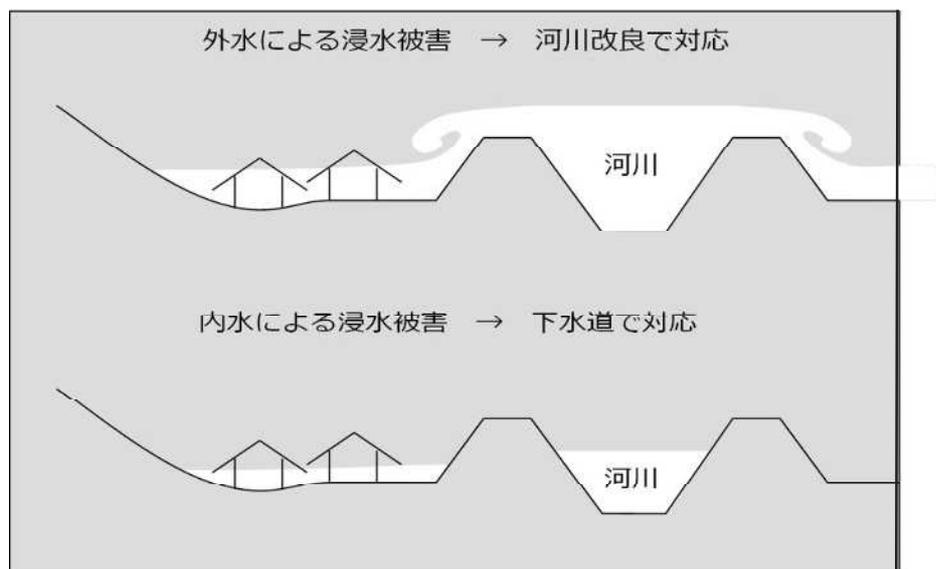


図 50-1 浸水被害のイメージ

(外水と内水)

豪雨などにより河川の水位が高くなり堤防を越えると、洪水氾らんとなり市街地は浸水します。また、堤防の高さが十分でなく、河川の水があふれたり堤防が壊れたときも市街地は浸水します。この河川から市街地へ水が流れてきて起きる浸水被害を、「外水による浸水被害」といいます。

住宅が密集していて雨が地面にしみこむことができず、水路の大きさも十分ではない場合やくぼ地がある場合、河川は氾らんしていないのに、市街地に流れ込んだ雨水を河川にうまく排水することができないと浸水します。この、市街地から河川へ水がうまく流れないために起きる浸水被害を、「内水による浸水被害」といいます。

(下水道の役割)

都市計画により下水道を計画する場合は、必要があれば雨水対策も計画します。

下水道で対応する雨水対策は、「内水による浸水被害」です。

内水による浸水被害は、都市の構造的なものに起因した被害であるため、都市計画事業で対応することとしているのです。

(下水道の雨水対策で対応する降雨の規模)

下水道の雨水計画は、5～10年に1度程度の確率で降る雨の規模に対応できるような計画としています。20年や30年に1度降るかどうかの大きな規模の降雨に対しては、対応できないものとなっています。

## 資料51 雨水排水施設のしくみと特徴

河川の洪水対策は、河川の水が市街地に流れないように堤防をつくります。

下水道の雨水対策は、市街地の水が河川に流れるようにします。

下水道の雨水施設は、大きく分けて次の3つがあります。

- 雨水を速やかに流す水路や管きよ
- 市街地の雨水を強制的に排除する雨水ポンプ
- 雨水を一時的に貯めておく貯留施設

(下水道の雨水施設：水路)

市街地は、家屋が密集し、道路なども多く整備され、雨水は地面にしみこむことができません。

たくさんの雨が降ったとき、道路側溝のような小さな水路しかなければ、降った雨は河川にうまく排水されずに市街地にたまってしまいます。

また、くぼ地のような地形があると、そこに雨水がたまってしまいます。

このような滞留をした雨を、速やかに河川に排水する施設が雨水幹線という水路です。

この水路には、小さな河川のようなもの、大きな側溝のようなもの、下水管のように地中に埋められた管きよのようなものがあります。

雨水幹線は、以前は「都市下水路」として整備されていたものもありました。

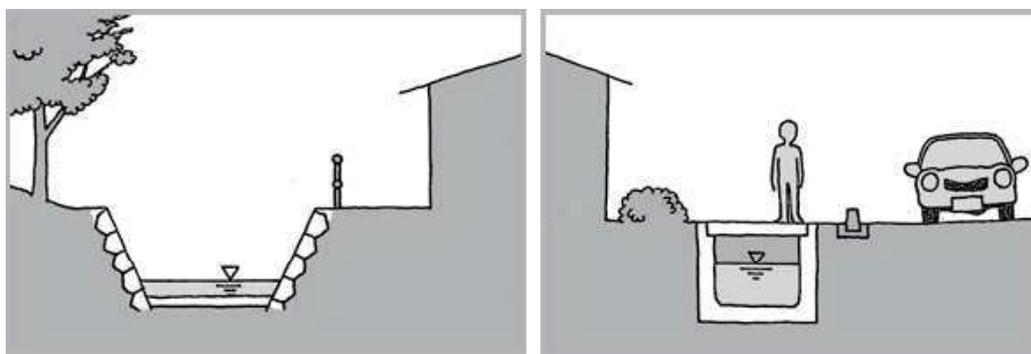


図 51-1 小さな河川のような雨水幹線 図 51-2 大きな側溝のような雨水幹線

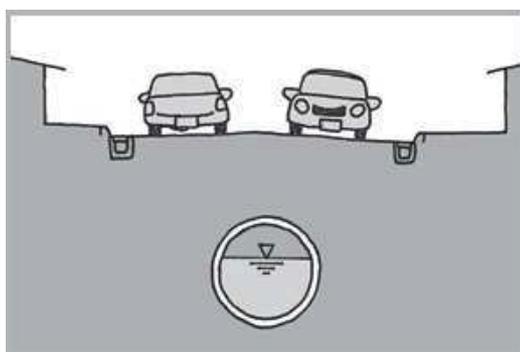


図 51-3 地中に埋められた雨水幹線

(下水道の雨水施設：雨水ポンプなど)

豪雨などにより河川の水位が上がると、市街地の地盤よりも河川の水位のほうが高くなる場合があります。

このような場合は、ポンプ施設によって市街地の雨水を河川へ強制的に排水します。

これが雨水ポンプ施設です。

強制排水の方法としては、雨水ポンプのほか、水門にポンプを取り付けたゲートポンプというものもあります。

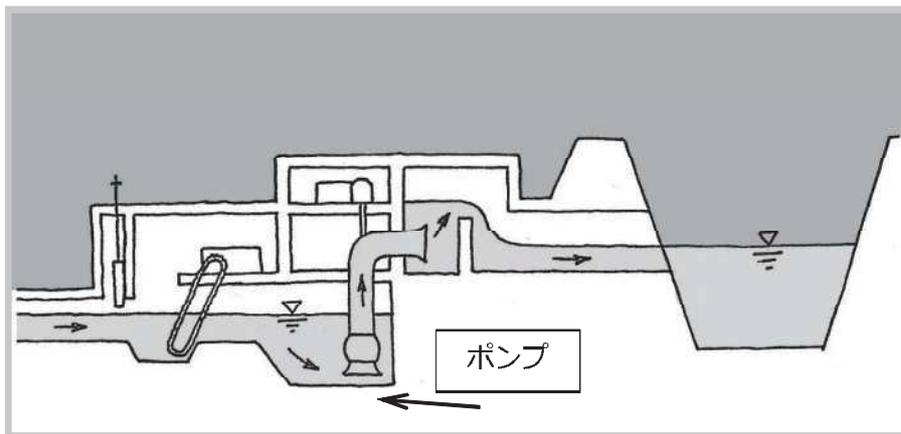


図 51-4 雨水ポンプ施設のイメージ図

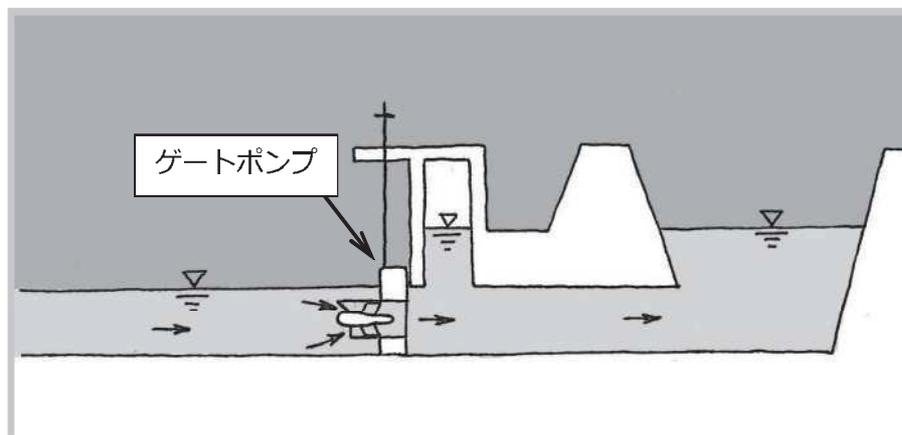


図 51-5 ゲートポンプ施設のイメージ図

(下水道の雨水施設：貯留施設)

水路やポンプ施設は、速やかに雨水を排水することを目的とした施設ですが、排水のタイミングを遅らせて浸水被害を防ぐダムのような効果を目的とした施設があります。それが貯留施設です。

貯留施設は、公共事業として整備しますが、家庭で雨水を一時的にタンクなどにためる取組も進められています。

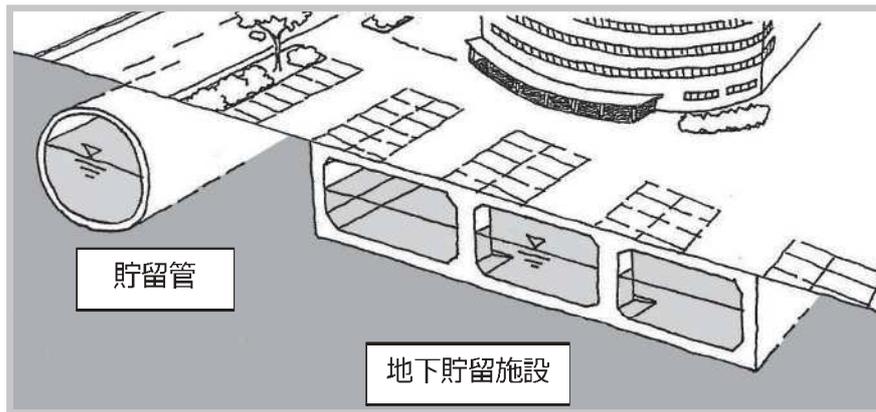


図 51-6 貯留施設のイメージ図

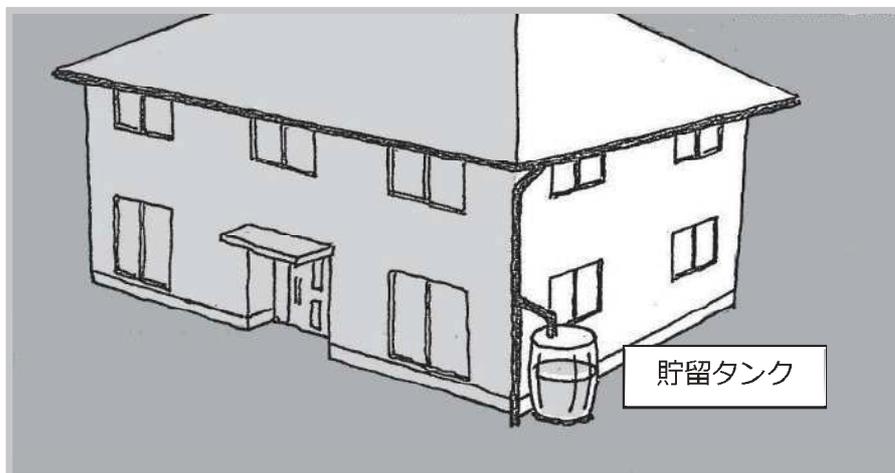


図 51-7 家庭貯留施設のイメージ図

## 資料52 合流式の雨水排水施設

一般に汚水は汚水管で、雨水は雨水管で排水する「分流式下水道」を整備しています。

古くから下水道整備をしてきた盛岡市と釜石市の市街地の一部では、汚水と雨水を同じ管きょ（合流管）で排水する「合流式下水道」が整備されています。

（合流式下水道）

1970年代前半までは、汚水と雨水を同じ管きょで排水する、合流式下水道が主流でした。そのため、現在でも大きな都市の下水道は、合流式下水道で整備された区域が残っています。

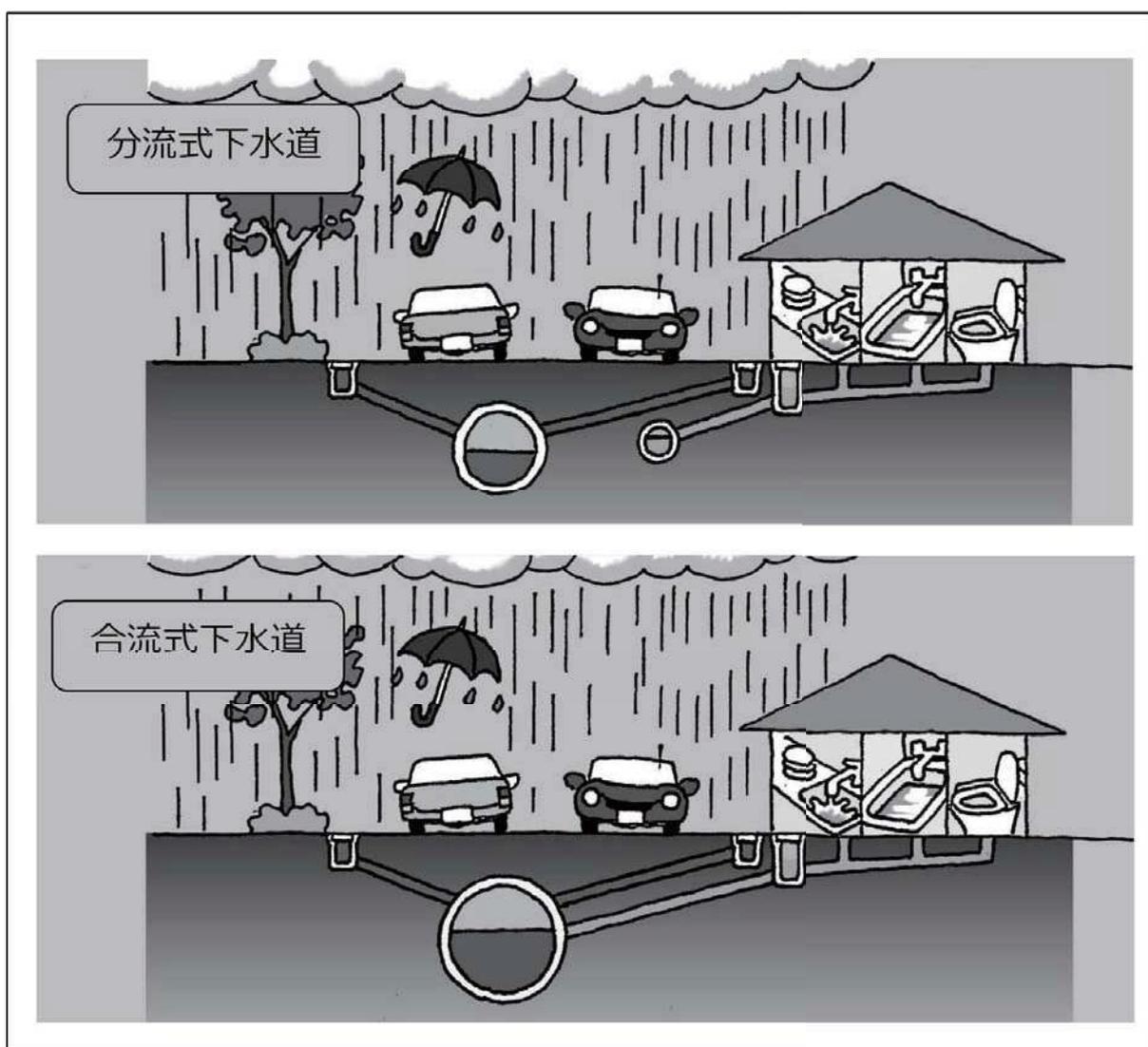


図 52-1 分流式下水道と合流式下水道

## 資料53 パブリック・コメントの結果

---

「いわて汚水処理ビジョン2017」の素案について、「いわて汚水処理ビジョン検討委員会」(第1回から第3回分)での意見交換の内容を踏まえて修正し、平成29年10月から1ヶ月間、パブリック・コメントを実施しました。

実施方法と結果は、次のとおりです。

### 1 意見の募集期間

平成29年10月23日(月)～平成29年11月22日(水)

### 2 実施方法

#### (1) 周知の方法

- ・ 県庁行政情報センター、行政情報サブセンター等への資料配架
- ・ 県公式ホームページへの資料等の掲載
- ・ 報道機関への発表
- ・ 岩手県広聴広報課からのツイッター配信

#### (2) 意見の受付方法

- ・ 郵便、持参
- ・ ファクシミリ
- ・ 電子メール

### 3 実施の結果

1名3件の意見がありました。

いただいた意見と県の回答(考え方)は次の通りです。

#### 【意見①】

生活排水処理を考えた場合、先に完成している下水道処理整備区域内の未接続問題が優先事項であり、下水道処理区域延長工事計画とは別に、下水道接続への啓蒙活動を行う新しい強い組織が必要ではないでしょうか。

#### 【県の回答(考え方)】

下水道整備の効果は、実際に接続することで現れるものと考えています。いわて汚水処理ビジョン2017(計画期間:2018年度から2025年度)では、全国的に見て遅れている汚水処理施設の整備促進を図るとともに、接続率の向上のため普及啓発活動に一層力を入れて取り組む計画としています。

**【意見②】**

合併処理浄化槽から下水道への接続は、保守点検、清掃、法定検査の3つの義務が成立しているものは、生活排水処理が完了していると考え、公共事業としては不必要ではないでしょうか。

**【県の回答（考え方）】**

汚水処理施設整備計画では、現在の人口動態を踏まえ、最適な集合処理区域（下水道及び集落排水等）を設定しています。

下水道で整備する区域に一部合併浄化槽で整備している家屋があった場合においても、原則下水道へ接続することとなります。

**【意見③】**

浄化槽の維持管理方式が市町村管理から個人管理に変更していく傾向があります。

合併処理浄化槽は、保守点検、清掃、法定検査の3つの義務が守られると恒久的な生活排水処理施設です。

個人経済事情により、場合によっては3つの義務が果たされず、粗悪な未処理の放流水が水環境を阻害してしまうのではないのでしょうか。

**【県の回答（考え方）】**

浄化槽管理者は、浄化槽法で義務付けられた保守点検、清掃、法定検査の実施等により、浄化槽の適切な維持管理を行う必要があります。

県としては、今後とも公共用水域の水質保全のため、関係機関と連携し浄化槽の適切な維持管理について助言・指導に努めていきます。

## 資料54 岩手県污水適正処理推進会議

県では、污水处理施設の整備と維持管理に関する施策を、総合的・効率的に推進することを目的として、「新・全県域污水適正処理構想」を策定した平成10年度に、県庁関係課で構成される「全県域污水適正処理推進会議」を設置しました。

平成13年度に、当時の県の振興局ごとに、振興局と管内市町村で構成される「地域污水適正処理推進協議会」を設置しました。

平成15年3月に、「全県域污水適正処理推進会議」を廃止し、県庁関係課と「地域污水適正処理推進協議会」の代表者で構成される「岩手県污水適正処理推進会議」を新たに設置しました。

平成22年4月に、「地域污水適正処理推進協議会」を廃止し、この廃止した協議会を吸収する形で、「岩手県污水適正処理推進会議」の構成を、県庁関係課、広域振興局及び市町村に改めました。

~~~~~

### 《 岩手県污水適正処理推進会議設置要領 》

#### (設置)

第1条 本会議は、県民等しく「快適で安心して暮らせる社会」の実現に向けて、県民の健康で快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質保全を図るため、污水处理施設整備及び維持管理に関する施策を総合的かつ効率的に推進することを目的として設置する。

#### (名称)

第2条 本会議は、「岩手県污水適正処理推進会議」(以下「推進会議」という。)と称する。

#### (所掌事項)

第3条 推進会議は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 污水处理県構想について
- (2) 污水处理施設整備の推進方策について
- (3) 污水处理施設整備事業間の調整について
- (4) 污水处理施設整備の進行管理について
- (5) 污水处理施設整備及び維持管理に関する施策の調査研究並びに普及・啓発について
- (6) その他必要と認められる事項について

#### (組織)

第4条 推進会議の構成員は、別表1に掲げる職にある者で組織し、会長は県土整備部長の職にある者を充てる。

なお、構成員のうち、市町村長については会長が選任する。

- 2 推進会議には、予め協議事項等を調整する機関として、別表2に掲げる職にある者で組織する幹事会を置き、幹事会の会長（以下「幹事長」という。）には、県土整備部河川港湾担当技監の職にある者を充てる。
- 3 幹事会での円滑な議事の進行を図ることを目的として、別表3に掲げる職にある者で組織する作業部会を置き、部会長には下水環境課計画担当課長の職にある者を充てる。
- 4 幹事会には、必要に応じて専門部会を置くことができる。
- 5 専門部会の運営については、幹事長が別に定める。
- 6 幹事会には、構成員の他に必要に応じて、別表4に掲げる関係機関の出席を求めることができる。

（推進会議等の招集、運営）

第5条 推進会議は、会長が招集し、主宰する。

- 2 幹事会は、幹事長が招集し、主宰する。
- 3 各部会は、部会長が招集し、主宰する。
- 4 会長に事故あるとき又は欠けた場合は、推進会議構成員又は幹事会構成員のうちから、予め会長が指名した者がその事務を代理する。
- 5 推進会議等の構成員（会長を除く）がやむを得ない理由により出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。
- 6 第3条第1項第1号以外の所掌事項で、会長が認める事項については幹事会での協議をもって推進会議における協議とすることができる。この場合において、幹事長は当該事項の協議結果を会長に報告するものとする。
- 7 推進会議等には構成員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

（庶務）

第6条 推進会議等の庶務は、県土整備部下水環境課において処理する。

（補則）

第7条 この要領に定めるもののほか、推進会議等の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成15年3月7日から施行する。
- 2 平成10年5月25日に設置した「全県域汚水適正処理推進協議会」は廃止する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

**別表1（推進会議構成員）**

| 県庁関係部、広域振興局                                                | 市 町 村                |
|------------------------------------------------------------|----------------------|
| 県土整備部長（会長）<br>環境生活部資源循環推進課総括課長<br>農林水産部漁港漁村課総括課長<br>広域振興局長 | 市町村長（各広域振興圏から2名、計8名） |

**別表2（幹事会構成員）**

| 県庁関係部、広域振興局                                                                                                         | 市 町 村    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 県土整備部河川港湾担当技監（幹事長）<br>市町村課総括課長<br>環境保全課総括課長<br>資源循環推進課担当課長<br>漁港漁村課担当課長<br>下水環境課総括課長<br>北上川上流流域下水道事務所長<br>広域振興局土木部長 | 市町村担当部課長 |

**別表3（作業部会構成員）**

| 県庁関係部、広域振興局                                                                                                                                    | 市 町 村    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 下水環境課計画担当課長（部会長）<br>市町村課課員（地方債担当）<br>環境保全課課員（環境調整担当）<br>資源循環推進課課員（資源循環担当）<br>漁港漁村課課員（整備担当）<br>下水環境課課員（事業担当）<br>北上川上流流域下水道事務所所員<br>広域振興局土木部企画担当 | 市町村担当課課員 |

**別表4（関係機関：オブザーバー）**

| 関 係 機 関                                            |  |
|----------------------------------------------------|--|
| 公益財団法人岩手県下水道公社<br>岩手県土地改良事業団体連合会<br>公益社団法人岩手県浄化槽協会 |  |

## 資料55 いわて汚水処理ビジョン検討委員会

県構想「いわて汚水適正処理ビジョン2017」の策定にあたり、専門家や地域での活動家などから構成される第三者委員会「いわて汚水処理ビジョン検討委員会」を設立しました。

検討委員会の設立目的は、次期ビジョン案について、中長期的な視点から検討し提言をすることです。

検討委員会は、2017年度に4回会議を開催し検討を行いました。

会議の内容については、「資料 56 いわて汚水処理ビジョン検討委員会議事録」に記載しています。

検討委員会の委員は、次のとおりです。

| 氏 名          | 現在の所属、専門                 | 備 考                   |
|--------------|--------------------------|-----------------------|
| 伊藤 歩         | 岩手大学工学部准教授<br>環境衛生・水環境   | 委員長                   |
| 工藤 桂         | 中小企業診断士<br>会計            |                       |
| 栗田 但馬        | 岩手県立大学総合政策学部准教授<br>地方財政  |                       |
| 鈴木 美感子       | 一関市水道事業経営審議会委員<br>公営企業経営 |                       |
| 藤井 敬芳・ 伊藤 伸二 | 盛岡市上下水道部長<br>行政          | 第1回は藤井委員<br>第2回から伊藤委員 |
| 森川 則子        | カシオペア環境研究会顧問<br>環境・地域    |                       |

(五十音順、敬称略)

## いわて汚水処理ビジョン検討委員会規約

### (目 的)

第1条 本委員会は、「いわて汚水適正処理ビジョン2010」に続く次期計画を策定するにあたり、将来の地域像を見据えたうえで、地域の実情に合った整備や維持管理等について、中長期的な視点から検討し、提言することを目的とする。

### (名 称)

第2条 本委員会は、「いわて汚水処理ビジョン検討委員会」(以下「検討委員会」という。)と称する。

### (組 織)

第3条 検討委員会の構成員は、別表1に掲げる委員によって構成する。

### (委員長)

第4条 検討委員会に委員長を置き、委員が互選する。  
2 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。

### (会 議)

第5条 検討委員会は、委員長が必要と認めたとき、または委員等から開催要請があった場合、委員長が召集する。  
2 検討委員会には、構成員の他、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

### (庶 務)

第6条 検討委員会の庶務は、県土整備部下水環境課において処理する。

### (補 則)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、委員長がこれを定める。

### 附 則

- 1 この規約は、平成29年3月9日から施行する。
- 2 この規約は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

## 資料56 いわて汚水処理ビジョン検討委員会議事録

---

いわて汚水処理ビジョン検討委員会は、2017年度に次のとおり4回の会議を開催しました。

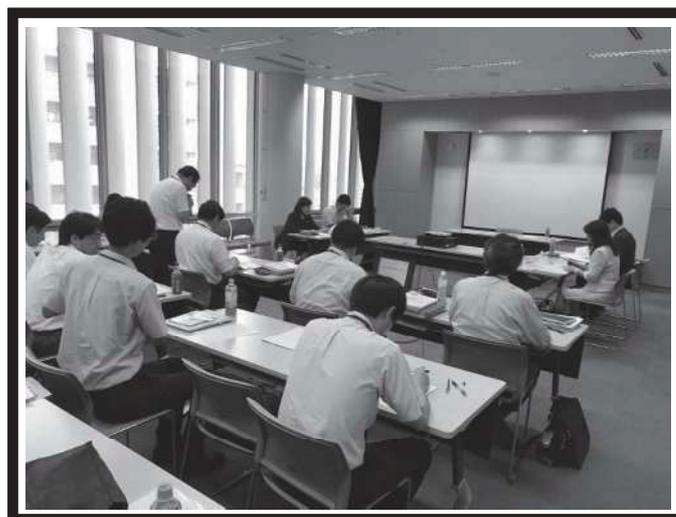
2017年 3月27日（月） 第1回検討委員会

2017年 7月24日（月） 第2回検討委員会

2017年 9月11日（月） 第3回検討委員会

2017年11月30日（木） 第4回検討委員会

これらの検討委員会での検討内容は、次ページ以降の議事録をご覧ください。



次ページから議事録を記載

## 第1回いわて汚水処理ビジョン検討委員会の会議結果

2017年3月26日

- 1 開催した会議の名称  
第1回いわて汚水処理ビジョン検討委員会
- 2 開催した日時  
平成29年3月26日(月) 13:30~15:30
- 3 開催場所  
マリオス18階 184-185会議室
- 4 出席委員  
伊藤歩委員長、工藤桂委員、栗田但馬委員、鈴木美感子委員、森川則子委員  
(6名中5名出席)
- 5 委員会議題等
  - (1) 議 題
    - ア 次期県構想策定の趣旨
    - イ 現行ビジョンとこれまでの取組状況について
    - ウ 社会情勢の変化について
    - エ ビジョン検討委員会の年間スケジュールについて
    - オ その他
  - (2) 会議資料
    - 資料No.1 いわて汚水処理ビジョン検討委員会規約
    - 資料No.2 説明資料
    - 資料No.3 検討委員会の年間スケジュール
- 6 傍聴人数  
報道 1社

## ■ 検討委員からの主な質問、意見は次のとおり

### ○次期県構想策定の主旨と現行ビジョンとこれまでの取組状況について

委員

- ・人口減少や割合という言葉が出てくる、岩手県では“人口“よりも世帯を考慮した見方のほうが良いのではないか？

事務局

- ・全体的では人口普及率という見方をしているが、市町村の汚水処理施設整備の具体の検討では、家屋単位で検討を行っている。収入に関しては、一人当たりの水量という指標があり、そのような見方をしている。

委員

- ・P14の表で県北の接続率が40%台となっている。下水管の整備を進めているうえでの接続率か？整備を進めて広がった分も含まれているのか？

事務局

- ・新しく広がった部分も含めた接続率となっている。

委員

- ・整備率と接続率の説明をお願いしたい。

事務局

- ・整備率は行政人口に対する整備した人口の割合で、接続率は整備した人口に対する下水道に接続した人口の割合である。水洗化率は下水道に繋いでいる人が分子で、分母が行政人口としている場合が多いと思われる。

委員

- ・P14は実際整備された人口が増えているが、接続率としては一定の値となっているという理解でよいか？

事務局

- ・そのとおり。

委員

- ・P25 内水ハザードマップの公表では市町村において内水ハザードマップとして公表しているのか？これは、義務的（根拠法等があるか）に公表しているのか県の目標値として公表しているのか？

事務局

- ・ハザードマップとして公表しているのは盛岡市の三本柳地区のみ、ほかの区域は河川の洪水ハザードマップに重ね書きしている状況である。昨今は下水道サイドと河川サイドが共同で対応することが求められている。

委員

- ・盛岡市だけの公表であるか？

事務局

- ・県では過去に浸水した区域を対象にしている。

委員

- ・割合を示す対象として、地区数が良いのか、市町村単位の割合とするのか？公表値の見方を検討すべき。

事務局

- ・盛岡市はそのほかの地区は洪水ハザードマップに重ねている。下水道が受け持つ浸水対策は区域の一部である。農村地区は下水道では対応していない。

委員

- ・今回のビジョン見直しで雨水対策を考慮する場合は、ハザードマップ策定が必要な市町村を明確にして、どのような対策となっているかを示してもらいたい。

委員

- ・P14 で県北の接続率が相当低く割合が一定している。整備をしているけど一定ということはどういう状況か？

事務局

- ・高齢化世帯が多い、接続には費用が掛かるため、年金暮らしの世帯ではつらい。農家では肥料として利用していることもあるかもしれない？市町村へのアンケートによれば接続の費用（個人負担）が掛かるため伸びないとのこと。

委員

- ・県北では高齢者世帯が多く経済的に収入が少ないことが理由のような感がある。高齢者が従来のトイレの利用に対して不満が無ければ、費用を負担して接続することも無い。水洗化への理解不足の部分もある、改造しても将来どれだけ使うか？また、そのような方への理解を深めるための自治体職員も少ないのではないか？
- ・震災の影響もある沿岸部に比べて低いのでどうかと思ったが、地域の事情もあることが分かった。
- ・補足として、し尿はし尿処理場で処理している、問題は雑排水が未処理で放流されていることである。

## ○社会情勢の変化について

委員

- ・P35 ストMの現状とはいつぐらいまでのことか？どのぐらいの期間で策定するイメージか。

事務局

- ・長寿命化計画は5年スパン程度で進めている、現状では市町村の状況により着手しているところもあれば、そうでないところもある。ストMは今後の状況による。

委員

- ・今年度がストMの最初の年という認識でよいか？

事務局

- ・そうです。

委員

- ・今回のビジョンではどこまで踏み込むことになるか？

事務局

- ・次回の委員会で方針を示したい。

委員

- ・P44 の熱利用に関して、道路のアイスバーンへの対応として、下水熱の利用も考えているのか？岩手県でも道路関係部局とも強調して考えていかなければならないが、何か具体の動きはあるか？

事務局

- ・関連部局との調整はまだ。仙台市の事例はまだ新技術であり、岩手県では着手できていない。熱利用は配管の問題もある。中川ポンプ場の熱利用はマリオスや朝日放送で利用しているが、建設の際からその配管が考慮されていた。これからの技術である。

委員

- ・ポテンシャル調査はやっているか？

事務局

- ・県内でどこかでやっていたはずだが、次回委員会で報告します。

## ○ビジョン検討委員会の年間スケジュールについて

委員

- ・具体の手順について、前回は素案をもらっての検討であったが、今回はどのような形になるか？

事務局

- ・今回は並行作業で進める予定である、次回委員会では事前に資料を配布するようにしたい。構成は前ビジョンと同様と考えているが、現在検討中である。

委員

- ・耐震や防災関連について、次回ビジョンには含まれないか？

事務局

- ・次回委員会の宿題とさせていただきたい。

委員

- ・汚水処理ビジョンの中に、地域に対する説明というかアピールのようなものは入っているか。県のホームページには出前講座のことが書いてある、子供たちへの説明などをビジョンに含めるのかどうか、私は含めるほうが良いと考えている。国土交通省のホームページにあるような低学年向きの説明の活動を取り入れることができないか。

事務局

- ・啓蒙啓発活動については、県としても力を入れているところである。出前講座の回数は増え

ている。ビジョンの位置づけでは情報公開と住民参画に含まれているが、汚水処理の普及促進にも効果があると思われる、現ビジョンでの位置づけが微妙であり、次回では明確にした  
い。



## 第2回いわて汚水処理ビジョン検討委員会の会議結果

2017年7月24日

- 1 開催した会議の名称  
第2回汚水処理ビジョン検討委員会
- 2 開催した日時  
平成29年7月24日（月） 13:30～15:30
- 3 開催場所  
アイーナ 8階 802会議室
- 4 出席委員  
伊藤歩委員長、工藤桂委員、栗田但馬委員、森川則子委員  
(6名中4名出席)
- 5 委員会議題等  
(1) 議 題  
ア 第1回委員会での質疑に対する回答  
イ ビジョンの理念について  
ウ ビジョンの構成について  
エ ビジョンにおける汚水処理施設整備の方針について  
オ その他  
  
(2) 会議資料  
○資料1 第1回委員会での質疑に対する回答  
○資料2 説明資料  
○資料3 検討委員会の開催予定
- 6 傍聴人数  
なし

## ■ 検討委員からの主な質問、意見は次のとおり

### ○第1回委員会での質疑に対する回答

特に意見等なし

### ○ビジョンの理念について

委員

- ・「いわて」をひらがなで表記しているのが、岩手のイメージを含めればよいと思うが、そのような考えがあるか？「1.」の理念に「いわての豊かな自然」などのように加えるというのはいかがでしょうか？

事務局

- ・構想が「いわて汚水処理ビジョン」と「いわて」が既に入っており、ここには特に入れなかったが委員の皆さんに考えて頂ければ。

委員

- ・「いわて」の思いが入っているようであれば特に変更なしで了解。

委員

- ・「4. 持続可能な汚水処理の運営」で、運営と経営の意味合いをどのようにとらえているか？

事務局

- ・国からの文言を踏まえ今回見直した。

委員

- ・運営と経営はニュアンスが異なり、県民のとらえ方が変わると思われる（経営の方がより積極性を感じる）。最終的にそれらを考慮して決定してほしい。

事務局

- ・県としては経営を重視していきたいと考えている。

委員

- ・この場では経営に変えていくという考えでまとめるが、再度検討いただきたい。

### ○ビジョンの構成について

委員

- ・1～3で項目立てとするのは？

事務局

- ・1は汚水処理の整備状況や方針（10年概成）、早期整備の目標を、3については、長期的な汚水処理施設の経営が重要ととらえとりまとめる内容とし、基本理念の「持続可能な汚水処理の運営」が、こちらでの章立て記載内容として盛り込むことを考えている。
- ・1は普及率、3は施設の維持管理も含めた見通しをまとめるイメージかと思う。

## ○ビジョンにおける汚水処理施設整備の方針について

委員

- ・P20 の個別処理の対象となる行政人口 287,879 人の方は、どのような地域（山間部等？）に居住しているか、また世帯構成など把握をしているか？

事務局

- ・現状では把握できていない。

委員

- ・個別処理の対象となる世帯にアンケートなどは取っていないか？

事務局

- ・個別には取っていない。県としては浄化槽の整備が進んでいない（各戸で整備がされない）背景を探っていかなければならないと考えている。

委員

- ・これから取り組むということですね。

委員

- ・整備方針として汚水処理整備に関しては、今回のビジョンの前段にあたる部分であるということではよいか？

事務局

- ・そのとおり。今回は「1. 汚水処理施設の整備」の方針を説明した。

委員

- ・前回も今回と同様に1項目だけの提示であったのか？

事務局

- ・今回はビジョン策定中であり、次回にはすべてを提示する予定である。

委員

- ・個別地区の居住状況を聞いたのは、P29 に示される施策を照らし合わせると、市町村の職員が訪問するなどしたほうが、普及促進に寄与できるのではないか？

事務局

- ・民間委託をする場合でも、住民の方に違和感のないような方策をとっていきたい。

委員

- ・浄化槽設置の際には、P15 のように個人と市町村設置型があるが、これは市町村が独自に決めるのか？個人にとっては負担が少ないほうがよい、未整備人口が多い一関市や、北上市ではできないのか？
- ・普及率を上げていく目的は、水環境や生活環境を良くするためである。水環境の状況なども整備促進と絡めて表現されればよいのではないか？

事務局

- ・個人、市町村設置型両方をやっているところもあるが、一関市や北上市は個人負担しかやっ

ていない。各市町村では個人負担でも補助を上乗せしている場合もある。一関市は上乗せを行い積極的に整備を進めている。

- ・未処理下水が河川に流れている状況であり、水環境の状況も絡めて普及啓発に努めていきたいと考えている。

#### 委員

- ・個人設置について詳しく教えてほしい、整備は新築や改築のタイミングであるとのことであるが、そのようなことがない限り整備できないのか？
- ・浄化槽は一番小さいものが5人槽なのか？
- ・P27の市町村APの合算であるが、地域別の集計などがあれば傾向がわかるのではないかと、もう少し分析した結果があればよい。また、市町村設置型のH29～H31は他の年度に比べ少し高くなっているが、これはどうしてか？

#### 事務局

- ・今の状況では住民からの要望を待つしかない、今後は積極的に広報活動を行い、浄化槽の整備をお願いしていきたいと考えている。
- ・最小の浄化槽は5人槽となる。分析については次回に説明する。

#### 委員

- ・今回は一つ目の方針だけであるので良くわからないが、全体の中では普及啓発がメインになるかと思われる。全体としては次世代への投資が必要であり、浄化槽の整備などに繋がるような、理念についてトータル的な観点からの視点が欲しい。
- ・ビジョンとしてどのようなことを求めていくかを示すということである。

#### 委員

- ・一関市の未処理人口が多いが、集合処理でも費用効果的にはトントンとなるところはないのか？
- ・P28で浄化槽のケースについては、委員としては持ち帰って今後の議論で決定していくということによいのか。

#### 事務局

- ・一関市で新たな集合処理として考えているところはない、今回の計画では集合処理施設の集約を考えている。
- ・ケースについて、県としては極力全国の状況を踏まえ単に市町村から上がってきたものを採用するのではなく、普及率の設定値を意見いただきたい。

#### 委員

- ・実現可能な見通しとして参考資料等をつけていただきたい。
- ・最終的な目標を高くしたいというが、P27のように各年度の整備をどのようにしていきたいと考えているかも示してもらえるとありがたい。

#### 事務局

- ・次回の委員会で示します。



### 第3回いわて汚水処理ビジョン検討委員会の会議結果

2017年9月11日

- 1 開催した会議の名称  
第3回いわて汚水処理ビジョン検討委員会
- 2 開催した日時  
平成29年9月11日（月） 13:30～16:30
- 3 開催場所  
マリオス18階 187会議室
- 4 出席委員  
伊藤歩委員長、工藤桂委員、栗田但馬委員、鈴木美感子委員、森川則子委員  
(6名中5名出席)
- 5 委員会議題等
  - (1) 議 題
    - ア 汚水処理施設の整備について
    - イ 資源エネルギーの利活用について
    - ウ 汚水処理施設の運営について
      - ①汚水処理施設の経営
      - ②維持管理
      - ③災害対策
    - エ 雨水対策について
    - オ 広報活動・普及啓発について
    - オ その他
  - (2) 会議資料
    - 資料1 いわて汚水処理ビジョン2017（仮）素案
- 6 傍聴人数  
報道 2社

## ■ 検討委員からの主な質問、意見は次のとおり

### ○汚水処理施設の整備について

委員

- ・P18 のグラフの凡例について、図と同じ順序で表記したほうがわかりやすい。その下の文章、下から 5 行目以降については、数値がどこからきているか分からなく読みにくい。P19 の「コミプラ」の意味が分からないので説明を加えてほしい。P20 の出典は地方公営企業年鑑だが、数値は岩手県のものか？P21 浄化槽の設置基数は累積か単年度か。

事務局

- ・P18 は表記を改める。用語については別途資料で用語集を作成する。P20 は岩手県と表記する。P21 にもコメントを追記する、グラフは単年度のもの。

委員

- ・P19 計画に関して一か所減としているが、計画と実績の間に減った理由のコメントを追記してはどうか。

事務局

- ・P46 にも同様の説明を行っているが、P19 にもコメントを追記する。

委員

- ・P21 の浄化槽設置基数において、復興交付金による整備基数は将来的にどのように扱えばよいか？事務局としてはどのように考えているか。

事務局

- ・復興交付金については浄化槽整備としては同じであり、予算上の配分としては被災者へ手厚く配分しているものであり、今後は徐々に減るがその分個人設置や市町村設置に代わっていくと考えている。

委員

- ・第 2 回の資料も確認。3 ケースについての意見

委員

- ・普及率だけ見ると高い数値にするほうが理想であるが、一関市が低い状況であり、合併して上水道の普及率も低いような状況である。そのような中で高い数値を求めるだけではなく無理のないところで数値を出せばよいのではないか。
- ・過去の数値は非常に頑張ってきた数値であると思われる、過去の数値によるのは難しいのではないかと思われる。岩手県が全国的に遅れているのは色々な事情があるためであり、岩手県らしさのところで、高い数値を求めるものではなく住民のことも考慮して現実的な数値でよいのではないか。
- ・各ケースについて事務局から補足の説明をお願いできないか？ケース 1 は実現可能、ケース 2 は頑張れば実現可能との説明を受けたが。

事務局

- ・事務局の見解は、ケース 1 は予算の面から復興交付金の問題もあるが、何とか実現できると

考えている、評価は◎。ケース2は過去の実績からも実現が可能と考えており評価は○。ケース3はなかなか難しいと思われるが努力目標として示すことも大事かと考えている評価は△。

- ・予算の面から考えると、市町村の持ち出しは増えるが予算上の制約にはならないと考えている。

委員

- ・国の補助が続くという面では大丈夫か？

事務局

- ・集合処理にかける分は今後、維持の費用も必要となる。

委員

- ・人口減少は世帯という指標が見えないが、これはどのように理解すればよいか。

事務局

- ・世帯の減少する統計が得られていない、人口は減少するが世帯は増加しており世帯を指標とするには難しい。

委員

- ・一関市が頑張ればよいというのはあくまでもイメージである。
- ・今回の配布資料は集合と個別に分けてあるが、前回配布資料は全体の汚水処理普及率となっていた、前回のように全体の目標とすればよいのではないか。

事務局

- ・県としては分けて表記するより全体での管理のほうが、予算上も運用しやすいので全体での目標値とさせていただく。

委員

- ・委員会としてケース2を目標として進めていくこととします。

## ○資源エネルギーの利活用について

委員

- ・P33の利用は流域下水道によるものであると思うが、公共下水道でも利用はないのか？

事務局

- ・共同処理処分の宮古地域で行っているもので、公共のものである。汚泥の有効利用（エネルギー利用）は公共では汚泥量が少なくまだ実績がない。

委員

- ・目標としては流域だけではなく県全体のものか。

事務局

- ・県全体の目標像として考えている。

委員

- ・P41 し尿処理施設で発生する汚泥が5割程度に減少すると記載されているが、説明をお願いしたい。

事務局

- ・集合処理が進めばし尿処理施設の汚泥量が減少する。

事務局

- ・県全体の量が5割に減るのではなく、し尿処理施設の汚泥が減少するという意味で、文章をわかりやすく修正する。

## ○汚水処理施設の運営について（①汚水処理施設の経営）

委員

- ・運営と経営の使い分けについて、今回の説明で了解しました。
- ・P58 の H52 までにとあるが、もっと早く統合をすることができないのか？今の時点で統合するほうが良いとわかっているのであれば早いほうが良いのではないのか？

事務局

- ・維持管理費は低減できるが、接続するための施設を建設するための費用が掛かるため、予算上のバランスを考慮して決めている。

委員

- ・もう少し早くすることはできないのか？

事務局

- ・市町村での検討は長い視点で検討しており、このような数値となっている。
- ・投資にかかる費用が掛かるとの説明を記載すればよいのではないのか。
- ・P48 の図のイメージはわかりやすいが、「収入」と「支出」のイメージであるが言葉もあればよいのではないのか。またその説明文もわかりにくいので、カッコや表記を工夫すべき（小数点の処理など）。P50 は差があるとあるが、その差があるのかどうかわかりにくい。P57 の解説文2段目に主語があればわかりやすい。

事務局

- ・「収入」、「支出」を追記する。また、説明文も修正を行う。P50 は差分の説明を加える。P57 については主語の部分をつけ加える。

委員

- ・P15 の経営者というところにも主語を入れてほしい。
- ・P50 のグラフのレンジを合わせたほうが良い。

## ○汚水処理施設の運営について（②維持管理）

委員

- ・「管渠」と「管きょ」の表記方法を統一したほうが良い。P63 の左上の流域下水道幹線の意味合いは？。P68 の事前提出資料には記載があった内容が前項に記載されていたので、その説明を追記して欲しい。

事務局

- ・P63 は県が整備した幹線の整備年数を表記している、説明を追記する。
- ・管きょは、ひらがなで表記するように統一する。処理場の統廃合については、ストックマネジメントよりは経営の方が良いと判断していただきたい。

委員

- ・P63 は図の色合いで分かりにくい部分があるので修正してほしい。

### ○汚水処理施設の運営について（③災害対策）

委 員

- ・P76 説明書き下から3行目の「最低限の機能」について、経営者と利用者の認識のずれがあると考えられるので事例を追記して欲しい。

事務局

- ・追記します。

委 員

- ・P70 の岩手県の 100% という意味は？

事務局

- ・県計・全体という意味ではなく岩手県で整備した施設に対する率を示している。

委 員

- ・耐震診断した結果、対策を行った施設の割合もわかれば示してほしい。

事務局

- ・わかる範囲で提示します。

委 員

- ・BCP で津波という文言が出てくる。その前には津波について表記されていないので、追記をお願いしたい。

事務局

- ・地震+津波という視点で追記をしたい。

### ○雨水対策について

委 員

- ・P80 下の円グラフに（）で市町村数を入れたほうがわかりやすい。P82 と 83 の西暦と平成の表記が混在しているので統一してほしい。

事務局

- ・P80 には市町村数を追記する、分かりやすいように（）書きなどで表記する。西暦と平成の表記については、資料全般について併記する。

委 員

- ・P82 黄色で書かれているところは、雨水排水整備率が高いということでしょうか？ P88 の 1,000ha は何に対しての 1,000ha か？

事務局

- ・P82 についてはその通り。P88 は図表を加えわかりやすく表記する。

### ○広報活動・普及啓発について

委 員

- ・HP に教育者の方が使えるような資料があればよいのでは？ 青森県では県境の産廃問題について子供向けの HP が作成されているので、参考にされてはどうか。

事務局

- ・種々新たなことに取り組んでいきたいので参考とさせていただく。

委員

- ・普及者の育成に取り組んではどうか（高齢者の方にも協力していただくなど）。

事務局

- ・子供だけでなく大人の方にも理解していただく必要があるので、今後検討したい。

委員

- ・将来の料金改定なども控えているので、若い職員の方の感覚も駆使して、普及啓発について取り組んでいただきたい。県民に寄り添う形の踏み込んだ文言も盛り込んでみてはどうか。
- ・P92 の表に関して、事前資料に比べ年度別の資料となり分かりやすくなった。し尿処理が浄化槽に移行していくことのPRを収集業者の方にも協力してもらえばよいのではないかと。雑排水の処理の必要性を大人も含めて取り組めるようになれば良いのではないかと。

事務局

- ・下水の目的には公共用水域の水質保全を担っているのであるが、その部分を県民の方の理解が少ないのではないかと感じたので、その面でもPRしていきたい。

委員長

- ・P92 のグラフに右のレンジに「受講人数」を加えることとしましょう。

## ○全体に関して

委員

- ・今回ケース2を目指すこととなるが、非常に厳しい数値である。この達成についてより具体的な方策を検討し、盛り込んでいただきたい。パブコメでは中身がわかるように改善していただきたい。
- ・理念の部分に「いわて」としての独自のものがあればよいと思う。
- ・県民の方が汚水処理に取り組めるような文言を盛り込んでいただきたい。
- ・水質のグラフを見るとこれまでの整備の成果がわかるので、このようなこれまでの成果を盛り込むことも考えていただければ。

事務局

- ・資料編で盛り込みたい。



## 第4回いわて汚水処理ビジョン検討委員会の会議結果

2017年11月30日

- 1 開催した会議の名称  
第4回いわて汚水処理ビジョン検討委員会
- 2 開催した日時  
平成29年11月30日（木） 10:15～11:45
- 3 開催場所  
マリオス 188会議室
- 4 出席委員  
伊藤歩委員長、工藤桂委員、栗田但馬委員、鈴木美感子委員、森川則子委員、伊藤伸二委員  
(6名全員出席)
- 5 委員会議題等  
(1) 議 題  
ア パブリック・コメントの実施結果について  
資料2を用いてパブリック・コメントの実施期間や周知方法、意見受付方法及びその結果について事務局から説明、報告を行い、これについて質疑が行われた。  
パブリック・コメントを実施した結果、1名から電子メールにて意見が寄せられた。  
イ ビジョン検討委員会からの提言について  
委員会からの提言内容について議論が行われた。  
ウ その他  
提言書の修正案はメールにて配布する。  
12月に提言書手交式を行うことになった。  
  
(2) 会議資料  
○資料1 パブリック・コメントの実施結果について  
○資料2 ビジョン検討委員会からの提言について
- 6 傍聴人数  
1社

### ■ 検討委員からの主な質問、意見は次のとおり

#### ○パブリック・コメントの実施結果について（素案の修正部分への質問）

委員長

- ・CO<sub>2</sub>削減に関して、現状のエネルギーの使用量をCO<sub>2</sub>に換算したものと、将来どの程度削減が可能かを資料編に追記できないか？

事務局

- ・算定のための資料の有無を確認して対応を検討したい。

### ○パブリック・コメントの実施結果について（パブリックコメントに対する質問）

委員

- ・三つ目の質問に対して、浄化槽の管理方式を公設管理から個人管理に移っているとの意見があるが、盛岡市では公設管理をやめている。盛岡市では管理面を考慮し、浄化槽は個人の資産であるとの認識により公設管理の浄化槽整備事業を廃止した。その代わりに盛岡市では補助率を4割から7割へアップして浄化槽整備を促進している。管理についても盛岡市では個人で適正に行って頂きたいと考えている。
- ・一つ目の質問に対して、公共下水道のみ接続の問題について、下水道の整備に当たっては各戸への同意書をもって進めているが、なかなか整備が進んでいない状況である。

委員

- ・三つ目の質問に対して、経済的に整備が難しい世帯への普及は、県の対応は関係機関との協議調整としているが、具体の対策で言えることはないか。

事務局

- ・管理に対しては下水道であっても使用料をもらっている、管理は経済的理由があっても一定の負担をもらうのはやむを得ないと思われる。接続への負担に対して、別途社会保障としての対応も考えられる。

事務局

- ・普及率が低ければ関心もあり意見も出やすいと考えるが、普及率70%を越える現状からも、下水道が整備されていることがあたりまえとなってきた、あるいは整備が進んできた証ではないかと考えている。
- ・県内の浄化槽の点検率は9割を超え、高くなっている。今後も点検率等を注視して割合が低くなってくることがあれば、原因をモニタリングしていくなども1つの方法と考えている。

### ○ビジョン検討委員会からの提言について（冒頭部）

委員

- ・いわてらしさを表現してもらってよい文章となっている。一行目の「いま」をひらがなにしたい意図はあるのでしょうか？

事務局

- ・特にない。

委員

- ・ひらがなのほうが柔らかい感じがします。

### ○ビジョン検討委員会からの提言について（汚水処理施設の整備について）

委員

- ・「汚水処理施設は」のあとの句点を無くしたほうが良いのでは。

事務局

- ・無くすことで了解。

### ○ビジョン検討委員会からの提言について（資源の利活用）

委員

- ・最後から二行目の二酸化炭素は、CO<sub>2</sub>という表記に統一してはどうか。

委員長

- ・CO<sub>2</sub>とする。

委員

- ・一行目の「～汚泥は」は、「は」とするか「を」とするかで表現が変わってくる。

事務局

- ・「を」のほうが表現としては正しいのではないか。

委員長

- ・それ以降の表現も含め、委員長の方で修正を加える。

### ○ビジョン検討委員会からの提言について（汚水処理施設の運営について）

委員

- ・最後から二行目の最低限の機能について、具体的な機能を加えてはいかがか。

委員長

- ・事務局の方で加える。

委員

- ・施設の統廃合、広域化に関して、協議会からの意見が反映されているが、委員会であまり議論している事項ではなく、いきなり重要なテーマが入っているので取り扱いを県で整理されてはどうか。

事務局

- ・記載内容については委員長と協議して決めたい。

委員

- ・ここに含めた意図を説明していただけないか。

事務局

- ・国からの要請もあるが、施設面での広域化共同化についてはハード面、ソフト面と色々とあり、選択肢の総称として捉えて頂きたい。昨今の状況を踏まえ協議会からの意見として挙げたものである。

委員長

- ・これまでの資料の中にも広域化については触れられてきた部分がある。

委員

- ・コスト削減が目標ではなく、持続可能な運営が目標であると思うので、これを前面に出して、効率化を含めた文章とすればよいではないか。

委員

- ・効率化というのは組織としての効率化も含まれるのか。

委員長

- ・そのような考えであると思います。

委員

- ・組織を超えた取り組みをイメージさせるような文言を入れてはどうか。

委員

- ・資料の方の表現は協議会でこのような表現として記載するようになっていたか。また、その表現方法も含めて検討をすべきではないか。

事務局

- ・協議会では広域化・共同化の表現までは指定されていない、文言を含めるべきとの意見であった。資料の4項目の「費用低減のため」といった表現は修正したい。

委員

- ・ある程度の規模がなければ健全な運営は難しいと考えているので統合は必要と考えている。ただし、単に広域化が良いわけではないので「効率的」を表現して示していく必要がある。

委員

- ・広域化や共同化などの取り組みに関して、県がどのように主体となっていこうと考えているかが大事である。

事務局

- ・県への要望も大きい、資料に示すように事例もある。県だけで取り組んでいることも難しいので、市町村と共同で取り組んでいきたい。

委員長

- ・提言は県への要望となるので、これまでの市町村が置かれている背景も示したうえで提言をまとめたほうが良いかと思う。

委員

- ・岩手の置かれている状況に合わせた内容を示して、広域化や統合化が必要であることを伝えるように示して欲しい。

委員長

- ・文章を再考して委員の皆さんに提示したい。

#### 〇ビジョン検討委員会からの提言について（雨水対策について）

委員

- ・「浸水被害のある地域」とは、浸水のあった地域と想定地域のことか？

委員長

- ・任意の地域ではなく、過去に浸水被害のあった地域であり、表現を修正する。

#### 〇ビジョン検討委員会からの提言について（広報活動・普及啓発について）

委員

- ・広報のことについて増えていることを評価したい。浄化槽の普及啓発活動について個人に対しての取り組みを具体的に示すほうがよい。

事務局

- ・もう一步踏み込んだ内容としたい。

委員長

- ・修正事項の確認。最終的に取りまとめて委員の皆さんに提示したい。

### ○その他（検討委員会）

委員

- ・資料に用語集がついているので、良かった。表記はあいうえお順やページを追記するなど工夫してはどうか。

事務局

- ・そのように対応します。



「いわて汚水処理ビジョン2017」の策定に関する

提 言 書

平成 29 年 12 月 18 日

岩手県知事 達増 拓也 様

いわて汚水処理ビジョン検討委員会  
委員長 伊藤 歩

岩手県には、宮沢賢治が心の中に描いた「イーハトーブ」がいまも自然の中に息づいています。イーハトーブは、木々や土、水と心を通じ、空や風と語り、あらゆる生き物の営みに“小宇宙＝岩手そのもの”を見出したものです。このような岩手の豊かな環境を守り継ぐために汚水処理は重要なものです。

いわて汚水処理ビジョン検討委員会は、岩手県が策定を進めている「いわて汚水処理ビジョン2017」に関して、その素案をもとに検討を行った結果、以下のとおり提言します。

**1 汚水処理施設の整備について**

汚水処理施設は県民が快適で豊かに暮らせる生活環境を実現するうえで必要不可欠であるため、汚水処理施設の早期整備に努めること。

また、汚水処理施設の整備にあたっては、将来の人口や社会情勢の変化を捉え、地域の実情を踏まえた整備手法を選定し、効率的な整備促進を図ること。

**2 資源・エネルギーの利活用について**

汚水処理で発生する汚泥を建設資材や緑農地などに有効利用するとともに、技術開発や社会経済情勢の変化などを踏まえ、新たに汚泥からのリン回収や汚泥の固形燃料化などを推進すること。

汚泥以外の資源として下水熱、消化ガス発電、小水力発電などについても、その有効利用を推進することにより、発電に必要な化石燃料を低減させ、CO<sub>2</sub>発生抑制に努めること。

**3 汚水処理施設の運営について**

今後、人口減少に伴い汚水処理の料金収入が減少するとともに、汚水処理施設の老朽化に伴う大規模な改築・更新時期を迎える。

経営については、汚水処理施設の効率的かつ持続可能な運営のために、下水や集落排水施設などの分野によらず統廃合を積極的に進めるとともに、最新の情報通信技術などを活用して市町村の垣根を越えた広域的な維持管理の共同化を目指し、汚水処理事業の健全な経営に努めること。また、経営状況については、将来の見通しを明らかにし、積極的に地域住民に公開すること。

維持管理については、計画的な点検・調査を実施し、効率的な対策を講じること。

災害対策については、東日本大震災による被災経験を踏まえ、重要施設の確実な耐震化を図ること。また、地震や津波などの災害が発生しても未処理汚水が溢水しないような揚水機能の確保、消毒剤の貯蔵を含めた消毒機能の確保、さらに、住民への直接的な対応としてのトイレの確保（マンホールトイレの設置）といった最低限の機能を維持し、早期復旧が図られるよう必要な備えをすること。

#### 4 雨水対策について

内水氾濫による浸水被害実績のあった地域では、雨水排水施設を整備し、浸水被害の低減を図ること。

近年の局地的豪雨は、施設整備だけで対応できない浸水被害をもたらす恐れがあることから、ソフト対策の一つである内水ハザードマップを作成し、公表に努めること。

#### 5 広報活動・普及啓発について

県などがこれまで取り組んできた子供たちへの環境学習や県民への広報活動をさらに推進し、汚水処理施設の役割や必要性について広く県民に理解が得られるよう努めること。

浄化槽の整備拡大に向けて、浄化槽未設置者に行政の支援制度の周知を図るほか、県民一人一人が水環境保全の大切さを理解し浄化槽設置が促されるよう、県と市町村が連携して普及啓発活動に努めること。

## いわて汚水処理ビジョン検討委員会

委員長 伊藤 歩 (環境衛生・水環境)

委員 伊藤 伸二 (行政)

委員 工藤 桂 (会計・経営)

委員 栗田 但馬 (地方財政)

委員 鈴木 美感子 (公営企業経営)

委員 森川 則子 (環境・地域)



図 57-1 提言書手交式 (2017.12.18)



図 57-2 提言書

## 資料58 いわて汚水処理ビジョン 2017 構想図（2040 年度末時点）

---

次頁に、「いわて汚水処理ビジョン 2017 構想図（2040 年度末時点）」の縮小版を示します。